イギリスの1962年運輸法

（昭和38年9月）

日本国有鉄道
外務部

〔仮　訳〕

イギリスの1962年運輸法

328.681
I147i
CG
471
10
(681.2)
國立國會
38.10.-3
圖書館藏書
622746

1962年運輸法の条文配列

第I章　公社および持株会社

序　説

第1条　4公社 …… 2
第2条　鉄道管区 …… 4

鉄道公社

第3条　鉄道公社の任務と権限 …… 6
第4条　鉄道公社の道路運送 …… 8
第5条　鉄道公社の船舶運送，および航空運送の供給権限 …… 10
第6条　鉄道公社のホテルを設備する権限 …… 11

ロンドン公社

第7条　ロンドン公社の任務と権限 …… 11
第8条　ロンドン外におけるロンドン公社の道路運送 …… 13

ドック公社

第9条　ドック公社の任務と権限 …… 15

イギリス水路公社

第10条　イギリス水路公社の任務と権限 …… 16

すべての公社に関する規定

第11条　土地の開発 …… 19
第12条　パイプライン …… 20
第13条　公社の製造および生産の権限 …… 21
第14条　公社の権限に関連する補足規定 …… 25
第15条　土地の強制買収 …… 28

第１６条　特別の法律上の権限の委任を含む業務協定 …… 29
第１７条　法案を提出支持し，またこれに反対する権限 …… 30
財　務　規　定
第１８条　公社の財務上の任務 …… 30
第１９条　公社の借入権 …… 32
第２０条　国庫の貸付金 …… 35
第２１条　大蔵省による保証 …… 36
第２２条　鉄道公社に対する特別規定 …… 37
第２３条　イギリス水路公社に対する特別規定 …… 39
第２４条　会計 …… 40
公社に関連する補足規定
第２５条　公社の従属会社 …… 41
第２６条　公社とその従属会社の間の権利移転に対する印紙税 …… 43
第２７条　公社に関連する大臣の権限 …… 43
第２８条　大臣の承諾を受けて行使できる権限 …… 45
運輸持株会社
第２９条　運輸持株会社 …… 46
公社および持株会社の身分
第３０条　公社および持株会社の身分 …… 50
第Ⅱ章　運輸委員会の事業の分割
財産および機能
第３１条　運輸委員会の資産の分配 …… 51
第３２条　運輸委員会の法律上の機能の分配 …… 54
第３３条　運輸委員会のホテル財産 …… 56
第３４条　職員の移転 …… 58
第３５条　運輸委員会の事業の分配に関連する補足規定 …… 60
資本負債およびその他の財務規定
第３６条　運輸債券に対する債務の大蔵省による引継 …… 60
第３７条　償却基金の移転 …… 63
第３８条　ある種の国庫融資金に対する運輸委員会の債務の消滅 …… 65
第３９条　新団体の創業資本負債 …… 65
第４０条　鉄道公社の停止負債 …… 68
雑　則
第４１条　印紙税の免除 …… 70
第４２条　所得税：公社について資本費を決定する規定 …… 72
第Ⅲ章　運輸運賃料金および施設
一　般　規　定
第４３条　運賃料金および施設：一般規定 …… 75
第４４条　ロンドンにおける現行旅客運賃計画書の適用 …… 78
第４５条　運輸審判所が命令を発する権限 …… 78
第４６条　命令の申請 …… 81
第４７条　ロンドン旅客運賃の再審 …… 83
第４８条　運賃値上の仮認可の特別手続 …… 84
第４９条　過度的規定 …… 85
港湾における利用税および条件
第５０条　港湾における入港税および条件 …… 86
第５１条　入港税の改正 …… 87
雑　規　定
第５２条　独立の鉄道および内陸水路事業 …… 90
第５３条　沿岸航路運送 …… 92
第５４条　鉄道および船舶運送閉鎖の事前通報 …… 94

第Ⅳ章　雑則および一般事項

国有運輸諮問委員会，協議委員会および運輸審判所

第５５条　国有運輸諮問委員会 …… 95
第５６条　運輸協議委員会 …… 96
第５７条　運輸審判所 …… 104

公社に関連する規定

第５８条　ロンドンにおける道路運送に対する制限 …… 107
第５９条　ロンドン公社への道路運送免許証の交付に対する特別制限 …… 109
第６０条　公社およびその他団体の従属会社によつて運営される車両のための運送人免許証 …… 112
第６１条　内陸水路に関連する法規の改正 …… 114
第６２条　運河河水の供給に関する地域的法令 …… 114
第６３条　イギリス水路公社による河水の採取 …… 115
第６４条　内陸水路を維持すべき責任の一時停止 …… 121
第６５条　鉄道貯蓄銀行 …… 124
第６６条　地方税に対する公社の義務 …… 126
第６７条　鉄道運送および鉄道による船舶運送のための条例 …… 132
第６８条　ロンドン公社の運輸組織内の遺失物の保管 …… 136
第６９条　運輸警察の編成 …… 137
第７０条　運輸警察官 …… 139
第７１条　運輸警察の雇用の条項・条件 …… 141
第７２条　職員の雇用の条項・条件に関する一般規定 …… 142
第７３条　年金および年金計画に関する公社および持株会社の権限 …… 144
第７４条　年金について命令を発する大臣の権限 …… 144
第７５条　年金に関する過渡的規定 …… 150
第７６条　運輸委員会に対し補助金を交付する権限 …… 150
第７７条　運輸委員会の土地開発権 …… 150
第７８条　運輸委員会の従属会社 …… 152
第７９条　運輸委員会または経営委員会の構成員の任期終結に当つて特別の支払を行なう権限 …… 154
第８０条　運輸委員会の解散 …… 155

運輸委員会の役員および職員に対する補償

第８１条　運輸委員会の役員および職員に対する補償 …… 157

雑　則

第８２条　賃金評議会に関する法令の修正 …… 160
第８３条　独立鉄道の放棄 …… 161
第８４条　鉄道に関連する小修正 …… 162
第８５条　下院議員の資格喪失 …… 163
第８６条　都市田園計画法の適用 …… 165
第８７条　ロンドン内の土地の開発に関する暫定的規定 …… 168
第８８条　１９５８年審判所・聴問会法の適用 …… 169

補　遺

第８９条　大臣の指令を実施する任務 …… 170
第９０条　聴問会 …… 170
第９１条　地域的法令の廃止 …… 172
第９２条　解　釈 …… 172
第９３条　北アイルランドへの適用 …… 177
第９４条　大臣の費用 …… 178

第９５条　廃止および但書 …… 178
第９６条　略称および発効 …… 179
補　　則
第１補則　公社，鉄道管区および持株会社 …… 181
第２補則　運輸委員会の法律上の機能の移転 …… 188
第３補則　運輸委員会の港湾の分配 …… 198
第４補則　運輸委員会の有価証券の分配 …… 199
第５補則　運輸委員会の資産の分配についての雑項目 …… 204
第６補則　運輸委員会の事業の分配 …… 207
第７補則　過渡的規定 …… 223
第８補則　運賃料金および施設 …… 239
第９補則　入港税 …… 240
第１０補則　運輸審判所の構成，権限および訴訟手続 …… 244
第１１補則　北アイルランドへの適用 …… 253
第１２補則　廃止 …… 255

１９６２年運輸法

法　律　第　４６　号

現在１９４７年運輸法に基づいて経営されている国有運輸事業の再編成を規定し，およびこの目的のためにイギリス運輸委員会の継承者としての公共機関の創設およびこれらの公共機関への事業，事業の部分，財産，権利，義務および債務の移転を規定する，運輸運賃料金および施設に関連する一定の法令を廃止し，およびその他の関係において運輸，内陸水路，港湾および商港施設に関連する法律を改正する，および前記事項に関係する目的のための法律。（１９６２年８月１日）

女王陛下によって，議会の本会期において，上院および下院の助言と承諾のもとに，および議会の認可のもとに，次の如くこれを制定する。

第Ⅰ章　公社および持株会社

序　　説

第　1　条一(1)　本法の目的のために　　4公社

イギリス鉄道公社（本法では「鉄道公社」という），
ロンドン運輸公社（本法では「ロンドン公社」という），
イギリス運輸ドック公社（本法では「ドック公社」という），および
イギリス水路公社
と称する4公共機関を設置し，本法に従ってこれらの機関の間に，イギリス運輸委員会（以下運輸委員会という）の機能および（本法の　持株会社　に関する規定に従うものとして）財産を分割するものとする。

(2)　それぞれの公社の委員長（総裁）は大臣(訳注)が任命し，それぞれの公社のその他の構成員（副委員長（副総裁）あるときはこれを含む）は大臣が当該公社の委員長と協議したのち，これを任命するものとする。

(3)　イギリス鉄道公社は，委員長，1名または2名の副委員長および16名を超えることなく，かつ10名未満とならないその他の構成員をもつて構成するものとする。同公社の委員長およびその他の構成員は，大臣が，運輸・工業・商業または金融上の事項，管理，科学の応用または労働者の組織について広汎な経験を有し，かつ才能を発揮したと認める者のなかから任命し，大臣はその任命に当って，同公社によって業務が提供される個個の地方および地域の特殊な要求および事情に通ずるものを構成員とすることが望ましいかを考慮するものとする。

(4)　ロンドン運輸公社は，委員長，副委員長および9名を超えることなく，かつ4名未満とならないその他の構成員をもって構成するものとする。同公社の委員長およびその他の構成員は，大臣が都市輸送・工業・商業または金融上の事項，管理，科学の応用または労働者の組織について広汎な経験を有し，かつ才能を発揮したと認める者のなかから任命するものとする。

(5)　イギリス運輸ドック公社は，委員長，副委員長および9名を超えることなく，かつ4名未満とならないその他の構成員をもって構成するものとする。同公社の委員長およびその他の構成員は，大臣が，ドックの運営・経営または管理，または運輸・工業・商業または金融上の事項，管理，科学の応用，または労働者の組織について広汎な経験を有し，かつ才能を発揮したと認めるもののな

訳注：大臣は，運輸大臣をいう。第92条解釈の規定参照。

かから任命し，また大臣はその任命に当って，同公社によって業務が提供される個々の地方および地域の特殊な要求および事情に通ずるものを構成員とすることが望ましいかを考慮するものとする。

(6) イギリス水路公社は，委員長，副委員長およびその他の構成員をもって構成するものとする。同公社の委員長およびその他の構成員は大臣が，内陸航行または関連事項の運営・経営または管理について広汎な経験を有し，かつ才能を発揮したと認める者または同公社の業務のある重要部面に関連する特殊な知識を有し，または運輸・工業・商業または金融上の事項，管理，科学の応用または労働者の組織について広汎な経験を有し，かつ才能を発揮したと認める者のなかから任命し，大臣はその任命に当って，同公社によつて業務が提供される個々の地方および地域の特殊な要求および事情に通ずる者を構成員とすることが望ましいかを考慮するものとする。

(7) 本法第1補則第Ⅰ章は，公社の構成および議事手続およびその構成員に関して効力を有するものとする。

第 2 条—(1) 鉄道公社は鉄道管区を創設し，管区は本条の規定に従って，国有鉄道組織のすべての部分について責任を分担するものとする。 鉄道管区

(2) 最初は6鉄道管区を設置し，これらを

東部鉄道管区

ロンドン・ミッドランド鉄道管区

北東部鉄道管区

スコットランド鉄道管区

南部鉄道管区

西部鉄道管区

と称するものとする。但し，大臣は，鉄道公社と協議したのち，命令をもって鉄道管区の数を変更し，または新名称を付することができる。

本項に基づいて発する命令は，本項に基づいて発せられた従前の命令を変更することができ，また議会のいずれかの1院の議決に従って取消されるものとする法律上の書面によってこれを発するものとする。

(3) 本法第1補則第Ⅱ章は，鉄道管区の構成および議事手続，およびその構成員に関して効力を有するものとする。

(4) それぞれの鉄道管区は鉄道公社のために，その部分の経営について当該鉄道管区が責任を負うこととなる国有鉄道組織の部分に関する鉄道公社，公社から当分の間委任される機能を行使するものとする。また鉄道公社は，いかなる機能を委任すべきかを決定するに当って，大臣の承認をえて随時に設定される方針に基づいて行動するものとする。

(5) 鉄道公社は随時に，鉄道管区がその部分の経営について責任を負うべき国有鉄道組織の部分を決定するものとする。

鉄道公社は，本項に基づいて行なわれる決定の告知を，この決定を具体的に示す地図，計画およびその他の書証の写を公衆が閲覧しうる場所を記して，ロンドンおよびエジンバラ官報に公表し，また常に，鉄道公社の文書による証明をもって認証されたこれらの地図，計画およびその他の書証を公衆が閲覧しうるために，適当な場所に合理的な施設を供与するものとする。

鉄道公社

鉄道公社の任務と権限

第3条—(1) 鉄道公社は，本法に基づく権限の行使に当って，大ブリテン内において鉄道運送を供給し，また鉄道輸送の供給に関連して適宜と認めるその他の業務および施設を供給すること，またすべてのこれらの鉄道およびその他の業務および施設に関して，運営の能率・経済性および安全性を正当に考慮することをもってその任務とするものとする。

(2) 鉄道公社は，ロンドン旅客運輸地域内において同公社によって供給される鉄道運送とロンドン公社によって供給される運送の適切な調整を確保する目的をもってロンドン公社と協力し，また同公社の前記地域における鉄道運送について提案されている変更の情報および協議の機会であって，ロンドン公社が当該目的のために当然に要求するものを供与するものとする。

(3) 本法に従うものとして，鉄道公社は，

(a) 大ブリテン内において，鉄道によって貨物および旅客を運送する権限，

(b) 次の第4条に規定する事情の場合に，道路によつて貨物および旅客を運送する権限，

(c) 鉄道公社が所有し，または管理する港湾を運営し，またこれらの港湾において商港施設を供給する権限，

(d) 貨物を大ブリテン内のいずれの場所から，または鉄道公社が自ら問題の貨物をいずれの場所へ宛てて運送したその場所から，大ブリテン内またはその他のいずれの場所へ，他人のために託送する権限，

(e) 鉄道公社によって運送されたか，または運送さるべき貨物を大ブリテン内において保管し，また同公社の営業としての保管またはその他の目的のために供給される構内を，これら目的に必要とされない限りおいてその他の貨物の保管施設として使用する権限，

(f) 次の協定，すなわち，

(i) 1通の契約，または直通運賃料金，または同一の車両またはコンテナによる貨物および旅客の直通運送について，大ブリテン外の運送人との協定，および

(ii) 沿岸航路運送に従事する者の活動と，鉄道公社の活動を調整し，また特に貨物の直通運送を便宜にし，直通運賃を制定し，および

収入または経費を共同計算するための，前記の者との協定，

を締結し，および実施する権限，を有するものとする。

(4) 本条第(1)項および第(2)項は，裁判所における訴訟手続によって課しうるものであつて，かような手続によらなければ鉄道公社に課せられることのないいずれの形式の任務または債務を，直接または間接に課するものと解釈してはならない。

鉄道公社の道路運送

第 4 条 (1) 本条に従うものとして，鉄道公社は，

(a) 次の運送，すなわち，

(i) 鉄道公社により，鉄道または水路によって運送されたか，または運送さるべき貨物の運送，および

(ii) 鉄道運送が一時的に中断されている場合の貨物の運送，および

(iii) 鉄道運送が一時的に中断されているか，または廃止された場合の旅客の運送

のために道路による運送業務を供給し，およびこれらの業務によって貨物および旅客を運送する権限。

(b) 1928年鉄道会社道路運送法（道路運送業務の供給に関連する法律）によって付与された権限を行使する権限を有するものとする。

(2) 鉄道公社は，前記1928年法によって付与された権限の行使に当って，大臣の承諾なくして，

(a) 道路旅客運送について，現行の協定を変更する方法によると否とによらず，業務供給の協定を締結してはならず，また

(b) 前記法律に基づく協定（本法の通過前またはその後に締結されたものであるか否かによらず）の履行の場合を除き，道路旅客運送について，権利承継日の直前に運輸委員会によって供給されていなかった業務を供給してはならず，また

(c) 有賃で，または報償を受けて貨物を道路運送してはならない。

(3) 本条の前諸規定は，鉄道公社に公共運送用車両を特約旅客自動車として運行する権限を与えるものではないが，同公社は，その雇用する者であって家族または友人を同伴し，または同伴しない者をもって構成される行楽団体を運送するために公共運送用車両を特約旅客自動車として使用する権限を有するものとする。

(4) 前第(3)項に拘らず，鉄道公社は，セフィールド市，ハリファックス特別市，ハダースフィールド特別市またはトッドモーデン自治都市内に始発しまたは終着する旅行に関して，特約旅客自動車によって団体を運送することができる。

(5) 本条の規定はいずれも，8名未満の旅客の運送に適用されかつ街路において料金をえて往復しまたは客待ちするために使用される貸自動車によ

り，鉄道公社が旅客を道路運送することを認可するものではない。

(6) 鉄道公社は，本条に規定されている場合のほかは，道路による貨物または旅客運送のために業務を供給する権限を有しないものとする。

(7) 本条において，「1928年鉄道会社道路運送法」は，本法第2補則第Ⅱ章第1項によって定める意味を有するものとする。

鉄道公社の船舶運送および航空運送の供給権限

第 5 条—(1) 鉄道公社は鉄道会社船舶運送法によって付与された権限を有するものとする。但し，大ブリテン外の商港または場所を着地または発地とする旅客または貨物の運送であって，1960年6月1日から権利承継日までの期間またはその一部において運輸委員会または本法第4補則第Ⅰ章に記載する団体の1によって供給されていたものでない運送について定期船舶運送業務を供給するために，大臣の承諾なくしてこれらの権限を行使してはならない。

(2) 鉄道公社は，1929年鉄道会社航空運送法によって付与された権限を有するものとする。但し大臣の承諾なくしてこれらの権限を行使してはならない。

(3) 鉄道公社は，本条に規定されている場合のほかは，

(a) 大ブリテン外の商港または場所を着地または発地とする貨物または旅客の運送のための船

舶運送業務，または

(b) 航空運送業務

を供給する権限を有しないものとする。

(4) 本条において，「鉄道会社船舶運送法」および「1929年鉄道会社航空運送法」は，本法第2補則第Ⅱ章第2項および第3項によって定める意味を有するものとする。

鉄道公社のホテルを設備する権限

第 6 条—鉄道公社は，同公社によって供給される鉄道運送を利用する者が必要とする場所に，これらの者およびその他の者の双方が利用するためにホテルを設備する権限を有し，またホテルを経営する権限を有するものとする。但し同公社は，大臣の承諾なくしてそのホテル経営権を行使してはならない。

ロンドン公社

ロンドン公社の任務と権限

第 7 条—(1) ロンドン公社は，本法に基づくその権限の行使に当って，ロンドン運輸地域のために適当かつ適正に調整された旅客運送組織を供給し，またはかような供給を確保すること，および同公社が供給する業務および施設に関して，運営の能率・経済性および安全性を正当に考慮すること，をもってその任務とするものとする。

(2) ロンドン公社は，同公社によって提供される運送と，ロンドン運輸地域内における鉄道公社の運送の適正な調整を確保する目的をもって鉄道公社と協力し，また同公社の運送について提案され

ている変更の情報および協議の機会であって，鉄道公社が当該目的のために当然に要求するものを供与するものとする。

(3)　本法に従うものとして，ロンドン公社は，ロンドン旅客運輸地域内において，鉄道および道路によって旅客を運送し，また次の第8条に規定する事情のもとに同地域外において道路によって旅客を運送する権限を有するものとする。

(4)　ロンドン公社は，1933年ロンドン旅客運送法第26条（公共運送用車両による貨物の運送に関する規定）によって付与された権限を有するものとし，また本法に基づいてロンドン公社に継承される鉄道のおのおのに関して，権利承継日の直前に施行中の地域的法令によって付与された当該鉄道上の貨物運送権を有するものとする。

(5)　次の第6項に従うものとして，ロンドン公社は，1960年道路運送法第Ⅲ章に基づく公共運送用車両免許証を所有する者が旅客運送に使用するために，自動車をこれらの者に賃貸する権限を有するものとする。

(6)　ロンドン公社は，本条第(3)項および次の第8条に基づいて供給する権限を有する運送業務を供給する目的のために，同公社がその見解において必要とするより以上の車両を公共運送用車両として運営するために保有してはならない。また従って，もし同公社が前第(5)項によって与えられる権限を有しなかったとする場合に保有するより以上の車両を，公共運送用車両として運営するために維持してはならない。

(7)　ロンドン公社は，他の者が貨物の運送に使用するために，自動車をこれらの者に賃貸する権利を有しないものとする。

(8)　ロンドン公社は，8名未満の旅客の運送に適用され，かつ街路において料金をえて往復し，または客待ちするために使用される貸自動車によって旅客を道路運送する権限を有しないものとする。

(9)　本条の第(1)項および第(2)項は，裁判所における訴訟手続によって課しうるものであって，かような手続によらなければ公社に課せられることのない何らかの形式の任務または債務を，直接にかまたは間接に課するものと解釈してはならない。

ロンドン外におけるロンドン公社の道路運送

第8条—(1)　ロンドン公社は，ロンドン旅客運輸地域外において，

(a)　ロンドン旅客運輸地域の境界上のいずれの地点から半径10マイル以内またはケント州においては5マイル以内の道路上において，および

(b)　ロンドン運輸経営委員会の路線（これらの路線が本項(a)号に規定する限界を超えて延びている限りにおいて）上において，および

(c)　大臣の承諾をえてする，本項(a)号および(b)号に規定する限界を超える運送業務により，

定期または急行旅客自動車によって旅客を運送する権限を有するものとする。

大臣は，同公社が前記限界外の特定の路線において旅客を運送することを望ましくする例外的な事情が存在することを納得する場合でなければ，本項(c)号に基づく承諾を与えてはならない。

(2) ロンドン公社は，ロンドン旅客運輸地域外において，

(a) ロンドン旅客運輸地域の境界上のいずれの地点から半径１０マイル以内またはケント州においては5マイル以内の道路上において，および

(b) 旅客が同公社の雇用する者であって，その家族または友人を同伴しまたは同伴しない者の行楽団体を構成している場合に，チャーリング・クロスから半径１００マイル以内の道路において，

特約旅客自動車によって旅客を運送する権限を有するものとする。

(3) 本条の規定はいずれも，1960年道路運送法第Ⅲ章の要求または本法第Ⅳ章によって拡大されたこれらの要求から，ロンドン公社を除外するものと解してはならない。

(4) 本条によって規定されている場合のほかは，ロンドン公社は，ロンドン旅客運輸地域外において旅客を道路運送する権限を有しないものとする。

(5) 本条において「ロンドン運輸経営委員会の路線」という表現は，大臣が法律上の書面に記載された命令をもって，ロンドン運輸経営委員会が，１９６１年１１月２日までの１２カ月の期間中のいずれの時に，定期または急行旅客自動車によって旅客を運送する権限を有していた路線であることを証明する路線をいう。

本項の目的上1933年ロンドン旅客運送法第18条に従って締結され，1947年運輸法第Ⅱ章に基づいて運輸委員会がその当事者となった業務協定に従って旅客を運送する権限は，考慮に入れないものとする。

(6) 前第(5)項に基づく命令は，権利承継日後とならないように発するものとする。

ドック公社

ドック公社の任務と権限

第 9 条—(1) ドック公社は，本法に基づく権限の行使に当って，同公社が所有しまたは経営する港湾において同公社が適切と考える範囲の商港施設を供給すること，および同公社が供給する業務および施設に関して，運営の能率・経済性および安全性を正当に考慮することをもってその任務とするものとする。

(2) 本条に従うものとして，ドック公社は，

(a) 同公社が所有しまたは経営する港湾を運営し，またこれらの港湾において商港施設を供給する権限，

(b) 同公社が所有しまたは経営する港湾を着地または発地とし，または途中経由する貨物を

他人のために託送する権限，

(c) 同公社が所有しまたは経営する港湾において積込または取卸が行なわれたか，または行なわるべき貨物，またはかような港湾を継由して運送さるべき 貨物を保管し，また同公社の営業の当該部分の目的のために供給される構内をこれらの目的に必要とされない限りにおいて，その他の貨物の保管施設を供給するために使用する権限，

を有するものとする。

(3) 本条第(1)項は，裁判所における訴訟手続によって課しうるものであって，かような手続によらなければ同公社に課せられることのない何らかの形式の任務または債務を，直接かまたは間接に課するものと解釈してはならない。

イギリス水路公社

第１０条－(1) イギリス水路公社は，本法に基づく権限の行使に当って，同公社が適切と考える範囲において

イギリス水路公社の任務と権限

(a) 同公社が所有しまたは経営する内陸水路上の業務および施設，および

(b) 同公社が所有しまたは経営する港湾における商港施設

を供給し，また同公社が供給する業務と施設に関して，運営の能率・経済性および安全性を正当に考慮することをもってその任務とするものとする。

(2) 同公社はさらにまた，同公社が所有しまたは経営する内陸水路の最善の使用をはかる目的をもって提案を作成するために，本条第(1)項に基づく任務の遂行のために必要とされない限りにおいてこれらの内陸水路の最善の利用をはかりうる方法を再調査すること，および内陸水路を自ら開発しまたは改変するか，あるいは他人に売却しまたは賃貸するかのいずれかによって当該目的を達成するために，同公社が自由にとりうる凡ゆる措置をとることをもってその任務とするものとする。

(3) 本法に従うものとして，イギリス水路公社は

(a) 内陸水路によって貨物および旅客を運送しまた同公社が所有しまたは経営する内陸水路上の交通施設を供給する権限，

(b) 同公社が所有し，または経営する港湾を運営し，またこれらの港湾において商港施設を供給する権限，

(c) 次の運送，すなわち，

(i) 同公社が内陸水路によって運送したか，または運送すべき貨物の運送，および

(ii) 同公社が所有しまたは経営する内陸水路の使用が一時的に中断された場合の貨物の運送

について道路による運送業務を供給する権限，

(d) 同公社が所有しまたは経営する内陸水路から，いずれの目的のために未処理の河水を採取

し，または売却する権限，

(e) 同公社が所有し，または経営する内陸水路をその輸送経路の全部または一部とする貨物，または同公社が所有しまたは経営する港湾を着地または発地とし，または途中経由する貨物を他人のために託送する権限，

(f) 同公社が所有しまたは経営する内陸水路上を運送されたかまたは運送さるべき貨物，または同公社が所有しまたは経営する港湾において積込または取卸が行なわれたかまたは行なわるべき貨物，またはかような港湾を経由して運送さるべき貨物を保管し，また同公社の営業の当該部分またはその他の部分の目的のために供給される構内を，これらの目的のために必要とされない限りにおいて，その他の貨物の保管施設を供給するために使用する権限，

(g) 次の協定，すなわち，

(i) 1通の契約，または直通運賃，または同一の船舶またはコンテナによってする貨物および旅客の直通運送について，大ブリテン外の運送人との協定，および

(ii) 沿岸航路運送に従事する者の活動と同公社の活動を調整し，また特に貨物の直通運送を便宜にし，直通運賃を制定し，および収入または経費を共同計算するための，前記の者との協定。

を締結し，および実施する権限，を有するものとする。

(4) 本条第(1)項および第(2)項は，裁判所における訴訟手続によって課しうるものであって，かような手続によらなければ同公社に課せられることのない何らかの形式の任務または債務を，直接にかまたは間接に課するものと解釈してはならない。

すべての公社に関する規定

土地の開発

第11条—(1) 本条に従うものとして，おのおのの公社は，適当と信ずる方法で自社の土地を開発する権限を有するものとする。

(2) おのおのの公社は，特に，また本条に従うものとして，開発が遂行されたのち，土地上の権利または利害関係，またはその場合により，建物またはその一部を売却し，またはその他によって処分する目的をもって，

(a) その営業の目的に必要とされない土地を保有しかつその他の者による使用のためにこれを開発すること，また

(b) その土地を，営業の目的と同時にその他の目的のために使用することができる場合は，その他の者による全部または一部の使用のためにその土地上に建物を建設しまたは改造することによってその土地を開発すること

ができる。

(3)　公社は，その営業の目的でない目的のためにその公社の土地を開発するに当って，大臣の承諾なくして実質的経費項目を負担してはならない。また大臣は，随時に，本条の目的上何が実質的経費項目として取扱わるべきかをさし示す指令を公社に与えることができる。

(4)　公社は，本条に基づいてその営業目的以外の目的に使用するためにいずれの土地を開発することを提案する場合は，大臣の承諾をえて，その土地とともに開発する目的をもって隣接する土地を協定によって取得する権限を有するものとする。但し，大臣は，公社が隣接する土地を取得しなければその他の土地を満足に開発することができないと認める場合でなければ，本条に基づいてその承諾を与えてはならない。

本項の前諸規定によって規定されている場合のほかは，公社は，土地の開発以外の公社の活動のいずれにも関連のない目的のために土地を取得する権限を有しないものとする。

パイプライン

第１２条―(1)　本条に従うものとして，公社は，

(a)　大ブリテン内においてパイプラインを建設し，また運営する権限，および

(b)　大ブリテン内の公社に所属する土地上における，その他の者によるパイプラインの建設および運営についてこれらの者と取引関係を結ぶ権限

を有するものとする。

(2)　公社は，

(a)　パイプラインが，公社に所属し，かつその他の目的のために取得された土地に主として存在するかまたは存在することとなる場合，または

(b)　パイプラインが，その運営以外の公社の営業の目的のために取得された場合，

のほかはパイプラインを建設する目的をもって土地を取得する権限を有しないものとする。

(3)　公社は，パイプラインの運営以外のその営業の目的に必要とされるものでなければ，大臣の承諾なしにパイプラインを建設してはならない。

(4)　本条において「パイプライン」なる表現はいずれの物質の送達のための本管または配管とともに，かような本管または配管の運営に関連して設備された工作物をいう。

公社の製造および生産の権限

第１３条―(1)　公社のおのおのは，

(a)　その公社，

(b)　その他のいずれの公社，または

(c)　公社のいずれかの従属会社または持株会社の従属会社

の営業の目的に必要とされるいずれのものの，建設，製造，生産，購入，保守および修繕を行なう権限を有するものとする。また本法第１１条および本条の以下の諸規定に従うものとして，公社は，これらの目的のいずれかに必要とされないものの建設，

建設，製造，生産構入，保守または修繕を行なう権限を有しないものとする。

(2) イギリス水路公社は，通常内陸水路の運営に関連して使用させる種類の装置または器材を，かような関連において使用させるために売却する目的をもって建設，製造または生産し，またかような種類の装置または器材の修繕を行なう権限を有するものとする。

但し，本項は，平底はしけまたはその他のいずれの種類の船にも適用されないものとする。

(3) 本条第1項は，1950年イギリス運輸委員会法第43条（アルスター運輸公社に対する鉄道器材の供給に関連する，また本法に基づいて鉄道公社に適用される規定）または1957年イギリス運輸委員会法第67条（グリニッジの王立海軍大学に対する熱の供給に関連する，また本法に基づいてロンドン公社に適用されている規定）によって付与された権限に影響しないものとする。

(4) 公社のおのおのは，随時大臣に対して，本条の規定に基づく建設，製造および生産の権限が行使される方法に関して提案を提出し，また大臣によって修正を付しまたは付せないで承認されたこれらの提案に従ってこれらの権限を行使するものとする。但し，大臣は，公社と協議した後，上のように承認した提案に従つて遂行されている活動のいずれかを中止することを，当該公社に指令す

ることができる。

(5) 本条第(1)項の公社の権限を制限する限りの部分を毀損しないものとして，公社は，研究または開発の目的以外のために，道路車両，道路車両の車体または車台または道路車両の主構成部分を製造する権限を有しないものとする。

本項は，鉄道公社に関しては，権利承継日から3年の期間が経過するまで効力を発しないものとする。しかしながら，大臣は，もしそれ以前に当該公社が，本項によって制限された活動を適正に終結することができると認めるときは，3年の期間を，指令に指定するこれより短い期間に読替えることを指令することができる。

(6) 本条第(1)項の公社の権限を制限する限りの部分を毀損しないものとして，公社は，

(a) 他の公社，または公社のいずれかまたは持株会社の従属会社以外のいずれの者へ売却する目的をもって道路車両を購入する権限，

(b) その他の公社のいずれか，または公社のいずれかまたは持株会社の従属会社へ売却する方法による場合を除き，道路車両の予備部品または付属品，または道路車両用のガソリンまたは潤滑油を売却する権限，または

(c) 公社のいづれか，または公社のいずれかまたは持株公社の従属会社によってその営業の目的のために使用される車両，予備部品または付

属品以外の道路車両または道路車両用予備部品または付属品の保守または修繕に従事する権限，を有しないものとする。

(7) 公社は，はしけ，平底はしけまたは総トン数が１７５トンを超えない船を除き，船舶の建造に従事する権限を有しないものとする。

但し本項は

(a) イギリス水路公社による船舶のある形式から他の形式への改装に適用されないものとし，また

(b) 公社のいずれかが，その公社または従属会社のいずれかによつて運航される船舶の備品または付属品を製造することを妨げるものと解せられてはならない。

(8) 本条の目的上，

「車体」は，主構成部分の取付けられる下部構造が車体構造とともに完全な一体を形成する車両に関しては，その下部構造を含み，

「車台」は，

(a) 主構成部分の取付けられる下部構造が車体構造と別個になつている車両に関しては，その下部構造とその上に道路車両を建造するために必要とされる主構成部分の所要全量を合せたものをいい，または

(b) 主構成部分の取付けられる下部構造が車体構造とともに完全な一体を形成する車両に関し

ては，道路車両として，新造の場合に，当該車体構造を完成するために必要とされる主構成部分の所要全量をいい，

「主構成部分」は，車両の，完全な動力機関，完全な動力伝達装置，完全な支持装置，完全な操舵機，完全な制動装置または完全な輪軸をいい，

「製造」は，道路車両の車体に関して，および主構成部分の取付けられる下部構造が車体構造と別個となっている場合の道路車両の車台に関しては，新車体または，その場合により，新車台の建造のための車体の部品または，その場合により，車台の部品の組立を含み，

「道路車両」は鉄道車両および道路用車両の双方として使用するように設計された車両を含む。

公社の権限に関連する補足規定

第１４条—(1) 本法に従うものとして，公社は，次の権限すなわち

(a) 公社が自ら続行することのできる活動のいずれかの，公社の代理人としてまたはその他によるとによらず，いずれの者による経営のためにその者と協定を締結し，これを遂行する権限，

(b) 前(a)号を毀損しないものとして，契約の一方の当事者による，他方の当事者に所属する工作物，土地またはその他の財産の管理，運営および使用のため，および業務の提供および収入または経費の共同計算に関して，他の公社および公社のいずれかまたは持株会社の従属会社と

協定を締結する権限，

(c) その営業の目的のために土地を取得する権限，

(d) 公社によって供給される業務および施設を使用する者が必要とする場所に，これらの者およびその他の者の双方に対して，食料および飲料の購入および消費のための施設，休養の場所および公社がその供給を必要または適切と認めるその他の快適性および施設を供給する権限，

(e) 公社の企業の一部分または公社がその営業の目的にとって必要でないとみなす財産を処分し（無制限であるかまたは一定の年数を限るかによらず），また特に，その利害関係または権利に従って公社によって保有されている財産上の利害関係または権利を処分する権限，

(f) 公社に雇用されている者の熟練または公社の器材またはその器材が運用される方法の能率を増進するために，公社による訓練，教育および研究用の施設の供給およびかような供給に対するその他の者による援助を含めて，いずれの事を行なう権限，

(g) 公社に雇用されている者に対して，住宅，合宿所およびその他同様の収容設備を供給する権限，

(h) 公社に雇用されている者が住宅設備を取得することを援助するためにこれらの者に貸付を

行ない，また建築協会その他の団体によって行なわれたこれらの者に対する住宅目的の貸付を保証する権限，

(j) 公社がその営業の目的に当面必要としない金額を投資する権限，

(k) その財源を，その営業の目的に必要とされない限りにおいて利用する権限，

(l) 公社がその営業の適正な経営を容易にするために必要とみなすその他のすべての事柄を行なう権限，

を有するものとする。

(2) 公社は，もしいずれの企業または企業の一部分に含まれている資産が，全部または主として同社の営業の目的に必要とされている資産であるときは，その企業またはその企業の部分を取得する権限を有するものとする。

(3) 公社はおのおの，大臣の承諾をえて，その営業の目的のために，いずれの者によって経営される企業またはその者が法人である場合はその法人の従属会社によって経営される企業のために，その者に資金を貸付け，またはその者のために保証を与える権限を有するものとする。

(4) 公社はおのおの，大臣の承諾をえて，その営業の目的のために，法人の有価証券に応募しまたはこれを取得する権限を有するものとする。

(5) 本条の第(3)項および第(4)項は，公社の

(a) 投資として資金を貸付け，または投資として有価証券に応募し，またはこれを取得する権限，または

(b) 権利承継日前に運輸委員会によって行なわれた貸付または与えられた保証をそのまま据置き，または取得された有価証券を保有する権限，

に影響を与えないものとする。

(6) 本法の前掲諸規定によっていずれの公社に付与された権限はそれぞれ，かように付与されたその他の権限への付加としてみなされ，その毀損としてみなされないものとする。またこれらの規定は制定法上の法人としての公社の能力にのみ関連し，またこれらの規定はいずれも公社による法令または法律上の規則の無視を認可するものと解釈されてはならないことをここに宣言する。

土地の強制買収

第１５条－(1) 本条に従うものとして，大臣は，公社がその営業の目的のために必要とする大ブリテン内の土地を強制買収することを認可することができる。また1946年土地取得（認可手続）法はあたかもそれぞれの公社が同法の趣旨の範囲内の地方当局であり，また本法が同法の施行直前に実施されていたかの如く適用されるものとする。

但し，本項は，公社が本法第１１条第４項に基づく協定によって取得する権限を有する土地を強制買収することを認可するものと解してはならない。

(2) 大臣は，もしパイプラインの建設が本法第１２条第(3)項に基づく大臣の承諾を必要とするときは，公社がパイプラインを建設するために土地を買収することを本条に基づいて認可してはならない。

(3) 本条における土地を強制買収する権限は，新しい権利の設定によって地役権またはその他の土地上の権利を取得する権限を含むものとする。

但し，本項は，1946年土地取得（認可手続）法の目的上，共同配分地，空地または燃料または牧草用地用配分地の一部を形成することとなる土地上の地役権またはその他の権利に適用されないものとする。

(4) 本条をスコットランドへ適用するに当って，1946年土地取得（認可手続）法への言及は，1947年土地取得（認可手続）（スコットランド）法への言及として，また地役権への言及は地役権（servitude．訳注－スコットランド法上の用語）への言及として読替えるものとし，また前第(3)項における燃料または牧草用地用配分地への言及は省略するものとする。

特別の法律上の権限の委任を含む業務協定

第１６条－(1) 公社は，その業務協定が同社の企業のいずれの部分に関連する法令に基づく機能の委任を含むことにも拘らず，本条の適用される業務協定を締結することができる。

(2) 前第(1)項における本条の適用される業務協定への言及は，本法第3条第3項(f)号または第10条第(3)項(g)号または第14条第(1)項(b)号に掲げられている種類のうちの一つの協定への言及とする。

第17条 (1) おのおのの公社は，大臣の承諾をえて，議会に法案を提出支持し，議会にかけられている法案に反対することができる。

法案を提出支持し，またこれに反対する権限

(2) 本条第(1)項によって付与される権限は，さもなければいずれの企業を経営する者，また特に，1947年運輸法によって運輸委員会に移転された企業を経営する者の承継者として公社が本法の規定に基づいて有したであろうところの，法案を提出支持しまたはこれに反対する権限に代るものとする。但し本条の規定はいずれも，公社が承継者として行使できる権限であって，特別の議会手続に従う命令を含めて，命令を申請し，および命令の申請に反対する権限を毀損するものと解釈してはならない。

(3) 本条をスコットランドへ適用するに当つて，「議会にかけられている法案」は1936年私法律立法手続（スコットランド）法に基づく命令を含む。

財務規定

第18条 (1) 公社はおのおの，各年度毎について．収入によって当然に負担さるべき経費の支弁について準備を行なうために不十分とならない収入を確保す

公社の財務上の任務

るように，その営業を行なうものとする。

(2) おのおのの公社は，特に資産の減価償却または更新に対する適当な準備金および一般積立金への適当な配分額を含めて，収入に負担させることを正当とするすべての経費を各年度ごとに収入に負担させるものとする。また本条第(1)項および本法中のその他における収入によって当然に負担さるべき経費への言及は，上に準じて解釈するものとする。

(3) 公社の特別積立金を設定する権限を毀損しないものとして，おのおのの公社は一般積立金を設定し，かつ維持するものとする。

(4) おのおのの公社によるその一般積立金の運営，当該貸方へ随時に繰入れらるべき金額，および一般積立金に計上されている資金の使用は公社の決定するところによるものとする。

但し，

(a) 一般積立金に計上されている資金のいかなる部分も，公社の目的以外のために使用されてはならないし，また

(b) 大臣は，大蔵省の承認をえて，一般積立金の設定または管理，またはその貸方への金額の繰入またはその使用に関する事項について公社へ指令を与えることができる。

(5) 公社のおのおのは，大蔵省の承認を受けてする大臣の承諾をえて，資本的性質の支出（権利承

継日前に運輸委員会によって負担された資本的性質の支出を含む）に基づく利子であって，その支出に関連する工事または計画がその会計期間内に完了したと大臣がみなす会計期間の末日またはそれ以前に終る期間に対する利子に相当する計上を資本勘定に行なうことができる。

(6) 本条は，鉄道公社およびイギリス水路公社に関連する本法本章の以下の規定に従って効力を有するものとする。

公社の借入権

第１９条－(1) 本条第(3)項の制限に従うものとして，公社のおのおのは，本法に基づくその責任を果し，またはその機能を遂行するために必要とする金額を当座借越またはその他の方法により，大臣からまたは大臣の承諾をえてその他の者からのいずれかによって臨時に借入れることができる。但し公社が本項に基づいて調達した臨時借入金に関して未払となっている金額の総額は，大臣が，公社に与えた指令をもって本項の目的のために当分の間同公社に課している限度を超えないものとする。

(2) 本条第(3)項の制限に従うものとして，公社のおのおのは，次の目的すなわち

(a) 公社の営業に関連する資産の調達または改良に関連して負担した支出金であって，資本に正当に計上される支出金の支弁，

(b) 運転資金の調達，

(c) 企業または企業の一部の取得，

(d) いずれの者によって経営される企業またはその者が法人である場合はその法人によって経営される企業のためにその者への資金の貸付，またはかような者のために与えられた保証の履行，

(e) 投資としてより以外の，団体の有価証券の応募または取得，

(f) 前第(5)項に基づいて資本勘定へ計上された利子の支払，

(g) 次の返済，すなわち，

(i) 公社の創業資本負債のいずれの部分の返済，

(ii) 公社が借入れた資金の返済，

(iii) 本法に基づき，または従って運輸委員から公社へ移転された債務の返済，

(h) 資本資金が当然に使用さるべき目的（前諸号に規定されていると否とによらない），

のすべてまたはいずれかに必要とする金額を（臨時借入金の方法以外により）大臣から借入れることができる。

(3) 次の項目，すなわち

(a) 公社が本条に基づいて借入れた資金の元金，および

(b) 本法第Ⅱ章に定義する公社の創業資本負債，但し，鉄道公社の場合は同章に定義する鉄道公社の停止負債を除くものとして，

に関する未払総額は，すべてを合計して

(i) 鉄道公社については，１１億ポンドまたは大臣が随時に命令によって指定する，１１億ポンドを超え１４億ポンドを超えない額，

(ii) ロンドン公社については，２億ポンドまたは大臣が随時に命令によって指定する，２億ポンドを超え２億7,000万ポンドを超えない額，

(iii) ドック公社については，１億2,000万ポンド，および

(iv) イギリス水路公社については，

3,000万ポンド

を超えてはならない。

本項に基づく命令は法律上の書面によって発するものとし，またかような命令はいずれも，命令の草案が議会下院の議決によって承認されていなければこれを発してはならない。

(4) 公社は，本条に従う場合のほかは資金を借入れる権限を有しないものとする。

(5) 本条における借入への言及は，

(a) 公社による，その従属会社である法人からの借入，

(b) 公社によって運営される貯蓄銀行の経営の過程における公社による資金の受領，またはかように受領された資金の公社による使用，または

(c) 公社または公社の従属会社の被雇用者が加入する年金計画のために創設された年金基金である資金の公社による受領または使用

を含まない。

(6) 本条は，鉄道公社およびイギリス水路公社に関連する本法本章の以下の規定に従って効力を有するものとする。

国庫の貸付金

第２０条—(1) 本法に従うものとして，大臣は，大蔵省の承認をえて，公社が前第１９条第(1)項または第(2)項に基づいて借入れる権限を有する金額を，公社に貸付けることができる。

(2) 大臣が本条に基づいて交付する貸付金は，大臣が大蔵省の承認をえて随時に指令することができる時期および方法によって大臣に払戻し，またかように指令する利率および時期によって利子を大臣に支払うものとする。

(3) 大蔵省は，大臣をして本条第(1)項に基づく貸付を行なわしめるために必要な金額を，統合基金から大臣に払出すことができる。

(4) 大蔵省は，前第(3)項に基づいて払出さるべき金額を供給しまたはかように払出された金額の補充を行なうために，もし適当と認めるときは何時にても1939年国家借入金法に基づいて資金を調達することを認可されている方法で，資金を調達することができる。また本項に基づいて資金を調達するために創設され，かつ発行された有価証券は

すべての目的上同法に基づいて創設され，かつ発行されたものとみなされるものとする。

(5) 本条第(2)項に基づいて大臣が受領した金額は国庫に納付され，また大蔵省が指令する時期に統合基金から払出されるものとし，また大蔵省によって次の如く充当されるものとする。すなわち

(a) そのうち元金に相当する額は，大蔵省が適当と認める種類の負債の償還または返済に充当するものとし，また

(b) そのうち利子に相当する額は，国家負債関係の毎年度の経費のうちの利子に相当する部分の支払に充当するものとする。

(6) 大臣は，毎会計年度につき，本条に基づいて払出を受けた金額，および本条第(5)項に基づいて国庫に納付すべき金額，および大臣によるこれらの金額のそれぞれの処分の会計報告書を，大蔵省が指令する形式および方法によって作成し，次年度の１１月末日までに会計検査官および会計検査院長へ送付するものとする。また会計検査管および会計検査院長は当該会計報告書について検査，証明および報告をおこない，また当該会計報告書の写しを自己の報告書とともに議会の両院に提出するものとする。

大蔵省による保証

第２１条―(1) 大蔵省は適当と考える方法および条件により，公社が本法第１９条第(1)項に基づくその権限の行使として大臣以外の者から借入れる金額についてその元金の返済および利子の支払を保証することができる。

(2) 大蔵省は本条に基づく保証を与えた直後，その保証の陳述書を議会の両院に提出するものとし，また大蔵省は，かような保証を履行するために幾何かの金額を払出す場合は，その金額が交付される年度から，その金額の元本とそれに対する利子に関するすべての債務が最終的に消滅する年度までの毎会計年度の末日後できる限り速やかに，当該金額に関する陳述書を議会の各院に提出するものとする。

(3) 本条に基づく保証を履行するために大蔵省が必要とする金額は，統合基金によって負担され，同基金から払出されるものとする。

(4) もし本条に基づいて与えられた保証の履行として公社のために幾何かの金額が払出されるときは，当該公社は，上の如く払出された金額の支払としてまたはかような支払に対して大蔵省が指令する金高，および上の如く払出された金額に関して当分未払となっている，大蔵省が指令する利率による利子を大蔵省が随時に指令する時期と方法によって大蔵省へ支払うものとする。

(5) 前第(4)項に基づいて大蔵省が受領した金額は，国庫に納付するものとする。

鉄道公社に対する特別規定

第２２条―(1) 大臣は，大蔵省の承認をえて，権利承継日から５年の期間中に鉄道公社の収益勘定に生ずる損失を塡補するために，議会から配付された資金か

ら交付金を同公社に与えることができる。

(2) 大臣は，権利承継日後5年を超える以後に鉄道公社の収益勘定に生ずる損失を塡補するために，同公社に対して本法第20条第(1)項に基ずいていかなる貸付も行なってはならない。

(3) 本条に基づいて鉄道公社へ与えられた交付金は，これに同公社の収益勘定の損失を塡補するために本法第20条第(1)項に基づいて大臣によって行なわれた同公社への貸付を合計した総額が，4億5,000万ポンドを超えてはならない。また本条第(1)項に基づいて付与された権限および前記第20条第(1)項に基づいて大臣が貸付を行う権限の双方は，上に準じて制限されるものとする。

(4) 本法第18条第(1)項は，権利承継日から5年の期間中は鉄道公社に適用されないものとする。但し，鉄道公社は，同社をできる限り速やかに，各年度毎についてその収入が，収入によって当然に負担さるべき経費の支弁について準備を行なうために不十分とならない状態におき，かつかような状態が継続される如くその営業を行なうものとする。

(5) 前第(4)項，および前記の権利承継日から5年の期間の経過後は鉄道公社に適用される本法第18条第(1)項の目的上，鉄道公社は，権利承継日後のいずれの時に生じた損益勘定の損失を考慮に入れるものとする。但しかような損失を塡補するために

本条第(1)項に基づいて大臣から交付金を与えられている場合を除く。

(6) 本法第18条第(3)項の規定にかかわらず，鉄道公社は，本条第(4)項に基づくその任務を達成するまでは一般積立金を設定することを要しない。

(7) 本条中の如何なる規定も，大臣に交付金または貸付の方法によって鉄道公社へ資金を融通する任務または義務を課するものと解してはならない。

イギリス水路公社に対する特別規定

第23条—(1) 大臣は，大蔵省の承認をえて，権利承継日から5年の期間中にイギリス水路公社の収益勘定に生ずる損失を塡補するために，議会から配付された資金から交付金を同公社に与えることができる。

(2) 大臣は，権利承継日後5年を超える以後にイギリス水路公社の収益勘定に生ずる損失を補塡するために，同公社に対して本法第20条第(1)項に基づいていかなる貸付も行なってはならない。

(3) 本条に基づいてイギリス水路公社へ与えられた交付金は，これに同公社の収益勘定の損失を塡補するために本法第20条第(1)項に基づいて大臣によって行なわれた同公社への貸付を合計した総額が1,000万ポンドを超えてはならない。また本条第(1)項に基づいて付与された権限および前記第20条第(1)項に基づいて大臣が貸付を行なう権限の双方は，上に準じて制限されるものとする。

(4) 本法第18条第(1)項は，権利承継日から5年の期間中はイギリス水路公社に適用されないもの

とする。但しイギリス水路公社は，その収益勘定に負担している損失をできる限り最低の水準に維持する如く営業を行なうものとする。

(5) 本法第１８条第(3)項の規定にかかわらず，イギリス水路公社は，その収益勘定に損失を負担している限り，一般積立金を設定することを要しない。

(6) 本条中の如何なる規定も，大臣に交付金または貸付の方法によってイギリス水路公社へ資金を融通する任務または義務を課するものと解してはならない。

会　計

第２４条―(1) おのおのの公社は，

(a) 正当な会計を維持し，その他の関連記録を保存させるものとし，また

(b) 大臣が大蔵省の承認をえて随時に指令する形式を備え，またかように指令する明細事項を記載し，かように指令する方法で編輯された年度会計報告書を作成するものとする，

(2) おのおのの公社の会計は，大臣によって毎年任命される１名または数名の監査人によって監査されるものとする。また次の団体の１または２以上の団体員でない者は，上のように任命される資格を有しないものとする。

イングランド・ウエールズ公認会計士協会
スコットランド公認会計士協会
公認会社会計士協会

連合王国内に設立され，当分の間1948年会社法第１６１条第(1)項(a)号の目的上商務省によって認められているその他の会計団体，

(3) 公社の会計が前記の如く監査を受けた後直ちに，公社は，本条第２項(b)号に掲げる会計報告書の写を，同報告書に基づいて監査人が作成した報告書の写とともに大臣に送付し，また大臣が本法に基づいて毎年度議会へ提出する報告書には，前記報告書の写と監査人報告書の写が含まれていなければならない。

(4) 1888年鉄道・運河運送法第３９条および1911年鉄道会社（会計・報告）法（鉄道会社および運河会社による報告書の作成および記録の維持に関連する規定），および大臣が法律上の書面によって発した命令によって他の旨を規定する限りの場合を除き，1947年運輸法によって運輸委員会へ移転された企業の所有主により維持または作成さるべき会計，統計および報告書に関連する限りのいずれの法律上の規定の部分は，公社のいずれにも適用しないものとする。

公社に関連する補足規定

公社の従属会社

第２５条―(1) 従属会社を有する公社は，その従属会社が

(a) 公社が従事する権限を有しない活動（公社が大臣の承諾をえていないために従事する権限を有しない活動を含む）に従事しないこと，お

よび

(b) 公社が行なわないように大臣によって指令されている事を行なわないこと，および

(c) 大臣の承諾ある場合のほかは，公社以外のいずれの者からも資金を借入れないこと，および

(d) 大臣の承諾ある場合のほかは，公社以外のいずれの者に対する株式または不定額面株式の発行によって資金を調達しないこと

を保証するようにその監督権を行使することをもってその任務とするものとする。

(2) 大臣は，公社に対して，公社が前第(1)項によって課された任務を遂行することを保証するために適当と認める指令を与えることができる。

(3) 本条第(1)項(d)号は，ホテル会社が行使できるホテル経営の権限に適用しないものとする。但し鉄道会社の従属会社に関連して適用される同号を毀損しないものとして，鉄道公社は，その従属会社の監督権の行使として，同公社がホテル会社以外にホテルを所有しまたは経営する従属会社を有する結果となる事は如何なる事も行なわないことを保証するために同公社に認められている措置をとるものとする。

(4) 本条第(1)項(a)号は，クライド河またはクライド湾およびこれと接続する湖，湾，運河または入江におけるカレドニアン・スチーム・パケット株

式会社による船舶運送の供給に適用しないものとする。

公社とその従属会社の間の権利移転に対する印紙税

第26条—1930年財政法第42条（関係会社間の権利移転に対する印紙税に関する規定）の目的上，公社のおのおのは これを有限責任会社とみなすものとする。

公社に関連する大臣の権限

第27条—(1) 大臣は，いずれの公社と協議の上，国家利益に影響すると認める 事項に関して当該公社に対してその機能の行使および履行について一般的性格の指令を与えることができる。

(2) 公社は，その公社またはその従属会社による資本勘定上の相当額の支出を要する提案の作成および遂行に当って，随時に大臣の承認をえて定められた方針に基づいて行動するものとする。

(3) おのおのの公社は，訓練，教育および調査に関するその機能の行使および履行に当って，前記の如く 定められた方針に基づいて行動するものとする。

(4) 本条の前諸規定を毀損しないものとして，大臣はいずれの公社と協議ののち，当該公社がその活動のいずれかを中止し，その企業の一部分を処分し，その保有する資産を処分し，その貸付金を回収し，または当該公社が与えた保証を取消すために有するその権限を行使することを指令することができる。

但し，大臣は，当該活動の続行，または企業の

当該部分または当該資産の保持，または当該貸付金または保証の継続が，その場合により，本法に基づく公社の任務の遂行に不必要であることを納得しない限りかような指令を与えてはならない。

(5) 大臣は，いずれの公社と協議ののち，当該公社の従属会社がその活動のいずれかを中止し，その企業の一部分を処分し，その保有する資産を処分し，その貸付金を回収し，または当該従属会社が与えた保証を取消すために有するその権限を行使することを従属会社に要求する如く，公社がその従属会社に対する監督権を行使することを指令することができる。

(6) もし大臣が，公社が国防上の利益のためにそれをなす権限を有すべきであり，またはそれをなすことを要求さるべき事項が存在し，かつそれが本法によって当該公社に課せられた任務に一致するものと認めるときは，大臣は，公社が当該事項をなすことを認可しまたは指令することができる。また本法またはいずれの地域的法令中の，公社の権限に対する如何なる制限も，公社が認可または指令に従って行動することを妨げないものとする。

(7) おのおのの公社は，その財産および活動，およびその従属会社である会社の財産および活動について，大臣が随時に要求する報告書，計算書およびその他の情報を大臣に提供するものとする。

(8) 前第(7)項の規定を毀損しないものとして，おのおのの公社は，その公社の毎会計年度の末日後

できる限り速やかに，当該年度中のその機能の行使または履行，およびその政策および計画に関する報告を大臣に対して行なうものとし，また大臣はかような報告のそれぞれの写を議会の両院に提出するものとする。

年度報告には大臣からそうすることは国防上の利益に反するとする意見を公社に通知されていない限り，当該年度中に大臣から公社に与えられた指令を記載し，また当該年度中の公社のおのおのの俸給または報酬および収得の一覧表を掲げるものとする。

大臣の承諾を受けて行使できる権限

第２８条—(1) 大臣が本法の前諸規定に基づいて与えることを認可されている承諾は，その承諾に指定される場合またはかように指定される種類の場合について，または一般的のものとして，また条件を付して与えることができる。

(2) 公社によってなされたことはいずれも，それが大臣の承諾なしになされ，また本法の前諸規定に基づいて大臣の承諾を必要としたという根拠に基づいて不法とされないものとする。

(3) もし大臣が，大臣の意見では本法に基づくその承諾を必要とする事項を公社がなすことを提案しまたはこれをなしたと認めるときは，大臣は，その公社と協議ののち，適切と認める指令をその公社に与えるものとする。

(4) 公社が既にいずれの事項を大臣の承諾なしに

なしている場合に大臣が前第(3)項に基づいて与えることのできる指令は，特に公社がいずれの活動を中止しまたはいずれの資産を処分すべきことを要求することができる。またかような指令は，これによって公社が必然的に損失を出して資産を処分することとなるにかかわらず，上のように与えることができる。

運輸持株会社

第２９条－(1)　本法の目的のために，継続的に存続する法人を設立してこれを運輸持株会社と称するものとし，本法においては「持株会社」という。　運輸持株会社

(2)　持株会社の構成員となり，大臣によって任命されるものとする委員長（社長）および１２名を超えないその他の取締役を置くものとする。

(3)　持株会社の委員長およびその他の取締役は，大臣が，運輸・工業・商業または金融上の事項，管理，法律に関する実務，科学の応用または労働者の組織について広汎な経験を有し，かつ才能を発揮してきたと認める者のなかから任命し，大臣はその任命に当って，これらの者のなかに持株会社の主要従属会社の取締役である者，またはかような従属会社の経営に関係ある者を含めることが望ましいかを考慮するものとする。

(4)　持株会社は，その営業の運営に当って随時に運輸大臣によって与えられる指令に従って行動す

るものとする。

(5)　本法第１補則第Ⅲ章は，持株会社とその議事手続について効力を有するものとする。

(6)　本条第(9)項に従うものとして，持株会社の目的は，あたかも持株会社が商事企業に従事する会社であるかの如く，

(a)　本法に基づいて持株会社に継承された有価証券を保有しかつ管理すること，および

(b)　これらの有価証券に所属する権利を行使すること

とするものとし，また持株会社はこれらの目的のために，

(i)　会社を組織し，発起し，および援助する権限，

(ii)　会社の有価証券に応募し，これを引受け，取得および保有し，交換し，および売却する権利，

および一般に持株会社によって通常経営される営業を経営し，またこれらの目的の達成に付随するかまたは資するその他のすべての事項をなす権限を有するものとする。

(7)　持株会社は，その完全所有従属会社が自己の営業に使用し，または公社，または公社のいずれかまたは持株会社の完全所有従属会社がその営業に使用するものを供給するための物の製造または生産のほかは，製造または生産に従事しないこと

を保証する如く，かような従属会社に対する監督権を行使することをもってその任務とするものとする。

(8) 持株会社は，大臣の承諾をえて，本法に基づいて継承した有価証券を売却またはその他によって処分し，また特にこれらの有価証券のいずれかを持株会社の従属会社が発行した有価証券と交換に当該従属会社へ移転する権限を有するものとする。

(9) 大臣は命令をもって，持株会社の本条に基づく目的および権限を拡大し，または変更することができる。但し大臣は，その命令の草案が議会に提出され，両院の議決によって承認されたときでなければかような命令を発してはならない。

本項に基づいて命令を発する権限は，従前の命令を変更しまたは取消す権限を含み，法律上の書面によって行使するものとする。

(10) 持株会社の剰余金は，大蔵省の承認をえてする大臣の承諾をえて，持株会社の営業の遂行のために保持することができる。またかように保持される場合でない限り剰余金は大臣に引渡され，かつ大臣によって国庫へ納付されるものとする。また国庫へ納付された金額のうち資本的性質の金額に相当する部分は，大蔵省が指令する時期に統合基金から払出され，大蔵省によって同省が適当と考える種類の負債の償還または返済に充当されるものとする。

(11) 持株会社は，一時的借入の方法以外によって大臣または持株会社の従属会社以外の者から資金を借入れてはならない。また持株会社がその従属会社からの借入れ以外の方法によって借入れた金額についての未払元金の総額は，いずれの時期においても3,000万ポンドを超えてはならない。

(12) 大臣は大蔵省の承認をえて，持株会社に資金を貸付けることができる。また本法第20条第(2)項ないし第(6)項は，同条に基づいて貸付けられた金額に適用される如く，本条に基づいて貸付けられた金額に適用されるものとする。

(13) 大蔵省は持株会社が大臣以外の者から一時的に借入れた金額の元金の返済および利子の支払を，同省が適当と認める方法および条件によって保証することができる。

また本法第21条第(2)項ないし第(5)項は，同条に基づく保証に関連して適用される如く，本項に基づく保証に関連して適用されるものとする。

(14) 持株会社は，その財産および活動，およびその従属会社の財産および活動に関して，大臣が随時に要求する報告書，計算書およびその他の情報を大臣に提供するものとする。

(15) 本法第24条第(1)項ないし第(3)項は，公社に適用される如く持株会社に適用されるものとする。

(16) 持株会社は，毎会計年度の末日後できる限り速やかに，当該年度中にその営業を経営し，また権限を行使した方法，およびその政策および計画について大臣に報告を行なうものとし，大臣は，かような報告書のそれぞれの写を議会の両院に提出

するものとする。年度報告書には，当該年度中に本条に基づいて運輸大臣から持株会社に与えられた指令を記載し，また当該年度中の持株会社の取締役のおのおのの俸給または報酬および収得の計算書を掲げるものとする。

(17) 1930年財政法第42条（関係会社間における権利移転に対する印紙税に関連する規定）の目的上，持株会社はこれを有限責任会社とみなすものとする。

(18) 本条第(11)項または第(12)項の規定は，いずれも持株会社の創業資本負債に関連して適用されるものと解してはならない。

(19) 持株会社の権限に関する本条の規定は制定法上の法人としての持株会社の能力にのみ関連するものであり，また持株会社がその他の者の権利を侵害することを認可しないことをここに宣言する。

公社および持株会社の身分

第30条 公社のいずれかまたは持株会社はいずれも，国王の官吏または代理人として，または国王の身分，義務の免除または特権を享有するものとして，または（印紙税および所得税に関する本法の明示的規定に従うものとして）一般的また地域的たるとによらずいずれの租税，関税，地方税，強制割当またはその他のいかなる課税も免除されるものとしてみなさるべきでないこと，およびその財産は国王の財産または国王のために保有される財産としてみなさるべきでないことをここに宣言する。

公社および持株会社の身分

才II章 運輸委員会の事業の分割

財産および機能

第31条—(1) 本法に従うものとして，大臣が法律上の書面に記載した命令をもって指定する期日（本法においては「権利承継日」という）に，本法に基づいて，運輸委員会のすべての財産，権利および債務は，本法本章に従って公社および持株会社に移転され，かつ付与されるものとし，またかように 移転された財産，権利および債務は，本法に基づいてこれらの団体にそれぞれ継承されるものとする。

運輸委員会の資産の分配

(2) 鉄道公社に，

(a) 運輸委員会の鉄道組織のうち，ロンドン運輸経営委員会を通じて運営され，または同経営委員会によつて経営される部分，または本法第3補則第II章または第III章に記載する港湾のいずれかの構内にある部分を除く鉄道組織，

(b) 運輸委員会が本法第2補則第II章第2項に定義されている鉄道会社船舶運送法によって同委員会に付与された権限の行使として供給する船舶運送，

(c) 本法第3補則第I章に記載され，または記述されている港湾，

(d) 運輸委員会が供給する道路旅客運送であって，ロンドン運輸経営委員会を通じて運営され，または同経営委員会によって経営されるものを除く道

路旅客運送，

(e) イギリス運輸経営委員会の警察隊，および

(f) 運輸委員会の史料主事が管轄する史料部およびフィルム班

を構成する運輸委員会の事業の部分に含まれる財産，権利および債務，および本法のその他の規定に基づいて移転されるものに該当しないいずれの財産，権利および債務を移転するものとする。

(3) ロンドン公社に，ロンドン運輸経営委員会を通じて運営され，または同経営委員会によって経営される運輸委員会の事業の部分に含まれる財産，権利および債務を移転するものとする。

(4) ドック公社に，本法第3補則第II章に記載されている港湾をもって構成される運輸委員会の事業の部分に含まれる財産，権利および債務を移転するものとする。

(5) イギリス水路公社に，

(a) 運輸委員会の内陸水路（前第(4)項に基づいてドック公社に付与されるウーズ河下流改良を除く），および

(b) 本法第3補則第III章に記載する港湾によって構成される運輸委員会の事業の部分に含まれる財産，権利および債務を移転するものとする。

(6) 本条の前諸項中のいずれの規定に拘らず，

鉄道公社

ドック公社

イギリス水路公社，および

持株会社

に，本法第4補則第I章，第II章，第III章および第IV章にそれぞれ記載する団体の有価証券（運輸委員会が利益を受けるべく所有する限りにおいて）および同補則第V章に指定する権利および債務を移転するものとする。しかしながら，かような有価証券が運輸委員会によって利益を受けるべく所有されているが名義人によって保有されている場合は，本項は単にその有価証券の受益権を移転する効力のみを生ずるように適用されるものとする。

本項における本法第4補則第I章，第II章，第III章および第IV章への言及は，同補則第V章に従って効力を有するものとする。

(7) 本条の前諸項中のいずれの規定にかかわらず，運輸委員会の財産，権利および債務を本法第5補則にそれぞれ指定する公社および持株会社に移転するものとする。

(8) いずれの財産，権利または債務であって，一部分が本法本章に基づいてある公社に移転される運輸委員会の事業の部分のために，また一部分が他の公社に移転される事業の部分のために保有され，または存続するものは，

(a) その財産，権利または債務の性格上それが可能な場合はこれらの公社間に公正な割合で分割また

は割当てるものとし，また

(b) その他の場合は，これらの公社に共有のものとして移転するものとし，

また地所，または土地上の権利がかように分割されることとなる場合は，当該地所または権利に関する賃借契約に基づいて支払うべき地代および当該地所または権利に対して課する地代は，その一部分が地所または権利の一部分についてのみ支払われまたは課せられるものとなり，また他の一部分は地所または権利の他の部分についてのみ支払われまたは課せられるものとなるように相応して割当てられまたは分割されるものとする。

(9) 前第(8)項は，必要な修正を加えた上で，地所または土地上の権利に関連して適用する如く，これをスコットランド内の地所または土地上の権利について支払わるべき永代租借料に関連して適用するものとする。

運輸委員会の法律上の機能の分配

第３２条―(1) 本法第２補則の規定は，運輸委員会の機能の同補則に言及されている法令に基づく各公社間の分配について，権利承継日から効力を有するものとする。

(2) 前記補則および本法中のその他の規定に従うものとして，１９４７年運輸法，１９５３年運輸法および本法以外のいずれの法律上の規定に基づく運輸委員会の機能は，本法の以下の規定に指定する公社または各公社に移転するものとする。

(3) もし法律上の規定が，本法本章によつてある公

社へ移転される事業，または事業の部分，または財産に関連するとき，および関連する限りにおいて，当該法律上の規定に基づく運輸委員会の機能は当該公社へ移転するものとする。

(4) もし法律上の規定が，ある公社へ移転される事業または事業の部分に関連して使用すべく計画された工事の遂行，またはかような工事の遂行のための土地の取得を認可するとき，および認可する限りにおいて，当該法律上の規定に基づく運輸委員会の機能は当該公社に移転するものとする。

(5) もし法律上の規定によって運輸委員会が何らかの団体の構成員またはその他の何らかの役職名者任命または指名し，またはその任命または指名に同意しまたはこれを承認することを認可されている場合は，

(a) 本法は，権利承継日前にその法律上の規定に基づいて任命または指名された者の任期には影響しないものとし，また

(b) 前号に従うものとして，その法律上の規定に基づく運輸委員会の機能は，大臣が法律上の書面に記載する命令によって指令する公社に移転するものとする。

本項に基づく命令に，上の如く移転されるものであって２以上の公社によって共同にに行使され，または２以上の公社によって個別的に行使される機能について規定することができる。

(6) 本条の前諸項に従うものとして，1947年運輸法，1953年運輸法および本法以外のずれの法律上の規定に基づく運輸委員会の機能は，鉄道公社に移転するものとする

(7) 本条において，運輸委員会への言及は運輸委員会の経営委員会への言及もあるものとみなし，また法律上の規定への言及は本法の通過と権利承継日との間に通過しまたは制定された法律上の規定への言及もあるものとみなす。

運輸委員会のホテル財産

第33条 (1) 運輸委員会は，本法の通過後できる限り速やかに，同委員会の従属会社に移転さるべきそのホテルについて，すなわち

(a) 運輸委員会の従属会社となり，同委員会のホテルによって構成される同委員会の事業の部分の取得をその目的のなかに含む株式会社の設立のために，1948年会社法に基づいてとるべき必要な措置について，および

(b) 運輸委員会に対する会社の株式の発行の対価として，同委員会によるその事業の当該部分の会社への移転について取極めるものとする。

(2) かような取極には，会社がホテルに対する自由保有権または定期賃借権のいずれか適当な方を取得することについて規定するものとし，また運輸委員会は，本条に基づく取極をできる限りにおいて権利承継日前に完了するように努力するものとする。

(3) 大臣は，従属会社（本法において，「ホテル会社」

という）に移転される財産および利害関係に何を含めるべきかについて運輸委員会に指令を与えることができる。また運輸委員会は取極を終結する前に，その取極に基づいて移転を提案する財産および利害関係の詳細を大臣に提出するものとする。

(4) 権利承継日に，本法に基づいて鉄道公社に

(a) ホテル会社が発行し，運輸委員会が所有する株式（しかしながら，運輸委員会が利益を受けるべく所有しているが，名義人が保有する株式については，本項は単に有価証券の受益権を移転する効力のみを生ずるように適用されるものとする）および

(b) 運輸委員会がホテル会社へ与えた賃借権に基づく土地，および

(c) ホテル会社に対し，または同会社によって実施できる運輸委員会のすべての権利および債務，および特に，ホテル会社に対する売却または賃貸契約に基づく運輸委員会のすべての権利および債務，および

(d) 権利承継日前に移転が効力を発しなかった限りにおいて，本条に基づいてホテル会社へ移転さるべき事業の部分に係る運輸委員会のすべての財産，権利および債務

を移転するものとし，また鉄道公社は，権利承継日後に，本条に基づいて運輸委員会がホテル会社と行なった取極を完了することをもってその任務とする

ものとする。

(5) 本条のスコットランドへの適用に当って，

(a) 第(2)項における，「自由保有権または定期賃借権のいずれか」の字句は，「運輸委員会の完全な権利または同委員会によって許与された永代租借人の権利または同委員会によって許与された賃借に基づく賃借人の権利のいずれか」として読替えるものとし，また

(b) 第(4)項(b)号および(c)号は，運輸委員会によってホテル会社へ許与された賃借に関連して適用される如く，かように許与された永代租借または永代租借協定に関連して適用されるものとする。

職員の移転

第３４条—(1) 本法本章の前諸規定は，いずれの者（以下「被雇用者」という）による本人自らの勤務についての協定に基づく権利および債務に適用しないものとする。

(2) 権利承継日の直前に，鉄道公社，ドック公社またはイギリス水路公社へ移転される運輸委員会の事業の部分のためにもっぱら雇用されている被雇用者との，上記の如き協定に基づく運輸委員会の権利および債務は，当該公社へ移転するものとする。

(3) 権利承継日の直前に，１９４７年運輸法第５条第(9)項(b)号に基づいてロンドン運輸経営委員会の雇用に属する者として取扱われる被雇用者との上記の如き協定に基づく運輸委員会の権利および債務は，ロンドン公社へ移転するものとする。

(4) 権利承継日の直前に，ホテル会社へ引渡される運輸委員会の事業の部分のためにもっぱら雇用されている被雇用者との上記の如き協定は，ホテル会社へ移転されるものとする。

(5) 権利承継日の直前に，本法第４補則第Ⅳ章に記載する団体のいずれかの営業のために完全にまたは主として雇用されている被雇用者との上記の如き協定に基づく運輸委員会の権利および債務は，持株会社へ移転されるものとする。

本項における本法第４補則第Ⅳ章への言及は，同補則第Ⅵ章に従って効力を有するものとする。

(6) その他の上記の如き協定に基づく運輸委員会の権利および債務は，鉄道公社へ移転するものとする。

(7) 公社は，権利承継日前に，被雇用者との協定の権利承継日またはそれ以前における決定，および公社への勤務についての被雇用主と公社の間の新協定の締結について，運輸委員会および同委員会の被雇用者と協定を結ぶことができる。また運輸委員会は，運輸委員会の被雇用者を権利承継日またはそれ以前に同委員会から新雇用主へ移転するためのものであって，公社のいずれかまたはその他の雇用主とこれらの被雇用者の間の協定の当事者となることができる。

(8) 本条によって移転された勤務権は，権利承継日およびその後は，協定の関連する勤務のみでなく，公社または会社のもとにおける，当該団体によって

選定される合理的に比較できる勤務に対する権利として効力を有するものとする。

公社または会社と勤務協定のその他の当事者の間の，本項の目的上何が合理的に比較できる勤務であるかに関する論争は，公社または会社または勤務協定のその他の当事者から労働大臣へ報告することができる。またもしかように報告された論争が何らかの方法で処理されないときは，同大臣はその決定を求めるためにこれを産業裁判所に付託するものとする。

(9) 本条によって修正される協定の当事者である公社のいずれか，および前記会社およびいずれの者はかような協定に基づく権利および債務がどの公社または会社に移転されるかを決定するように大臣に申請することができる。またその申請に対する大臣の決定は最終決定たるものとする。

運輸委員会の事業の分配に関連する補足規定

第３５条―(1) 本法第６補則（運輸委員会の事業の分配に関するその上の規定を掲げる補則）は，本法の目的のために効力を有するものとする。

(2) 前記補則における「主文条項」という表現は，本法本章の前諸条をいい，またこれらの条項への言及は，これらの条項に引照されている本法の補則への言及もあるものとみなす。

資本負債およびその他の財務規定

運輸債券に対する債務の大

第３６条―(1) 本法に従うものとして，1947年運輸法第89条に基づいて創設され，発行された債券の発行条件

蔵省による引継

に基づいて権利承継日の直前に運輸委員会の権利および債務となっていたすべての権利および債務は，権利承継日より大蔵省の権利および債務となるものとし，また同日より前記債券（次の表の第１欄に掲げる各回発行の債券であって，本条および次条においては『債券』という）は同表の第２欄に示す如く改称されるものとする。

表

旧名称	新名称
1967－72年 イギリス運輸３分利付保証債券	1967－72年 イギリス運輸３分利付債券
1968－73年 イギリス運輸３分利付保証債券	1968－73年 イギリス運輸３分利付債券
1972－77年 イギリス運輸４分利付保証債券	1972－77年 イギリス運輸４分利付債券
1978－88年 イギリス運輸３分利付保証債券	1978－88年 イギリス運輸３分利付保証債券

(2) 本条のいずれの規定にかかわらず，「債券」は，権利承継日およびそれ以後は従前と同一の債券とみなされ，また同一の権利において，かつ同一の信託に基づき，かつ同一の権限・特権・負担・制限および債務に従って保有されるものとする。また権利承継日の直前にかような「債券」に適用しえた捺印証書，遺言，処分書またはその書面の条項は，本条に基づいて改称された同一の「債券」に引続き適用し

うるものとする。

(3) 権利承継日より，「債券」は，本条に従うものとして，すべての目的上1939年国家借款法に基づいて創設され，かつ発行されたものとみなされるものとし，また同法に基づいて発行された有価証券に関連するその他の法令，規程または規則は，上に準じて「債券」に適用されるものとする。

(4) 運輸委員会は，権利承継日より後とならないように，「債券」に対する最近回分の利子支払期日が到来した日から権利承継日までの期間に「債券」について発生した利子（利子支払日の異る各回発行の「債券」毎に個別的に計算され，かつ所得税未控除のもの）に等しい額を大蔵省に支払うものとする。また当該額は，国庫に納付されるものとし，また大蔵省が指令する時期に統合基金から払出され，国家負債に対する年度経費のうち利子に相当する部分に充当するために使用されるものとする。

「債券」について発生した利子を如何なる方法で計算すべきかについて，運輸委員会と大蔵省の間に起った問題は，大蔵省がこれを決定するものとする。

(5) 運輸委員会は権利承継日より後とならないように，権利承継日前のイギリス運輸保証債券の未請求利子に関して支払責任を負う額（所得税の控除後）に等しい金額をイングランド銀行に支払うものとする。なお，この額には，1947年イギリス運輸債券規程第20条第(2)項に基づいて使用された額を含み，イングランド銀行が既に受領している資金に相当する額は除くものとする。

イングランド銀行は，上の如く支払を受けた資金および既に受領しているものであって上記の如き未請求利子に相当する資金を，「債券」の保有者に対する支払のために信託された資金として取扱うものとし，また1955年財政維則法第5条（政府債券上の未請求配当金に関連する規定）は上に準じて適用されるものとする。

(6) 運輸委員会が権利承継日の直前に，1947年運輸法によって運輸委員会にその事業が移転された団体の有価証券に取替えられた「債券」の権利人となった者のために保有する未請求「債券」は，当該日およびそれ以後はこれらの者のために国家負債委員会によって保有されるものとする。また公社のおのおのは，同委員会が当該「債券」の請求に関連して当然に要求する情報および援助を同委員会に与えるものとする。

(7) 本法第7補則第I章に掲げる過渡的規定は，「債券」に関連して適用するものとする。

(8) 1947年運輸法第89条および同条に基づいて定められた規程は，権利承継日に効力を失うものとする。但し本項は，本条第(1)項に基づいて大蔵省に移転された権利および債務には影響しないものとする。

第37条—(1) 前第36条第(1)項は，大蔵省に償却基金を設定または維持する義務を課せないものとし，また　償却基金の移転

(a) 権利承継日直前における，１９４７年イギス ス運輸債券規程に基づいて設定された償却基金に相当する現金および投資，および

(b) かような投資に対して支払わるべきものであるが，権利承継日前に運輸委員会によって受領されなかった利子または配当金を受領する権利

は，本項に基づいて大蔵省または同省が指名する名義人に付与されるものとする。

(2) 権利承継日より後とならないように，大蔵省は前第(1)項に基づいて移転された投資のそれぞれに対する最近回分の利子支払期日が到来した日から権利承継日までの期間に，これらの投資について発生した利子または配当金（それぞれ異なる投資について個別的に計算され，かつ所得税未控除のもの）に等しい額を統合基金から運輸委員会へ払出すものとする。

発生利子および配当金を如何なる方法で計算すべきかについて運輸委員会と大蔵省の間に起った問題は，大蔵省がこれを決定するものとする。

(3) 本条第(1)項に基づいて運輸委員会から移転された投資であって，その元金および利子が統合基金によって負担される有価証券となっている投資は取消されるものとし，これらの投資の残余は売却するものとする。

(4) 売却の正味手取金および本条に基づいて大蔵省またはその名義人によって受領されたその他のすべての金額は国庫に納付するものとし，また大蔵省が指令する時期に統合基金から払出し，大蔵省が，適当と認める種類の負債の償却または返済に使用するものとする。

ある種の国庫融通金に対する運輸委員会の債務の消滅

第３８条 権利承継日に，１９５６年財政法第４２条および１９５７年運輸（鉄道財政）法第２条に基づいて大臣から運輸委員会へ与えられた融通金に関する運輸委員会のすべての債務は消滅されるものとする。

新団体の創業資本負債

第３９条―(1) 公社のおのおのおよび持株会社は各自に，運輸委員会の財産，権利および債務の各自に対する部分の本法による移転に基づいて，本条に基づいて課せられる条件のもとに大臣に支払うべき負債を引受けるものとする。

前記負債は，本法においてこれを「創業資本負債」という。

(2) 創業資本負債額は，総計において，

(a) 本法第３６条第(1)項が適用されるすべての債券の額面価額，および

(b) 前第３８条によって消滅された債務の額，および

(c) 運輸委員会の終結計算書に記載されている資本償却勘定の額

から，次の第(3)項に基づいて行なわるべき控除後の額に等しいものとする。

(3) 前第(2)項に基づいて控除さるべき額は

(a) 運輸委員会の終結計算書に記載されるもので

あって，１９５７年運輸（鉄道財政）法第３条に基づく特別勘定に示されている額，および

(b) イギリス運輸保証債券の発行割引金の合計額について運輸委員会終結計算書に示される額から，発行打歩金および償却額を差引いた額，および

(c) 本法第３７条第(1)項（a）号に基づいて大蔵省へ移転さるべき現金および投資の帳簿価格について，運輸委員会の終結計算書に示される額

であって，本項(a)号，(b)号および(c)号のもとにおける額の合計から

(i) １９５６年の始めから運輸委員会の終結計算書が作成される期間の末日までの期間の，イギリス鉄道を除く運輸委員会の活動に対する収益勘定の正味剰余金について，運輸委員会の終結計算書に示される額，および

(ii) １９６０年４月の始め以来，議会によって配付された資金から払出された金額（かつ本法第Ⅳ章に基づいてかように支払われた金額を含めて）であって，収益勘定の損失を填補するために交付金として大臣から運輸委員会へ支払われた金額

を控除した額とする。

(4) 前記団体のおのおのの創業資本負債は，本法によつて運輸委員会の財産，権利および債務がこれらの団体の間に分割される方法を考慮して大臣が規定する，本条第(2)項に基づいて確認された合計額の部

分とする。

(5) 前第(4)項にいう額を規定する大臣の権限は命令をもって行使さるべきものとする。また大臣は，権利承継日後できれば直ちにかような命令を発するものとし，但し権利承継日後５年以上とならない間は随時に，運輸委員会の財産，権利および債務が前記の如く分割される方法の変更（本法第６補則に基づく命令の結果であるとその他によるとによらず）を考慮することを適切と認める場合に，本項に基づく命令をその上の命令をもって変更することができる。またかような命令に，前記団体のいずれかの創業資本負債に対する利子の支払不足または支払超過を考慮するために大臣が適切と認める過渡的規定を入れることができる。

本条に基づいて命令を発する大臣の権限は，大蔵省の承認を受けるものとし，また議会の下院の議決に従って取消されるものとする法律上の書面によって行使できるものとする。

(6) 次の第４０条に従うものとして，前記団体のそれぞれの創業資本負債に対する利子率，元金の返済さるべき時期およびその他の負債条件は，大臣が大蔵省の承認をえて随時に指令するものとする。

(7) 大臣は，本条第(5)項に基づいて最初の命令が発せられる前の期間に，公社のいずれかおよび持株会社の創業資本負債が幾何となるかを推定し，これらの推定額に基づく利子として大臣に仮支払を行なう

ことをこれらの団体に要求することができる。またこれらの仮支払は，本条第(6)項に基づいて支払期日の到来する利子の内金とするものとする。

(8) 公社のいずれかまたは持株会社の創業資本負債の利子または返済金として大臣が受領した金額は，国庫に納付されるものとし，また大蔵省が指令する時期に統合基金から払出され，大蔵省によって次の如く，すなわち

(a)そのうち元金に相当する部分は，大蔵省が適当と認める種類の負債の償却または返済に使用されるものとし，また

(b) そのうち利子に相当する部分は，国家負債に対する年度経費のうちの利子に相当する部分に充当するために使用されるものとする。

鉄道公社の停止負債

第４０条―(1) 鉄道公社の創業資本負債の一部は，これを停止負債と称し，かつ何らの利子を生ぜず，また大臣が他の旨を指令しない限りまた指令するまで一定の時期に返済すべきことを要求されないものとする。

大臣は，本項に基づいて停止負債の全部または一部のいずれかに関して指令を与えることができる。また大臣は，停止負債の一部に関して指令を与える場合は，返還すべきものであってかつ利子を生ずる停止負債の部分を増加するように，指令を随時に変更することができる。

(2) 停止負債の額は，運輸委員会によって 1955

年の末日以来創設されたものであって，本法本章に基づいて鉄道公社に付与される資産の償却後の帳簿価格に該当しないと大臣が認める，創業資本負債の部分とするものとし，大臣はその額が幾何であるべきかを指令する。

但し，大臣は，鉄道公社の創業資本負債を変更する前第３９条第(5)項に基づく命令を斟酌することを適切と認める場合は，本項に基づく命令をその上の命令をもって変更することができる。

(3) 前第(2)項の目的上，本法本章に基づいて鉄道公社に付与される有価証券は，これを１９５５年末日以降に運輸委員会によって創設された資産とみなして取扱うものとする。

(4) もしいずれの時に鉄道公社が，

(a) 本法本章に基づき，またはこれに従って鉄道公社へ移転される資産の正味帳簿価格の全部また一部に等しい額を，運輸委員会は正当に償却できたこと，および運輸委員会はその事実をいつの時にもその計算書に正当に考慮にいれてきたこと，また

(b) 上の如く鉄道公社へ移転される資産が，権利承継日後のいずれの時に使用に堪えなくなったこと，および公社がその帳簿上の当該資産の正味帳簿価格を超えない額の消却とこれに対応するその計算書の調整によって，この事実を正当に斟酌していること，

を大臣に納得させるときは，大臣は，もし適当とみなすときは，その場合により，本項(a)号または(b)号に掲げる額を超えない，停止負債の指定された額を消滅すべきことを指令することができる。

(5) 本条に基づく指令は，大臣が，議会の下院の議決に従って取消されるものとする法律上の書面をもって，大蔵省の承認をえて発する命令によって与えるものとする。

雑　　則

印紙税の免除

第４１条－(1) １８９５年財政法第１２条（一定の場合の売却による不動産譲渡として証書に印紙を貼付すべきことを要求する規定）または１９４６年財政法第５２条（国有化計画に関連する一定の書証について印紙税を免除する規定）の規定はいずれも，本法に適用されるものと解してはならない。

(2) １８９１年印紙法第１１２条に基づく印紙は，

(a) 持株会社の額面株式資本を形成すべき額，または

(b) 同会社の額面株式資本の増資額

について，運輸委員会または鉄道公社によって前記資本，または増資の場合においてはかように増資された前記資本が，本法第３３条に従って当該会社に移転さるべき資産から債務を控除した総価格を超えないことを内国歳入委員会に対して証明される限度まで，これを課せられないものとする。

(3) 運輸委員会または公社のいずれかによって，本法第３３条または本法第６補則第１項に従って作成されまたは執行されたことを内国歳入委員会に対して証明される書証には，印紙税が課せられないものとする。

但し，如何なるかような書証も，本項の規定がなければ負担すべきであった税額の印紙が貼付されているか，または１８９１年印紙法第１２条の規定に従って，それがいずれの税額を課せられないものであるかまたは正当に印紙税を課せられていることを示す特定の印紙が貼付されている場合でなければ，正当に印紙を貼付されているとみなされないものとする。

(4) もし権利承継日前に運輸委員会が，本法本章によって実施される移転を容易にするために，１９４８年会社法に基づいて株式会社を設立せしめ，かつ資産を当該会社に移転せしめるときは，

(a) もし運輸委員会によって，会社が本項に掲げる目的のために設立されることおよび会社の額面株式資本を形成することとなる額が会社へ移転される資産から債務を控除した合計価格を超えないことが内国歳入委員会に対して証明されるときは，前記の形成額について，１８９１年印紙法第112条に基づいて印紙税が課せられないものとし，また

(b) 運輸委員会によって，本項に掲げる目的のた

めの資産の移転の実施について作成されたことを内国歳入委員会に対して証明される書証に，印紙税が課せられないものとする。

但し，本項(b)号に掲げる如何なるかような書証も，本項の規定がなければ負担すべきであった税額の印税が貼付されているか，または１８９１年印紙法第１２条の規定に従って，それがいずれの税額を課せられないものであるかまたは正当に印紙税を課せられていることを示す特定の印紙が貼付されている場合でなければ，正当に印紙を貼付されているとみなされないものとする。

所得税：公社について資本費を決定する規定

第４２条－(1) 本条に従うものとして，１９５２年所得税法第Ｘ章および第Ⅺ章（一定の資本的支出について所得税を免除する規定）は，あたかも

(a) 本法本章に基づき，かつこれに従って公社へそれぞれ移転されるすべての資産は，権利承継日に運輸委員会によって公開市場において，運輸委員会の終結計算書の作成のために引照される帳簿に示されているこれらの資産の正味帳簿価格（すなわち保守平衡準備金およびいずれの形式の減価償却準備金を控除後の価格）に等しい価格で売却されたかの如く適用されるものとし，また

(b) 権利承継日に，運輸委員会によって続けられた取引が永久的に廃止され，かつ公社が新しい取引を始めたかの如く適用されるものとする。

(2) もしいずれの時に大臣が，本法第４０条第

(4)項に基づき，かつ同項(a)号を引照して鉄道公社の停止負債の一部分を消滅すべきことを指令するときは，本条は，あたかも本法本章に基づき，またはこれに従って鉄道公社へ移転される資産の正味価格が，本条第(1)項に基づいて決定された額から上の如く消滅された鉄道公社の停止負債の部分に等しい金額を控除した額であるかの如く適用されるものとし，かつ常にかように適用されてきたとみなされるものとする。

査定額の追加としてかまたはその他によるとによらず，本項を実施するために必要なすべての調整を行なうものとし，また１９５２年所得税法のいずれの規定にかかわらず，いずれの査定年度について本項を実施するための調整は，大臣が前記第(4)項に基づいてその年度に指令を与えた査定年度の末日後６年を超えない間のいずれの時期に行なうことができる。

(3) 本条第(1)項における１９５２年所得税法第Ｘ章および第Ⅺ章への言及は，１９５６年財政法第１７条（浚渫に対する支出に基づく資本費）が同条第(12)項に基づいて前記第Ｘ章に含まれるものとして取扱わるべきであることにかかわらず，同条への言及あるものとみなされないものとする。また，前記第17条は，運輸委員会によって続けられた取引が権利承継日に永久的に中止されず，また鉄道公社，ドック公社，およびイギリス水路公社によってそれぞれ一

部分づつが継続されるものとみなして適用するものとする。

(4) １９５２年所得税法第４８２条（事業が国有化計画に吸収される場合の資本費に関連する規定）における「法律上の規定」という表現は，本法を含まないものとする。

才Ⅲ章　運輸運賃料金および施設

一　般　規　定

運賃料金および施設：一般規定

第４３条－(1) 本法に従うものとして，

(a) １９４７年運輸法第Ⅴ章に基づくすべての運賃料金計画書は効力を失うものとし，また

(b) 特定の事業に関して通過しまたは制定された地域的法令は，当該事業を経営するものが

(i) 旅客または貨物の運送に対して，

(ii) 鉄道の使用，または船舶またはボートによる内陸水路の使用に対して，

(iii) 旅客または貨物の運送，または鉄道の使用または船舶による内陸水路の使用に関連する業務および施設に対して，または

(iv) 港湾における，またはこれに関連する業務および施設に対して

課する運賃料金に関するこれらの者の自由裁量を（課せらるべき 運賃料金を特定するか，または特定について規定するか，または最高運賃料金を決定するか，または決定について規定するか，またはその他によるとのいずれにせよ）制限する限りにおいて，公社の運賃料金に適用されないものとする。

(2) 前第(1)項(b)号は，地域的法令が明示的に運賃料金の免除を規定し，またはその他により運賃料金

の賦課を禁止する限りにおいて，公社をかような地域的法令から除外するものと解してはならない。

(3) 本法および前第(2)項に言及する法令に従うものとして，公社は，その業務および施設に対して適当と認める運賃料金を要求し，収受し，および回復する権限，およびこれらの業務および施設を適当と認める条項，条件に従って使用せしめる権限を有するものとする。

(4) 公社は，本法第8補則(

(a) 合理的な業務および施設を供与する任務を課し，また

(b) 貨物の運送中の過失に対する債務を規制し，また

(c) 競争相手または荷主の提訴に基づく鉄道貨物運賃の改正を認可する規定)

に記載されている法令の適用を受けないものとする。

(5) 特定の事業に関して通過しまたは制定された如何なる地域的法令も，当該事業を経営する者に

(a) 鉄道へ側線を接続させ，または接続させるための施設を供与する義務，または

(b) これらの者が所有しまたは運営する鉄道で私有鉄道貨車を使用することを許可する義務，または

(c) その他の鉄道業務または施設(駅，側線または車両およびこれらに関連する業務，施設または快適性の供給を含む)を供給または維持する(指

名された者または指名された者の承継者に対するもの以外か，または特定された土地のためのもの以外の)義務

を課する限りにおいて，またはその他によって本法第8補則に記載する法令のいずれかに対応する規定を設けている限りにおいて，公社のいずれにも適用されないものとする。

(6) 公社はいずれも，鉄道または内陸水路による公共運送人とみなされないものとする。

(7) 公社は，

(a) 無賃乗車証で乗車する旅客以外の旅客の死亡または身体傷害について，直接的または間接的のいずれにせよ，その責任を排除し，または制限することを意味する条項または条件，または

(b) かような責任の履行さるべき期限または方法を，直接的または間接的のいずれにせよ，規定することを意味する条項または条件

で，鉄道によって旅客を運送してはならない。またかような条項または条件は無効とし，効力を有しないものとする。

(8) 本条第(3)項に言及する業務および施設は，イギリス水路公社の場合は，同公社が所有しまたは管理する内陸水路の船舶またはボートによる使用を含む。

(9) 権利承継日前において，本条および本法本章の以下の諸条項における公社または公社のいずれかへの言及は，その文脈上他の意に解釈すべきである限りを除いて，運輸委員会への言及として解釈するものとする。

ロンドンにおける旅客運賃

第４４条　大臣は，法律上の書面に記載する命令をもってて，本条が効力を発する日の直前に１９４７年運輸法第Ⅴ章に基づいて実施中の旅客に関連する運賃料金計画書について，

ロンドンにおける現行旅客運賃計画書の適用

(a)乗車の全行程がロンドン旅客運輸地域内に限られる，鉄道による旅客運送に対する運賃料金，および

(b)その全部または一部分がロンドン特別地域内にある経路上の，道路による旅客運送に対する運賃料金，

への計画書（各場合とも，旅客が携帯する権利を有する手荷物および，もし当該手荷物について課せられる料金があれば，これに関する計画書の規定を含む）の適用を制限するために，大臣が必要と認める修正を行なうものとする。またかように修正された当該計画書は，前記の日およびその後も継続して実施され，かつロンドン公社および鉄道公社に適用されるものとする。

第４５条－(1)　運輸審判所は，本法本章の規定に従うものとし，かつこれに従って，ロンドン公社および鉄道公社の次の運賃料金，すなわち，

運輸審判所が命令を発する権限

(a)　乗車の全行程がロンドン旅客運輸地域内に限られる，鉄道による旅客運送に対する運賃料金，および

(b)　その全部または一部分がロンドン特別地域内にある経路上の，道路による旅客運送に対するものであって，

(i)　道路運送免許証の主題である運送または運送または運送の部分に対する運賃料金，および

(ii)　特約運送としての運送に対する運賃料金，

を除く運賃料金

について命令を発する権限を有するものとする。またかような命令に，旅客が携帯する権利を有する手荷物および，もし当該手荷物について課せられる運賃料金があれば，これに関する規定を掲げることができる。

(2)　本条に基づく命令は，前第４４条に基づいて継続して実施される運賃料金計画書または本条に基づく従前の命令を変更しまたは取消すことができる。また前記計画書および本条に基づいて当分の間実施される命令は，以下これを「ロンドン旅客運賃命令」という。

(3)　本条に基づく命令は，次の要件すなわち

(a)　合理的な実施が可能であると認められないか，またはそうすることは望ましくないと認められる場合を除いて，最高運賃料金を決定するものであること，

(b)　如何なる最高運賃料金も決定されない場合は合理的とみなされる運賃料金の制定を認可し，かつかような運賃料金の合理性に関する問題は，その運賃料金を課する公社またはこれを課せらるべき者のいずれかの申請を受けて運輸審判所が専属

管轄権をもって決定すべきことを規定するものであること，

(c) 前記の場合を除き，かつ本法の規定に従うものとして，実施運賃料金は関係公社の自由裁量に委ねられ，また当該自由裁量に如何なる制限も加えられないことを保証するものであること，

(d) 関係公社は最高運賃料金を公表しなければならないこと，但しその他の運賃料金は公表を要しないことを保証するものであること

という要件を満たすものでなければならない。

(4) 運輸審判所は，本条に基づいて命令を発する権限の行使に当って，ロンドン公社および鉄道公社がその現在の状況と将来の見通および本条に基づいて大臣から与えられた指令を考慮に入れて，その財務上の任務の遂行に正当に寄与する運賃料金を課することを妨げると認めることは，如何なることも行なってはならない。

本項において「財務上の任務」とは，本法第18条第(1)項によって課せられる任務を意味し，かつ鉄道公社の場合は本法第22条第(4)項によって課せられる任務を含む。

(5) 運輸審判所は，命令を発しまたはこれを発することを拒絶する場合は，申請人および申請に基づいて審問を受ける権利を有するその他のすべての者に対して，その決定の理由の陳述書を交付するものとする。

(6) 前記両公社は，運輸審判所が本条に基づいて命令を発する権限を行使するために必要であり，または運輸審判所が要求するすべての援助を与えることをもってその任務とするものとする。

命令の申請

第46条—(1) 前第45条に基づく命令の申請は，

(a) ロンドン公社または鉄道公社により，または

(b) いずれの代表団体により，

運輸審判所に対して行なうことができる。またかような申請には，これを支持する事実記載書を添付するものとする。

(2) ロンドン公社および鉄道公社は，本条に基づいて共同申請を行なうことができる。

(3) 運輸審判所は，代表団体による申請が

(a) 申請提出前の12ヵ月の間に運輸審判所による考察の主題となった事項，または

(b) 次の第47条に規定する再審の結果としての場合を除いて，取扱うべきでない重要事である事項

に関連する申請であると認める場合は，本条に基づいてこれを受理してはならない。

(4) ロンドン公社および鉄道公社は本条に基づいて，ロンドン旅客運賃命令に従うその運賃料金が，同社の現在の状況と将来の見通および本条に基づいて大臣から与えられた指令を考慮に入れて，その財務上の任務の遂行に正当に寄与することを保証するために必要であると認める申請を行なうものとする。

本項において「財務上の任務」は，前第４５条第(4)項におけると同一の意味を有する。

(5) 本条に基づいて申請が行なわれた場合（運輸審判所が受理を拒絶する申請でない場合）は，その申請を行なう者は，それを運輸審判所の指令する方法で，申請の支持として提出された事実記載書の写を入手できる場所を記載し，かつ公社または代表団体のいずれかから，申請に対する異議および申請についてのその他の意見表示を申入れることができる期限および方法（運輸審判所によって決定されるものとする）を記載した通告とともに公表するものとする。

(6) 運輸審判所は，異議および意見表示の申入れ期限の経過後なるべく速やかに公聴会を開催し，その公聴会において申請人，および公社（申請人となっていない場合），および申請について異議またはその他の意見表示を正式に運輸審判所に申入れている代表団体を聴問するものとする。

(7) 運輸審判所は，公社および運輸審判所が実質的利害関係を有すると認めるその他の者が，かような運賃料金について聴問を受ける機会を有したことを納得する場合のほかは，申請に関連するもの以外の運賃料金を変更してはならない。但し前段に従うものとして，運輸審判所は，申請に基づいて，適当と認める命令がもしあればこれを発することができる。またかような命令の詳細は，運輸審判所があらゆる状況から見て公表が不必要であると決定しない限り，運輸審判所の指定する方法で公表するものとする。

(8) 本条および次の第４７条において「代表団体」という表現は，ロンドン旅客運賃命令に従う運賃料金を課せられる乗車または経路によって旅行する旅客またはこれらの旅客のいずれの一団の代表団体，および

(a) ロンドン州会，首都圏自治都市議会，およびロンドン市会，および

(b) ロンドン州外のものであってその全部または一部がロンドン旅客運輸地域内に入っている州または特別市の議会，および

(c) その全部または一部が前記地域内に入っているものであって，当分の間前回の国勢調査に従って５万以上の人口を有する，特別都市でない自治都市または準自治都市の議会

を意味する。

ロンドン旅客運賃の再審

第４７条一(1) 大臣は何時にても，運輸審判所にロンドン旅客運賃命令の有効性の再審を要求することができる。

(2) 運輸審判所は，かような要求をロンドン公社および鉄道公社に通告するものとし，またロンドン公社に運輸審判所が指定する方法でかような要求の通告を，代表団体が意見表示を申入れる期限および方法（運輸審判所によって決定されるものとする）を指定する通告とともに公表すべきことを要求するものとする。

(3) 運輸審判所は，異議および意見表示の申入れ期限経過後なるべく速やかに公聴会を開催し，その公聴会において公社と再審のために意見表示を正式に申入れている代表団体の双方を聴問するものとする。

(4) 運輸審判所はその上で，本法第４５条に基づいて，適当と認める命令がもしあればこれを発することができる。またかような命令の詳細は，運輸審判所があらゆる状況から見て公表が不必要であると決定しない限り，運輸審判所が決定する方法で公表するものとする。

運賃値上の仮認可の特別手続

第４８条－(1) ロンドン公社または鉄道公社は，もしロンドン旅客運賃命令の適用されるその運賃料金の値上によって迅速に対処しない限り財政状態に重大な影響を与えることとなる，経費の増加または収入の減少を生じておりまたは生ずると認めるときは，ロンドン官報および影響を受ける者に通報するために最も適すると認めるその他の方法によって公表する通告をもって，ロンドン旅客運賃命令に基づいて決定された最高運賃料金の全部またはいずれかを，通告に指定する日より，これらの最高運賃料金のそれぞれに関連して前記運賃命令に基づいて指定する額を値上げしたものとして取扱うべきことを宣言することができる。またかような通告は，本法本章の前諸規定中に掲げられ，またはこれらに基づいて効力を有するいずれの事項にかかわらず効力を有するものとする。

(2) 本条に基づく通告に，その通告が行なわれる根拠の簡単な陳述を掲げるものとする。

(3) 各公社はいづれも，本条に基づいて一時的に効力を有する通告を用いて，ロンドン旅客運賃命令に基づく運賃料金からあげられる収入に１０％を超える増加をもたらすものと認める運賃料金の値上を行なってはならない。

(4) 本条に基づく通告をロンドン官報に公表後１ヵ月以内または大臣が許可するこれより長い期間内に，公表を行なった公社は，本法第４６条に基づいて，ロンドン旅客運賃命令の適用を受けるその公社の旅客運賃の全部またはいずれか（申請に特定する旅客運賃の全部またはいずれかが通告によって影響される旅客運賃であるか否かによらず）の変更を運輸審判所に申請するものとする。

(5) 申請の支持として提出される事実記載書にも，公社が通告を行なった根拠を記載するものとする。

(6) ロンドン公社および鉄道公社は，本条第(1)項に基づいて共同通告を行なうことができる。

(7) 運輸審判所は，本条に従って申請について決定するときは，本条に基づく当該通告の有効期限を命令をもって決定するものとする。

過渡的規定

第４９条 本法第７補則第Ⅱ章の過渡的規定は，ロンドン内の旅客運賃に関連する本法本章の前諸規定の目的のために効力を有するものとする。

港湾における利用税および条件

港湾における入港税および条件

第５０条－(1)　本法第９補則の規定は，公社が本補則に指定する港湾において入港税を課する権限について効力を有するものとする。

(2)　本法第４３条第(3)項は，公社が前記港湾において，同条を離れて課することのできない条項または条件のもとにその業務および施設を利用せしめることを当該公社に認可しないものとする。

(3)　本条および次の第５１条，および本法第９補則において，

「入港税」は，港湾に関連して，船舶，旅客および貨物入港税，および港湾内で，または港湾に関連して供給される業務および施設の利用税を意味し，但し貨物または旅客の鉄道上の運送に対する運賃，鉄道の使用料または鉄道貨車に関する料金を除き，

「船舶，旅客および貨物入港税」は，

(a)　港湾に入港し，これを使用しまたは出港する船舶，

(b)　港湾において乗船しまたは下船する旅客，および

(c)　港湾に入港し，これを使用しまたは出港する船舶に積込まれ，または陸揚げされる貨物，

に対する利用税を意味し

「港湾に入港し，これを使用しまたは出港する船舶に対する利用税」は，港湾の標識および灯台についてかような船舶に課せられる利用税を含み，

「貨物」は，あらゆる種類の物品，魚介，家畜，動物，ならびに鉱物を含む。

入港税の改正

第５１条－(1)　本法第９補則第１項，第２項および第３項(2)号によって，港湾に関して課せられる，船舶，旅客および貨物入港税に対する制限のいずれかを改正するために，

(a)　ドック公社，鉄道公社またはイギリス水路公社，または

(b)　大臣が実質的な利害関係を有すると認めるいずれの者，またはこれらの者の代表団体

は，大臣に申請を行なうことができる。

(2)　大臣は，前記補則第３項が適用される港湾の入港税に関連する申請に基づいて，同項(3)号によって課せられる制限を受ける船舶，旅客および貨物入港税の再審を行ない，また本条に基づく命令をもって規制することができる。

(3)　大臣は，関係公社および大臣が適当と認めるものであって，実質的利害関係を有すると認めるその他の者またはかような者の代表団体との協議後の場合を除いて，本条に基づいて申請の関連する利用税以外の利用税を変更してはならない。

(4)　本条に基づく申請に際して，申請人および関係公社によって申請が行なわれていない場合はその公社は，大臣の要求する方法で証明された大臣の要求

する情報および明細事項を大臣に提出するものとし，また申請人は，大臣の要求する新聞紙上に

(a) 申請の一般的影響，および

(b) 通告の最初の発表後４２日の期間内に，実質的利害関係を有するものは，申請の写に同人の異議の根拠を添付した通告を大臣に送付して申請に異議を申入れることができる旨

を記載した通告を公表するものとする。

(5) 大臣は，本条に基づく申請に基づいて命令を発する前に，もし適当と認めるときは，聴聞会を開催せしめることができる。また大臣は，もし申請人により，または申請に異議を申入れ，かつその異議を撤回していない者により，または命令が申請の関連する利用税以外の利用税を変更することとなる場合は本条第(3)項に従って協議した者または団体によって要求されたときは，聴聞会を開催せしめるものとする。

(6) もし大臣が本条に基づく申請に基づいて，その当時における情勢から見てそうすることは正当であると納得するときは，大臣は，本条の規定に従うものとして，問題の港湾における船舶，旅客および貨物入港税について，これらの入港税のいずれかの額を決定する際に引照される等級付けが申請の主題事項に含まれていると否とによらず，適当と認める方法で，かつその命令に指定する期日から効力を発するものとして，これらの入港税の全部またはいずれ

かを改正する命令を発することができる。

(7) 大臣は，本条に基づく申請に基づいて命令を発するに当って，問題の港湾に関して関係公社の財政状態と将来の見通を考慮するものとし，また当該公社が港湾から受領する毎年度の収入が，港湾に関して収入によって正当に負担さるべき公社の支出および経費に充当するために適切なものより大きく不足するか，または大きく超過するかのいずれかとなりそうであると認めるような，利用税の改正を行なってはならない。

但し，大臣は，もし申請直前の適当と認める期間中に，港湾に関する公社の財政状態から見て港湾に影響する特別の事情が存することを納得するときは，公社が港湾から受領する毎年度の収入が，前記の支出および経費に充当するために適切なものより大きく不足し，または大きく超過することとなる命令を発することができる。

(8) 本条に基づく命令は，法律上の書面によって発するものとし，かように発せられた従前の命令を変更しまたは取消すことができる。

(9) 大臣は，本条に基づく申請が，その提出前の12ヵ月間に，本条に基づく大臣の考慮の主題となったことのある事項に関連する場合は，かような申請の受理を拒絶することができる。

(10) 前第(9)項に従うものとして，何時にても本条に基づいて申請を行なうことができる。

(11) 本条に基づいて港湾に対して認可された入港税のいずれかを改正する規定を掲げる法案または命令の場合に，公社のいずれかによる法案の提出支持，または仮命令の発令の目的上，本条にかかわらず，当該規定の目的は議会から新たな認可を受ける場合のほかは達成できないとみなされるものとする。

雑　規　定

第５２条－(1) １９５４年運輸運賃料金その他（雑規定）法第３条および第４条（これらに基づいて1947年運輸法に基づく運賃料金計画書を独立の事業に適用することができる規定）は，これらの条項に基づく命令とともにその効力を失うものとし，本法第８補則に記載する法令は，公社に関してのみでなくその他のいずれの事業に関してもその効力を失うものとする。

独立の鉄道および内陸水路事業

(2) 本法第４３条の第(1)項(b)号，および第(2)項，第(3)項，第(5)項および第(6)項は独立の鉄道事業または独立の内陸水路事業に，同条第(7)項は独立の鉄道事業に，また同条の第(8)項は独立の内陸水路事業に，これらの諸項が公社に適用される如く，それぞれ適用されるものとする。

(3) １９５４年運輸運賃料金その他（雑規定）法第６条第(1)項(b)号（運賃料金の改正に関連する規定）は，本条の意味の範囲内の独立の内陸水路事

業である内陸水路事業に適用されないものとする。

(4) 本条において，

「独立の鉄道事業」は，その経営が議会制定法またはこれに基づく命令によって認可されている事業であって，公社のいずれかの事業の部分を形成していない鉄道事業を意味し，

「独立の内陸水路事業」は，運河またはその他の内陸航行または潮河の航行の保存，維持，改良または運営に従事する事業であって，公社のいずれかの事業の部分を形成していない事業を意味し，但し

(a) その事業の如何なる運賃料金も１８８８年鉄道・運河運送法第２４条および第３６条に従って発せられ，かつ議会によって確認された仮命令の主題となっていない事業，または

(b) もし内陸水路の全体が港湾の境界内に入っているときは，港湾事業の部分を形成する事業，または

(c) その事業の運賃料金の全部またはいづれかが，当該事業に関連する法律上の規定に基づいて，大臣および共同して行為するその他の大臣による改正に従うものとなっている事業

を含まないものとし，

「鉄道」は，

(a) その全部または大部分が公共車道に沿って敷設され，かつ全面的にまたは主として旅客の運送

に使用される軽便鉄道，または

(b) その鉄道に関連する法律上の規定に基づいて，軌道の一部を形成するものとして取扱わるべき鉄道，または

(c) 断崖の頂部と底部の間を連絡する昇降機に類する鉄道

を含まないものとし，

「事業」は，大ブリテン内で経営される事業を意味する。

(5) 本条は，その事業がその他の活動にも従事しているか否かにかかわらず，独立の鉄道事業または独立の内陸水路事業に適用するものとする。但し，前記のその他の活動について適用しないものとする。

沿岸航路運送

第５３条－(1) もしいずれの時に，大臣が沿岸航路運送に従事する者の利害関係を代表するものと認める団体から大臣に対して

(a) 沿岸航路運送との競争関係において，鉄道公社によって課せられる鉄道による貨物運送の運賃料金，または

(b) 沿岸航路運送によって運送されるか，または運送された貨物の，港湾着または港湾発の鉄道運送に対して鉄道公社が課する運賃料金について提訴が行なわれるときは，大臣は，提訴の主題となっている運賃料金について，公社へ指令を与えることができる。

(2) 大臣は，前第(1)項(a)号に言及する運賃料金について，

(a) 問題の運賃料金が，それについて課せられる業務の提供上の総費用から考慮して不適正であること，およびこれらの運賃料金が課

せられる年度の収益勘定の損失を塡補するために，議会から配付された資金から本法に基づき鉄道公社に対して交付金が与えられているか，または与えられそうであること，

を認めない限り，本条に基づいて指令を与えてはならない。

(3) 大臣は，前第(1)項(b)号に言及する運賃料金について

(a) 問題の運賃料金が，それについて課せられる業務の提供上の総費用から考慮して過大であること，および

(b) 問題の貨物は，提訴に指定されている港湾まで，またはその港湾から鉄道によって運送されない限り，沿岸航路運送によって合理的に運送できないこと，

を認めない限り，本条に基づいて指令を与えてはならない。

(4) もし大臣が，本条第(1)項に基づいて提訴する団体がその提訴を支持して行う合理的な主張を有すると認めるときは，大臣は，当該目的のために適当な資格を有すると認める者に，その提訴を付託して調査を求めるものとする。また大臣は，本条に基づく提訴に基づいて指令を与える前に，前記の者の報告を考察するものとする。

但し，もし大臣が本条第(2)項(b)号または第(3)項(b)号の理由から，苦情に基づいて指令を与える権限を何ら有しないと認めるときは，本項は当該苦情に適用されないものとする。

(5) もし大臣が，本条第(1)項に掲げる団体による提訴に基づいて，

(a) 鉄道公社が，沿岸航路運送によって運送されるかまたは運送された貨物の，港湾着または港湾発の鉄道輸送に対する運賃料金の決定を拒絶したこ

と，および

(b) 問題の貨物は，提訴に指定されている港湾まで，またはその港湾から鉄道によって運送されない限り，沿岸航路運送によって合理的に運送できないこと

を認めるときは，大臣は，公社に対して問題の運送に対する運賃料金を決定すべきことを要求する指令を与えることができる。

(6) 本条に基づく提訴上の手続（調査のための苦情の付託を含む）は，大臣が決定するところのものとする。

(7) 本条において，貨物の運送に対して鉄道公社によって課せられる運賃料金への言及は，同公社がその運賃料金でいずれの貨物を運送する意思あるものとして約束する運賃料金への言及もあるものとみなす。

(8) 1947年運輸法第71条に基づいて設置された沿岸航路運送諮問委員会は，これをここに廃止する。

鉄道および船舶運送閉鎖の事前通報

第54条－(1) 鉄道公社またはロンドン公社は，

(a) 鉄道公社またはロンドン公社によって供給される鉄道旅客または貨物運送，および

(b) 鉄道公社によって供給される船舶運送

の廃止計画の事前の公共通告を行なう目的をもって，その場合により，大臣によって指令される方法により，かつ指令される場所に，大臣によって決定される，その計画に関する情報を適時に公表するものとする。

(2) 本条の目的上，カレドニアン・スチーム・パケット株式会社またはカレドニアン・スチーム・パケット（アイルランド便）株式会社によって供給される船舶運送は，運送を供給する会社が鉄道公社の従属会社となっている間は，同公社によって提供される運送とみなすものとする。

第Ⅳ章　雑則および一般事項

国有運輸諮問委員会，協議委員会および運輸審判所

第55条

国有運輸諮問委員会

(1)本条の規定に従って，国有運輸事業の調整，または他の部面に関する問題について大臣に助言を行なうために，国有運輸諮問委員会（The Nationalised Transport Advisory Council）を設置するものとする。

(2)諮問委員会は，

(a)大臣が工業，商業，財政または経済上の事項，科学の応用，または経営について広汎な経験を有しているか，または能力を発揮していると認めるもの中から，大臣によって任命される委員長，副委員長および5名を超えないその他の委員，

(b)各公社および持株会社の委員長，および

(c)権利承継日までとして，運輸委員会委員長をもって構成する。

(3)大臣は，それが適切であると考える場合は，諮問委員会の業務を援助するためにその他の者（諮問委員会の構成員とならないものとして）を任命することができる。

(4)本条第(2)項に拘らず，大臣は，諮問委員会の委員長を任命しないで自らこれを主宰し，またいずれにしても，特定の場合に諮問委員会を主宰することが

できる。

(5)本条第(2)項に基づいて任命された者は，その任命期間に従って就任および退任するものとし，任期が終了するに当って，再任を受けうるものとする。但し，かような者は，大臣に対する書面の通知をもって，何時でも辞任することができる。

(6)大臣が本条第(2)項に基づいて任命を提案する者は，大臣から要求された場合は，その者が，本条に基づく機能のその者による遂行に対して不利な影響を及ぼすと思われる　財政上または他の利害関係を有していないことについて，大臣を納得させるために必要であると考える情報を提供しなければならない。

(7)大臣は，本条に基いて任命した者に対して，議会によって配付された資金から，大臣が大蔵省の承認をえて決定する報償および実費について支払う旅行手当および諸手当を支払うことができる。また大臣は，諮問委員会の機能の適正な遂行のために必要であると認める役員および職員，および施設を供給するものとする。

(8)本条において「国有運輸事業」とは，権利承継日前においては運輸委員会の事業および運輸委員会に従属する団体の事業をいい，権利承継日後においては公社の事業，持株会社の活動および公社のいずれかまたは持株会社に従属する団体の事業をいう。

第５６条　運輸協議委員会

(1)本条に従って，

(a)中央運輸協議委員会（The Transport Consultative Committees，以下「中央協議委員会」と呼ぶ）を大ブリテンに設置し，

(b)地域運輸利用者協議委員会（以下地域協議委員会と呼ぶ）を大臣が随時に指令する大ブリテンの地域について設置するものとする。但し大ブリテンの如何なる部分も地域協議委員会の地域内に含まれないものがないようにし，また何時の場合にもスコットランド地域協議委員会およびウエールズ・モンマスシャー地域協議委員会が設置されていなければならない。

(2)中央協議委員会は，大臣が任命する委員長，地域協議委員会の委員長および大臣が中央協議委員会の所管内の事項に関係を持つと思われる人々の利害の代表者であると認める団体と協議した上で任命する（６名を超えない）その他の委員をもって構成するものとする。各地域協議委員会は，大臣が任命する委員長，大臣が地域協議委員会の所管内の事項に関係を持つと思われる人々の利害の代表者であると認める団体と協議した上で任命するその他の委員，および大臣がかような協議を行なわないで任命する（２名を超えない）その他の委員をもって構成するものとする。

地域協議委員会の委員長は，委員長に代って中央協議委員会の会議に出席すべき他の委員を指名することができる。

(3)本条に基づいて協議委員会の委員に任命された者は，おのおのの任命期間に従って就任および退任するものとし，任期が終了するに当って，再任を受けうるものとする。

但し，かような者は，大臣に対する書面の通知をもって，何時でも辞任することができる。

(4)本条の以下の規定に従うものとして，中央協議委員会および各地域協議委員会は，公社のいずれかによって提供される業務および施設に影響する事項であって，

(a)これらの業務または施設の利用者により，または利用者のために協議委員会へ行なわれた陳述，（協議委員会が不真面目なものと認める陳述を除き）の主題となっている事項，または

(b)大臣または公社から協議委員会へ付託された事項，または

(c)協議委員会が，考察を行なわなければならない事項であると認める事項に関して考察し，また当該協議委員会が望ましいと認める場合は勧告を行なうことをその任務とするものとする。またそれぞれの協議委員会の議事録，決議および勧告を，関係公社へ，および

(i)地域協議委員会の場合は中央協議委員会へ，および

(ii)中央協議委員会およびスコットランドまたはウエールズ・モンマスシャー地域協議委員会の場合は大臣へ送付するものとする。

(5)前第(4)項の規定はいずれも，本条の以下の条項に規定されている場合を除き，ある業務または施設に対して課せられる運賃・料金を考察し，または鉄道運送の廃止または削減に関する問題を考察する権限を協議委員会へ付与するものではない。また中央協議委員会は，同協議委員会が地域協議委員会による考察が一そう適当であると認めるか，または地域協議委員会によって以前に考察された陳情について考察する義務はないものとする。

(6)大臣は，本条第(4)項に基づいて勧告を受領した場合は，勧告に取扱われている事項に関して適切であると考える指令を，関係公社へ発することができる。

(7)鉄道公社またはロンドン公社が，いずれの駅または線区の鉄道旅客運送をすべて廃止すること（以下においては閉鎖という）を提案する場合は，その提案する場合は，その提案を実施するに先立って6週間未満とならない期間前に，その影響を受ける地域に配付される2種の地方新聞紙上に連続する2週間に各1回，およびこれらの公社が適当と認める他の方法で，

(a)提案された閉鎖の期日および明細，および公社が利用しうると認める代替的運送およびかような代替的運送の供給または開始に対する公社の提案の明細を示し，および

(b)提案された閉鎖に対する異議は，本条に従って，通告に指定された期日（本条の定めるところによ

り，通告が地方新聞に公表された最後の日付とする）から６週間以内に，申入れることができる旨を記載した。

通告を公表し，通告の写を該当する地域協議委員会へ送付するものとする。

本項および次の第(8)項の目的上，該当する地域協議委員会とは，提案された閉鎖によって影響を受ける駅または線路，または線路のある部分が所在する地域の協議委員会である。

(8)前第(7)項に従って通告が公表された場合は，影響を受ける運送の利用者またはかような利用者を代表する団体は，通告に指定された期間内に該当する地域協議委員会に対して，書面をもって，異議を申入れることができる。かような異議の申入があった場合は，協議委員会は直ちに大臣および関係公社に通報するものとし，閉鎖は，協議委員会が大臣に通報し，大臣が承諾を与えるまでその手続をしてはならない。

(9)前第(8)項に基づいて異議の申入を受けた協議委員会は，その異議および関係公社が行なう陳述を検討し，協議委員会が提案された閉鎖によって生ぜしめられるであろうと考える困難がもしあれば，これについてできる限り速やかに大臣に報告するものとし，この報告に当該困難を回避する提案を含めることができる。

提案された閉鎖に関する異議が，２以上の地域協議

委員会へ申し入れられた場合は，当該各協議委員会は，

(a)共同して大臣に報告するか，または

(b)閉鎖に関する異議および陳述の考察および大臣への報告の提出は，これらの協議委員会によって主たる関係があると認められるそのうちのいずれかの協議委員会に委任すべきことを協定することができる。

また本項および次の第(10)項に基づくすべての報告の写しは，中央協議委員会および関係公社へ送付するものとする。

(10)大臣は地域協議委員会へ詳細報告を行なうように要求することができる。またもし，いずれにしても，大臣が報告または詳細報告が不合理に遅延しているとみなすときは，大臣は，関係協議委員会と協議し，適切と考える質問を行なった上で，当該報告または詳細報告を待つことなく，提案された閉鎖に承諾を与えることができる。

(11)閉鎖に本条に基づいて大臣の承諾を必要とするいずれの場合においても，大臣は，適切と考える条件を付して承諾を与え，また随時にこれらの条件を変更することができる。また大臣は，閉鎖に関連して関係公社に対して随時適切と考える指令を与えることができる。

承諾または指令に付された条件が，公社に対して代替的運送を提供し，またはその提供を援助すべきことを要求する場合は，大臣はこれらの

運送に関する事項を地域協議委員会に付託することができる。この場合協議委員会は，当該事項について考察し，大臣に報告するものとする。

(12)本条に基づいて設置される各協議委員会は，それぞれの委員長によって召集されたときに会合するものとし，但し如何なる場合にもその回数は年２回未満であってはならない。また委員長が適切と考えるときは何時でも諮意に会議を召集しうる委員長の権利を侵害されることなく，委員長は，当該協議委員会の３名の委員によって要求された場合は会議を召集し，各会議の議事について議事録を維持するものとする。

(13)本条第(9)項の目的のために協議委員会が，異議申入者の口述を聴問し，または公社のために行なわれる口頭の陳述を聴問することを決定する場合は，協議委員会は，異議申入者または陳述を公開聴問しなければならない。

(14)本条第(12)および(13)項に従うものとして，本条に基づいて設置された各協議委員会は，協議委員会の会議における定足数を含めて各自の手続を決定するものとし，また中央協議委員会は，地域協議委員会に対して，これらの協議委員会の手続または機能に影響ある事項に関して随時に一般的な勧告を行なうことができる。

(15)中央協議委員会およびスコットランドおよびウエールズ・モンマスシャー各地域協議委員会は，大臣

に対して年度報告を行ない，大臣はこれらの報告の写を国会の各院に提出するものとする。

(16)公社は，本条に基づいて設置された各協議委員会に対して，協議委員会の機能の遂行に必要であると認め，または大臣によって指令される役員および職員，および事務所施設を供給するものとする。また公社は，これらの協議委員会の構成員に対して，大蔵省の承諾をえて大臣が承認した支払表に従って，有給時間の喪失に関して手当を支払い，また公社が決定するものであって実費について支払われる旅行手当および諸手当を支給することができる。

各公社は，本項に基づいて負担した経費を，その協定する割合または協定がない場合は大臣が指令する割合で分担するものとする。

(17)本法第７補則第Ⅲ章の過渡的規定は，本条の目的のために効力を有するものとする。

(18)本条第(4)項の目的上，カレドニアン・スチーム・パケット株式会社またはカレドニアン・スチーム・パケット（アイルランド便）株式会社の供給する船舶運送は，その運送を供給する会社が鉄道公社の従属会社である限りにおいて，同公社が供給する運送とみなすものとする。

(19)権利承継日前において，本条における各公社またはいずれの公社への言及は，その文脈上他の意味に解釈することを要求される限りを除いて，運輸委員会への言及として解釈するものとする。

第５７条　(1)運輸審判所の構成員数は，３名から５名へ増員するものとし，本条に基づいて任命される構成員のうち，　運輸審判所

(a)１名は，運輸業務に経験を有する者であり，

また

(b)１名は，財政事項または経済に経験を有する者でなければならない。

(2)本条が効力を発する日より，審判所はロンドン旅客運賃・雑料金部および道路運送訴願部と称する２部に分けて開廷するものとする。

(3)ロンドン旅客運賃・雑料金部は，

(a)本法第Ⅲ章，および

(b)１９５３年郵便局法および１９５３年運輸法第２４条（それぞれ郵便物の運送および軍隊および警官の運送に関する規定）

に基づく審判所の管轄権を行使し，また審判所の所長およびそれぞれ本条第１項に掲げる資格を有する２名の審判所の審判官をもって構成するものとする。

(4)道路運送訴願部は，１９６０年道路運送法第Ⅳ章（道路運送人免許証に関する規定）に基づく審判所の管轄権を行使し，審判所の所長および，そのうち１名は運輸業務に経験を有し，他は商業事項に経験を有する２名の審判所審判官をもって構成するものとする。

(5)前第(4)項に拘らず，１９６０年道路運送法第Ⅳ

章に基づいて審判所に提起された訴訟手続について，審判所所長は，もし適切と考えるときは，特別陪審員名簿（本法第１０補則第６項に従って選定された）から１名またはそれ以上を任命し，これらのもののみで，または道路運送訴願部の１名または数名の審判官とともに，これらの訴訟手続の審理および判決を行なわしめることができる。また所長が自らこれらの訴訟手続に出廷しない場合は，何人が審判長となるべきかを指令するものとする。

(6)本条の前諸項に掲げられたもの以外の法令に基づく審判所の管轄権は，ここにこれを廃止するものとする。

(7)本条が効力を生ずる期日前に，１９００年鉄道雇用（事故防止）法（安全規則に関連する規定）に基づいて審判所に付託することができた異議または申請は，審判所に付託しないで，大臣によって（一般的にかまたは特定の事件のいずれかのために）任命される仲裁人に付託するものとし，前記法律は必要な修正を加えてその効力を有するものとする。

同期日に審判所に係属中の，前記法律に基づく異議または申請は，大臣が指令する方法で本項に基づいて任命される仲裁人によって審判されるものとする。

(8)本条が効力を生ずる期日前に，１８８８年鉄道

運河運送法　第１６条第⑵項（ある事件における費用の配分に関連する規定）に基づいて審判所に付与された管轄権は高等法院に移転され，当該日に審判所に係属中の当該管轄権に基づく訴訟手続は，高等法院が指令する方法によって同法院において審判されるものとする。

⑼１８６３年鉄道条項法第Ⅲ章（業務協定の，審判所による認可に関する規定）に対応する規定を設けている地域的法令は，その効力を失うものとする。また本条が効力を生ずる期日前に，他の地域的法令（本法第Ⅱ章に基づいてその適用を停止される法令を除く）に基づいて，審判所に管轄権が付与されている場合は，当該管轄権は高等法院に移転され，同期日に審判所に係属中の当該管轄権に基づく訴訟手続は，高等法院が指令する方法によって同法院において審判されるものとする。

⑽前第⑼および⑽項をスコットランドに適用するに当って，高等法院への言及は地方裁判所への言及として解釈するものとする。

⑾１９２１年鉄道法第２４条に基づいて選定された一般陪審員名簿および運輸陪審員名簿，および１９３３年道路・鉄道運送法第３９条に基づいて選定された海運陪審員名簿は，ここにこれを廃止する。

⑿本法第１０補則の規定（小修正および本条に基づく必然的修正を加えられた現行法を再現する規

定）は，審判所の構成，権限および訴訟手続に関して効力を有するものとする。

公社に関連する規定

第５８条　⑴権利承継日およびそれ以後は，１９３３年ロンドン旅客運送法第１６条および第１７条第⑵項，（ロンドン地区内で道路により旅客を運送するものは，これらの規定に基づいて，一定の事情においては運輸委員会の承諾をえなければならない。）において，運輸委員会への言及はロンドン公社への言及として読み替えるものとする。　ロンドンにおける道路運送に対する制限

⑵もしロンドン公社が，権利承継日後のいずれの時に，前記各条のいずれかに基づいて同公社の承諾を求める申請を受けて，申請の条件で承諾を与えることを拒絶する場合は，申請人は拒絶の通告の受領後１カ月以内に，首都交通委員会(The Metropolitan Traffic Commissioner)に申請することができる。もし首都交通委員会がその拒絶は不合理であるという意見の場合は，同委員会は申請の条件かまたは同委員会が適当と認めるその他の条件のいずれかで承諾を与えることができる。この場合当該承諾は，ロンドン公社によって与えられたとみなされるものとして効力を有するものとする。

⑶もし申請の日から１カ月の期間内，または申請

人とロンドン公社との間に何時にても書面をもって協定される延長された期間内に，ロンドン公社が申請に対する決定を申請人に通告しない場合は本条第(2)項は当該申請に関して，ロンドン公社が申請の条件で承諾を与えることを拒絶し，かつ前記期間の終りにその決定を申請人に通告したものとみなされて適用されるものとする。

(4)申請人またはロンドン公社は，申請に対する首都交通委員会の本条第(2)項に基づく決定に反対する上訴を大臣に行なうことができる。大臣は，かような上訴を受けて，当該決定を確認し，変更しまたは無効にすることができる。

(5)前第(4)項によって与えられた大臣に対する上訴権は，本条の以下の諸項に基づいて作成される規程によって定められる期間内に，かつ方法によってなされる上訴であることを条件とするものとする。

(6)大臣は，法律上の書面によって，本条に基づく申請上およびかような申請に由来する上訴上の手続に関して，規程を作成することができる。また同規程に，

(a)提出すべき詳細事項および通告を交付すべき者，および通告を公表し，または送達する方法，

(b)申請に関して異議またはその他の陳情を行なう方法

(c)大臣への上訴が行なわるべき期間およびその

方法，

に関する規定を設けることができる。

(7)本条において「首都交通委員会」とは，首都交通地域の交通委員会をいう。

ロンドン公社への道路運送免許証の交付に対する特別制限

第５９条 (1)交通委員会は，ロンドン旅客運輸地域内に入っていない路線のある一部に沿い，またはその近くで運送施設を供給している者であって，交通委員会の意見では，もし道路運送免許証が交付された場合はその利害関係に大きな影響を受けるとされる者が，

(a)ロンドン公社との間に締結された営業協定の条件の１つとしてか，または他の方法のいずれかによって免許証の申請が行なわれることを承諾したか，または

(b)その者が承諾を不合理に拒絶したかまたは差控えていること

を納得する場合でなければ，１９６０年道路運送法第Ⅲ章に基づいて，ロンドン公社に対して前記路線上において道路運送を供給するための道路運送免許証（他の免許証に取換えてであると否とによらず）を交付してはならない。

(2)交通委員会はロンドン運輸地域内に入っていない路線の一部に沿い，またはその近くで運送施設を供給している者であって，交通委員会の意見ではもし同委員会からロンドン公社へ交付された，前記路線上において道路運送を供給するための道路運

送免許証に付された条件に変更が加えられる場合は，その利害関係に大きな影響を受けるとされる者が，

(a)申請の行なわれることを承諾したか，または

(b)その承諾を不合理に拒絶したか，または差控えていること

を納得する場合でなければ，ロンドン公社の申請によって，1960年道路運送法第135条第(5)項に基づいてかような道路運送免許証に変更を加えてはならない。また交通委員会は，かような者が変更を求める提案を承諾する機会を有し，かつその提案に同意したか，または同意を不合理に拒絶しもしくは差控えたことを納得する場合でなければ，ロンドン公社の申請に基づく以外の方法で，かような免許証に付された条件を変更してはならない。

(3)本条第(1)項および第(2)項は，

(a)もし免許証に関連する路線が，本法第8条第(5)項に定義するロンドン運輸経営委員会の路線の1であるが，本条第(5)項に定義する制限路線でない場合，または

(b)もしその路線がロンドン運輸経営委員会の路線であり，かつ前記項に定義された制限路線であるが，免許証に，ロンドン公社は当該路線上で旅客を乗車また降車させてはならないという条件が適用されているか，または条件が変更されるときはかような条件が適用されることとな

る場合，または

(c)もし大臣が交通委員会に対して，前記諸項の該当規定を証明書に特定された手続に関連して適用すべきでないことを望ましくする，例外的な事情のあることを証明する場合，

または，もし路線の一部が前各号のいずれか1つに該当し，一部が他の1つに該当する場合は適用されないものとする（但し，路線の一部がこれらの節以外に諸当するときは，前記諸項が適用されるものとする）

(4)本法第Ⅱ章に基づいて権利承継日にロンドン公社に承継されるものであって，ロンドン公社が制限路線において道路運送を行なうことを認可する道路運送免許証は，同公社がその路線上で旅客の乗車および降車の双方を行なってはならないという条件を付せられているとみなされるものとして効力を有するものとする。但し，かような条件は本条の規定に従うものとして，変更することができる。

(5)前(2)項において「制限路線」という字句は，ロンドン運輸経営委員会が1961年11月1日までの過去の12カ月間中のいずれの時に，その路線上で旅客の乗車および降車の双方を行なってはならないという条件のもとに，公共運送用車両によって旅客を運送する権限を有していた路線を意味する。大臣は，本法第8条第(5)項に基づいて発

する命令では，かように制限された路線を区別するものとする。

(6)本条第(1)項に基づく交通委員会の決定は，１９６０年道路運送法第１４３条第(1)項または第(3)項，（免許証交付の拒絶および免許証の交付に反対する上訴に関連する規定）に基づく上訴によって閲覧に公開するものとし，また本条第(2)項に基づく交通委員会の決定は，前記第１４３条第(2)項または第(3)項に基づく上訴によって閲覧に公開するものとする。

(7)本条は，免許証の関する路線について，その一部がロンドン旅客運輸地域内にあるか否かによらず適用される。但し，本条の目的上，当該地域内の部分は考慮に入れないものとする。

(8)もし前記地域の外側にある路線の部分が，前記地域の境界から半マイル，あるいはバークシャー州の場合は１マイルを超えない終着点または停留場へ到達するためにのみ設けられている場合は，本条は当該路線に関連して適用されないものとする。

(9)本条は，１９６０年道路運送法第Ⅲ章とともに１体として解釈するものとする。

第６０条　(1)１９６０年道路運送法第１８０条第(4)項（従属会社の車両のための運送人免許証に関する規定）の中の「持株会社」の定義の目的上，公社および持株会社はそれぞれ会社とみなし，前記第１８０条はこれに応じて効力を有するものとする。

公社およびその他団体の従属会社によって運営される車両のための運送人免許証

(2)もし権利承継日に運輸委員会の従属会社が持株会社の従属会社になる場合は，１９６０年道路運送法第Ⅳ章に基づき，運輸委員会が従属会社の所有する車両のために保有する運送人免許証は，それ以後は持株会社に交付されたものとみなされるものとして効力を有するものとする。また１９６０年道路運送法第１８０条の目的上，持株会社は免許証を申請し，同条が従属会社に関して効力を持つべきであるという希望を免許当局へ表明したものとみなされるものとする。

(3)もし権利承継日から１２カ月を超えない期間内において，持株会社が１９６０年道路運送法第Ⅳ章に基づいて従属会社の所有する車両のための運送人免許証を保有している時に持株会社が行なった取引の結果として，その従属会社が，それ自体持株会社の完全所有従属会社である会社（以下において当会社と呼ぶ）の完全所有従属会社となる場合は，従属会社が当時所有していた車両のためのかような免許証は，それ以後は当会社に交付されたものとみなされるものとして効力を有するものとする。また１９６０年道路運送法第１８０条の目的上，当会社は免許証を申請し，同条が当該従属会社に関して効力を持つべきであるとする希望を免許当局へ表明したものとみなされるものとする。

第６１条　(1)権利承継日より，１８７３年鉄道規制法第１７条（運輸委員会にある種の内陸水路を維持すべきことを要求する規定）は，　内陸水路に関連する法令の改正

(a)同条におけるそれぞれの鉄道会社への言及はイギリス水路公社への言及もあるものとみなし，

(b)同条における運河への言及は，当該公社に関連する場合は，１９４７年運輸法に基づいて運輸委員会へ移転され，かつ法律上の規定によりまたはこれに基づいて航行を閉鎖されなかったものであって公社の事業中に含まれる内陸水路への言及として読替えられる

とみなされるものとして効力を有するものとする。

(2)１９４７年運輸法第３５条および第３６条（これらの規定に基づいて，運輸委員会は，同委員会に所属する内陸水路上の運河運送人に免許制を適用することができる）は，その効力を失うものとする。

(3)１９４７年運輸法第３７条（運輸委員会による内陸水路の放棄に関する規定）における，運輸委員会への言及は，権利承継日より，イギリス水路公社への言及として読替えるものとする。

(4)１９４５年水利法第５９条第(1)項中の「法律上の水利事業者」の定義は，イギリス水路公社を含まないものとする。

第６２条　(1)イギリス水路公社によって所有されまたは経営される運河のための河水を使用する目的（明示か　運河河水の供給に

または暗黙のいずれによらず）またはこの目的を含む諸目的のために同公社が河水を採取することを認可する地域的法令は，当該目的には運河から採取した河水を販売し，または使用せしめる目的を含むとみなされるものとして効力を有するものとする。またイギリス水路公社はこれに準じて本法第Ⅰ章に基づく権限を行使することができる。　関する地域的法令

(2)前第(1)項は，イギリス水路公社に，

(a)いずれかの水源から採取することができる河水に対する，量または割合またはその他のいずれかについての制限を無視すること，または

(b)運河のいずれかの部分，または運河によって給水される河川または水路の水位または水流に，同公社の責任のいずれかと相反し，また特に運河を可航状態に維持すべき法律上の責任と相反する程度に影響を与えること

を認可するものと解してはならない。

第６３条　(1)本条に従うものとしてイギリス水路公社は，　イギリス水路公社による河水の採取

(a)本法の通過前に河水の採取が行なわれていた地点において河水が採取される場合のほかおよび

(b)権利承継日から１２カ月の期間，およびその後の各１２カ月の期間毎において売却される河水の量が，本法通過までの１２カ月の期間に当該地点で採取された量を超えない場合のほか，および

(c)河水が使用される土地または地所が本法の通過前に河水が使用されていた土地または地所と同一である場合のほかは

大臣の承諾なくして内陸水路から河水を売却してはならない。

(2)もし権利承継日にイギリス水路公社が，河水を売却すべき責任であって，売却を義務づけられている量が採取の平均割合，またはある期間に採取する量，またはその他のいずれかによって制限されているが如き責任を負うことになる場合は，責任の条件が変更されない限りにおいて，本条第(1)項は当該責任の履行としての河水の売却に適用しないものとする。

(3)本条第(1)項は，１８５５年リー川水利法第３５条（これに基づいて一定量の河水を工業目的のために売却することができる）または１９１０年リー川管理委員会法第３５条（これに基づいて河水の採取を条例によって規制することができる）に基づく河水の売却には適用しないものとする。

(4)イギリス水路公社は，本条に特定する者に対して，同公社によってなされた大臣の承諾を求める申請について通告を送達するものとし，この通告には同公社の提案および申請した承諾の条件の十分な詳細を示し，かつ通告を送達された者は異議があれば通告送達から２８日以内に大臣に提出すべきこと，および同期間内にかような異議の写を

公社へ送付すべきことを記載すべきものとする。

(5)イギリス水路公社は，採取地点の所在する地域に配布される１またはそれ以上の新聞紙に，同公社によってなされた大臣の承諾を求める申請について，同公社の提案および申請した承諾の条件の詳細を示した通告を公表するものとする。

(6)スコットランドにおける場合を除き，通告の送達を受くべき者は，

(a)採取地点が所在する自治都市または準自治都市または地方自治区の議会，

(b)その所管地域に採取地点が所在する河川局，および

(c)その者の供給範囲内に採取地点が所在する法律上の水利事業者，および大臣が住宅・地方行政大臣と協議したのちその者に通告を送達すべきことを指令さるその他の法律上の水利事業者とする。

(7)スコットランドにおいては，通告の送達を受くべき者は，

(a)採取地点の所在する州または自治都市の議会，

(b)その所管区域に採取地点が所在する河川浄化当局および大臣が国務大臣と協議したのちその者に通告を送達すべきことを指令するその他の河川浄化当局，

(c)大臣が国務大臣と協議したのちその者に通告を送達すべきことを指令する鮭漁業地方委員会

および

(d)その供給範囲内に採取地点が所在する地方河川当局および大臣が国務大臣と協議したのちその者に通告を送達すべきことを指令するその他の地方河川当局

とする。

(8)イギリス水路公社は，大臣が前第(6)項および第(7)項に基づいて指令を発すべきか否かを決定するために必要とする情報を，大臣に供与するものとする。

(9)大臣は，すべての必要とされる通告が正当に発せられたことを納得しない限り申請を受入れてはならない。また大臣は，通告が送達された者によって正当に申入れられる異議を考慮に入れるものとする。

(10)大臣は，申請および承認を与えなければならない場合のその条件を考慮するに当って，

(a)採取された河水が供せられる用途の重要性および法律上の水利事業者，工業および農業による現在および将来の必要量，および

(b)提案が漁業，土地の灌漑または公衆の保健に対し，または直接影響を受ける内陸水路またはその他の内陸水路または流水に対して与える影響，および

(c)採取された河水が返戻される程度

を顧慮するものとし，またスコットランドの内陸水路に関連してその承認を与えるに先立って，国務大臣と協議するものとする。

(11)大臣は，申請に要求された条件または他の条件のいずれによっても承諾を与えることができる。但し，大臣は，すべての関係当局が要求された条件を考察し，かつ異議を申入れる機会を有したということを納得しない限り，要求されたよりも一そう有利な条件を付与してはならない。

(12)イギリス水路公社は，大臣によって与えられた承諾の条件を，本条に従って同公社がその承諾申請の通告を送達しなければならない者のおのおのに移牒するものとする。

(13)運輸委員会は，権利承継日前に，イギリス水路公社の使用に供するために，本法の通過までの12カ月の期間に同委員会が，いずれの土地または地所で使用するために内陸水路から河水を採取していたすべての場合の記録を作成し，当該記録に，河水が使用された土地または地所，採取の地点，前記期間に採取された総量，および同委員会が河水を売却すべき義務を定めた契約に関する詳細事項を記載するものとする。

イギリス水路公社は，本条第(5)項および第(6)項および第(7)項に掲げた当局の代表者による記録の閲覧のために合理的な便宜を与え，かつかような当局の要求によって，記録の内容に関する情報を与えるものとする。

(14)本条において

「地方水利当局」とは，１９４６年水利（スコッ

トランド）法第５条によって定める意味を有し，
「河川浄化当局」とは，１９５１年河川（汚染防止）（スコットランド）法第Ⅲ章におけるものと同じ意味を有し，
「鮭漁業地方委員会」とは，１８６２年鮭漁業（スコットランド）法の目的のための漁業地方の地方委員会および１８５７年トゥイード川漁業法に基づいて任命された委員会を意味し，
「法律上の水利事業者」とは，１９４５年水利法第５９条第⑴項によって定める意味を有し，
「流水」とは，自然また人工のいずれかの河川または水路を含む。

⑮本条は，あたかもテムズ川管理委員会およびリー川管理流域委員会が河川局であるかの如く，またその管轄区域がそれぞれテムズ川流域およびリー川流域であるかの如く適用するものとする。

⑯本条において，イギリス水路公社による内陸水路からの河水の売却への言及は，同公社が，河水が使用後に返戻されると否とによらず，対価をえて他の者に使用させるために内陸水路の河水を採取し，または採取を認可する取極への言及もあるものとみなす。

⑰本条に基づく承諾の許与は，イギリス水路公社が，本条の規定を離れては，なしうる権限を有しない何らかのことをなすことを認可するものと解してはならない。

第６４条　⑴本条において「暫定期間」とは，本法通過の時から１９６７年末日に終る期間をいう。

内陸水路を維持すべき責任の一時停止

⑵暫定期間中は，１９６１年１１月２日までの６カ月の期間中のいずれかの時期に航行可能な状態になかった内陸水路または内陸水路の一部分を維持すべき運輸委員会またはイギリス水路公社の（法律上またはその他のいずれかの）義務を履行させる目的をもって，一さいの行為またはその他の訴訟手続を開始しまたは継続してはならない。また前記６カ月の期間内に何らかの程度に航行可能であった内陸水路または内陸水路の一部分に関して，１９６７年の末日前に当該目的のために提起された運輸委員会またはイギリス水路公社に対する訴訟手続において，航行に影響する事項について，前記６カ月の期間内のいずれの時期におけるよりも良好な状態の維持を確保すべきことを被告に要求してはならない。但し，もし当該期間末後に悪化があったときは，裁判所は，もしそれが航行の利益に合致すると納得するときは，前記期間内のいずれの時期の状態における維持を確保すべきことを被告に要求することができる。

⑶何人も，暫定期間中に内陸水路が航行可能な状態でなかった結果として内陸水路を航行できないことに関して，運輸委員会またはイギリス水路公社から損害またはその他の金額または補償を回復する権利は，かような権利が，

(a)その者が当該関連期日までの６カ年の期間中のある時期に行使したか，または行使を要求したか，または

(b)その者の資格の前任者が当該関連期日までの６カ年の期間中のある時期に行使したか，または行使を要求した

権利であり，かつその者が暫定期間の末日後１２カ月を経過しない前にそれに関して訴訟手続を開始する場合でなければ，与えられないものとする。但し本項は，内陸水路の欠陥に関する金額は，もし１９６１年１１月２日までの６カ月の期間中のある時期における内陸水路の欠陥のいずれかに関係のない金額であったことが証明される場合は，裁判所がその金額を裁定することを妨げないものとする。

本項の目的上，

(i)「当該関連期日」という表現は，ケネット水路に関しては１９５５年１１月２６日をいい，その他の内陸水路に関しては１９６１年１１月2日をいう。

(ii)「ケネット水路」という表現は，１９５６年イギリス運輸委員会法第１５条によって定められた意義を有する。

(iii)「資格の前任者」という表現は，その者の営業または営業の部分（その者がそれに関連して問題の航行権を行使したか，または行使

しようとしたところの営業または営業の部分）が，継承，買収，合併，再建設またその他のいずれかによって，後継者によって獲得された者を含む。

(iv)ある者が蒙った損害の額は，日日に発生したものとみなすものとする。

(4)暫定期間中は，運輸委員会またはイギリス水路公社の企業に含まれるものであって，何らかの法律上の規定により，またはこれに基づいて航行に対して閉鎖されていない内陸水路は，１９３６年公衆衛生法第２５９条および１９３６年公衆衛生（ロンドン）法第８２条第(1)項(b)号の目的上これを水流とみなすものとし，本項に基づいて適用される場合の１９３６年公衆衛生法第Ⅲ章の規定は，州会および同法に定義する地方当局が施行することができる。

(5)１９４７年都市・田園計画法第３３条（庭園，空地所およびその他平原地の適当な維持に関する規定）の目的上，運輸委員会またはイギリス水路公社の事業に含まれるものであって，法律上の規定によって，またはこれに基づいて航行に対して閉鎖されていない内陸水路は，暫定期間中は空地所とみなし，同法の意味する範囲内の地方当局，（地方計画当局のみでなく）は本条に基づいて適用される場合の同条の規定を施行する権利を与えられるものとする。

(6)本条は，１９５６年イギリス運輸委員会法第１８条（ケネット水路に関してある種の責任を課する規定）に影響を与えないものとする。但し，同法第１６条および第１７条およびケネット水路に関連する限りの同法第２０条および第２１条は，その効力を失うものとする。

(7)本条の規定はいずれも，航行権以外の権利を主張するために訴訟手続をとることを妨げるものと解してはならない。

(8)本条は，本法通過のときから効力を有するものとする。

第６５条　(1)本条において，　鉄道貯蓄銀行

「鉄道貯蓄銀行」とは

１８７３年メトロポリタン鉄道法第２３条，

1885年グレート・ウエスタン鉄道法第４５条，

1895 年タフ・ヴェール鉄道法第１８条，

１９２４年ロンドン・ミッドランド・アンド・スコティッシュ鉄道法第６１条，

１９２４年サザン鉄道法第９９条，および

１９４４年ロンドン・アンド・ノース・イースタン鉄道法第３条

に基づいて設立された貯蓄銀行および権利承継日前に運輸委員会が責任を負っていたもので，本来的には運輸委員会によってその鉄道に雇用されている者のために業務を行なっていたその他の貯蓄銀行を意味し，

「引継公社」とは，

(a)１８７３年メトロポリタン鉄道法に基づいて

設立された貯蓄銀行に関しては，ロンドン公社

(b)その他の鉄道貯蓄銀行に関しては，鉄道公社

を意味する。

(2)本法第Ⅱ章は，鉄道貯蓄銀行の目的のために保持されかつ現存する限りにおける，運輸委員会の財産，権限および債務に適用しないものとする。但し，すべてのかような財産，権限および債務は本条に基づいて権利承継日に引継公社へ移転され，同公社は，権利承継日の直前に運輸委員会が服していた義務と責任にすべての点において服するものとしてこれを保持し，引受けるものとする。

(3)権利承継日後は，本条第(1)項に掲げる法令およびその他の法律上の規定における運輸委員会への言及は，当該規定が鉄道貯蓄銀行に関連する限りにおいて引継公社への言及として読替え，かような法令において運輸委員会の役員または職員，または同委員会によって任命された者への言及は，引継公社が任命する者，または任命がない場合に運輸委員会の役員または職員という場合はこれらの役員または職員にできる限り密接に対応する，当該公社の役員または職員への言及として読替えるものとする。

(4)本条に従うものとして，１８８５年グレート・ウエスタン鉄道法第４５条，１９２４年ロンドンミッドランド・アンド・スコティッシュ鉄道法第６１条，１９２４年サザン鉄道法第９９条および

１９４４年ロンドン・アンド・ノースイースタン鉄道法第３条に基づいて設立された鉄道貯蓄銀行に預金を行なう資格がある者は，

(a)現在の預金者

(b)鉄道公社に雇用される者

(c)病気に起因する無能力に基づき，または停年に達して鉄道公社または運輸委員会またはその鉄道会社によって貯蓄銀行が設立された鉄道会社を退職した者，

(d)上に掲げるもののいずれかの者の家族構成員

(e)その構成員が，上に掲げるもののいずれかの者または主としてこれらの者をもって構成されている集団，協会または協同団体

とする。

(5)前第(4)項の適用される者以外の者であって，鉄道貯蓄銀行に預金を行なう資格を有する者は，権利承継日に当該銀行の預金者である者およびかような預金者が死亡して寡婦を残す男子である場合は，寡婦として留まる間のその寡婦とする。

(6)本条第(1)項の鉄道貯蓄銀行の定義中に掲げる法令中の，事業またはいずれの団体の利益への預金の借方計上に関する部分のみがその効力を失なうものとする。

第６６条　(1)本条に従って，１９４８年地方行政法第８６条（同法第Ⅴ章に基づいて地方税を課せられる義務のない鉄道および運河不動産を定義する規定），　地方税に対する公社の義務

および１９５５年地方課税・評価（雑則）法第９条第(6)項および１９５８年地方行政法第８補則第２３項（一部が他の目的に使用される鉄道または運河不動産に関する規定）において，運輸委員会への言及は，ドック公社以外の公社のいずれかへの言及として読替えるものとする。

(2)権利承継日が属する年度の次の地方課税年度およびその後のすべての地方課税年度において，鉄道公社，ロンドン公社およびイギリス水路公社は１９４８年地方行政法第Ⅴ章の規定とは関係なく，鉄道または運河不動産に関してイングランドまたはウエールズの地方課税当局へ支払われる地方税に代えて，地方当局の利益のためにそれぞれ支払を行なうものとし，これらの支払の金額は，次の金額（以下本条において標準金額といい，１９５７年地方課税・評価法第２条によって改正された１９４８年地方行政法第９３条第(4)項に運輸委員会に関して規定する標準金額と合計される）すなわち

鉄道公社	1,905,000ポンド
ロンドン公社	649,000ポンド
イギリス水路公社	46,000ポンド

を参考して決定するものとする。

(3)権利承継日が属する年度の次の地方課税年度およびその後のすべての地方課税年度において，鉄道公社は，１９４８年地方行政法第Ⅴ章の規定と

は関係なく，スコットランドにあるものであってイギリス水路公社の目的のために占有されていない鉄道または運河用土地または不動産に関して，地方課税当局へ支払われる地方税に代えて，スコットランドの地方当局の利益のために支払を行なうものとし，これらの支払の金額は，次の表の左欄に規定する金額から同表の右欄に規定する金額を控除して算出された金額を参考して決定するものとする。

表

１９６２年地方行政（財政規定その他）（スコットランド）法第２条第(1)項に基づいて国務大臣が証明する金額。	本表の左欄に規定する金額のうち，イギリス水路公社の目的のために占有される土地または不動産に帰属される部分として，国務大臣が証明することができる金額。

本条において，スコットランドへの本条の適用に当って，鉄道公社に対する標準金額への言及は，上により算出された金額への言及として解釈するものとする。

(4)前記公社が，前記地方課税年度のおのおのに支払うべき金額は，

(a)１９４８年地方行政法第９４条第(2)項ないし第４項を，同条における運輸委員会への言及はそれぞれこれらの公社への言及であり，標準金

額への言及は本条に基づく関連公社の標準金額への言及であるとみなして適用することにより，また

(b)それぞれの公社の事情の変化について，所轄大臣の命令であってその草案が国会へ提出され，議会の両院の議決によって承認された命令をもって規定することができる調整をさらに行なうことによって

調整されたそれぞれの公社の標準金額とする。

(5)前第(4)項(b)号に基づく命令は，法律上の書面をもって発するものとし，また

(a)問題の公社の事情と，運輸委員会全体としての，または公社の事業に対応する運輸委員会の事業の部分の，または一部が前者であり，一部が後者であるところの（権利承継日以前のある時期における）事情の比較を行なうことについて規定し，また

(b)その後に発したかような命令をもって変更しまたは取消すことができる。

また同号において，「所轄大臣」とは，鉄道公社に関しては共同して行動する住宅地方行政大臣および国務大臣を意味し，その他の公社に関しては住宅地方行政大臣を意味する。

(6)１９４８年地方行政法第１０９条第(1)項(a)号，（これに基づいて，鉄道または運河不動産として処理される財産の種類を拡張し，または制限する

命令を発することができる規定）において，運輸委員会への言及は公社のいずれかへの言及として読替えるものとし，また前記第(1)項に基づいて命令を発する大臣は，その命令を発する前に，同大臣が関係があると認める公社のいずれかおよび地方当局の連合会，およびそれとの協議を望ましいと認める地方当局と協議するものとする。

(7)本条第(1)項は，権利承継日の属する年度の次の地方課税年度の最初の日に効力を発するものとしまた

(a)権利承継日と本条第(1)項の発効日の間の期間は，同項に掲げる法令は，運輸委員会への言及は4公社のいずれかへの言及として読替えられたものとみなされるものとして効力を有するものとし，また

(b)権利承継日が属する地方課税年度において，運輸委員会は，１９４８年地方行政法第９３条に基づいて当該地方課税年度について行なうべき支払を権利承継日前に行なうものとする。

(8)本条は，１９４８年地方行政法第Ⅴ章とともに一体として解釈するものとし，かつ

(a)同法第１００条第(1)項および第１０９条第(1)項(c)号において，前記第Ⅴ章の先行規定への言及は本条への言及もあるものとみなし，また

(b)前記第１００条第(3)項において，運輸委員会への言及は，権利承継日が属する年度後の地方

課税年度に関しては鉄道公社への言及として読替えるものとし，また

(c)同法第１０２条第(1)項および第１２４条第(1)項(a)号において，運輸委員会への言及は，権利承継日が属する年度後の地方課税年度に関しては公社への言及として読替えるものとする。

(9)１９４８年地方行政法第９７条第(2)項において「同じ調整」から「それに従って効力を有する」までの字句は，権利承継日が属する年度後の地方課税年度に関しては「本法第９４条第(2)項ないし第(4)項を適用してなされる」の字句として読替えるものとする。

(10)本条において「地方課税年度」とは，いずれの暦年において，イングランドおよびウエールズについては４月１日に始まり，スコットランドについては５月１６日に始まる１年をいう。

(11)１９４８年地方行政法第９３条，第９４条第(1)項および第９５条，および１９６２年地方行政（財政規定その他）（スコットランド）法第２補則第１項は，権利承継日が属する年度後の最初の地方課税年度の最初の日にその効力を失なうものとする。

(12)イングランドおよびウエールズまたはスコットランドの地方行政に関連する法令に基づいて，地方税不足交付金または大蔵省平衡交付金の方法によって，議会から配付された資金から支払われる

金額における，本条に帰因する増加は，かような資金から支払われるものとする。

第６７条　鉄道運送および鉄道による船舶運送のための条例

(1)鉄道公社およびロンドン公社は，それぞれ，その鉄道の使用および運転，その鉄道上の旅行，その鉄道ならびに駅および駅出入路を含めた鉄道構内における秩序の維持，その役員および職員を含めたすべての者のこれらの構内にある間の行為，を規制する条例および特に

(a)鉄道構内への入場または鉄道上の旅行のために発行される乗車券類，および運賃およびその他料金の支払回避に関して，

(b)鉄道の運転の妨害または障害に関して，

(c)鉄道客車内およびその他場所における喫煙および不法妨害の防止に関して，

(d)貨物の受領および引渡しに関して，および

(e)公社によって統制され，歩行者の使用に供せられている歩道およびその他構内の自転車およびその他車両の通行を取締まるために

条例を制定することができる。

(2)鉄道公社は，同公社が運航する船舶で輸送される旅客および貨物に関連して，およびこれらの乗船・積込および下船・取卸に関して条例を制定することができる。

(3)本条に基づいて制定される条例は，これらの条例に違反する者には，即決処分によって，それぞれの違反について２５ポンドを超えない罰金を課

する旨を規定することができる。

(4)前第(3)項に基づいて即決手続をとりうる権利を毀損しないものとして，もし本条に基づいて効力を有する条例の違反が，公衆に対する危険または迷惑，または公社によるその鉄道の合法的使用に対する妨害を伴なうときは，当該公社が危険，迷惑または妨害を未然に防ぎ，または除去するために即決的に干渉することは合法とするものとする。

(5)本条に基づく条例は，大臣によって確認されるまで，効力を発しないものとする。

(6)条例の確認申請を行なう少くとも２８日前に，問題の公社は，確認を申請する意図およびその条例の写しが公衆の閲覧のために公開される場所と時間を，大臣が承認する方法で公けに告知するものとする。

また条例のいずれかによって影響を受ける者は，告知に指定される２８日未満とならない期間内に大臣に対してそれに関する陳情を行なう権利を与えられるものとする。

(7)本条に基づいて条例の確認申請が行なわれる前に少なくとも２４日間は，その条例の写を公社の主たる事務所に維持し，すべての合理的な時間中無料で公衆の閲覧に公開するものとする。

(8)公社は，かような条例の写を，これを請求する者に対して，公社が決定する１０シリングを超えない金額の支払を受けて供給するものとする。

(9)大臣は，本条に基づいて確認のために提出された条例のいずれかを，修正を付し，または付せないで確認し，または確認を拒絶し，またかように確認した条例に関して，その効力を発する期日を定めることができる。もし上により期日が定められなかったときは，条例は確認の日から２８日を経過した後に効力を発するものとする。

(10)条例が確認されたときは写を印刷し，公社の主たる事務所に備付け，すべての合理的な時間中，無料で公衆の閲覧に公開し，また，公社は，かような条例の写を，これを請求する者に対して，公社が決定する１０シリングを超えない金額の支払を受けて供給するものとする。

(11)本条に基づいて確認された条例の印刷によって作成された写しであって，その上に

(a)条例は公社または運輸委員会によって制定された旨，

(b)写は条例の真実の写しである旨，

(c)条例は特定の日に大臣によって確認された旨および

(d)条例が有効となる期日

を記載して，公社または公社がその署名について代理として行為することを認めた者の秘書によって署名された旨の証明書が裏書きされている写しは，証明書に記載されている事実の一応の証拠であるものとする。

(12)本条に基づいて条例を制定する権限には，本条に基づいて従前に制定した条例を変更し，または廃止する権限を含むものとする。

(13)１８４５年鉄道条項統合法第１０８条および第１０９条，１８４５年鉄道条項統合（スコットランド）法第１０１条および第１０２条，１８６３年鉄道条項法第３２条，および１８８９年鉄道規制法第７条は効力を失なうものとする。但し，これらの法律のいずれかに基づく条例であって，権利承継日の直前に実施されており，かつ運輸委員会に所属する鉄道のいずれかまたは同委員会が運航する船舶に関連して適用されていた条例は引続き有効とし，あたかも本条に基づき，また本法第Ⅱ章の規定が適用される限りにおいてこれに従って制定されたかの如く効力を有するものとする。

(14)１８４５年鉄道条項統合法に基づいてロンドン運輸経営委員会が制定したものであって，１９５７年１２月１３日に大臣によって確認された条例において，

(a)運輸委員会またはロンドン運輸経営委員会への言及は，ロンドン公社への言及として読替え，また

(b)そこに定義されているところによる鉄道への言及は，ロンドン公社の鉄道への言及として読替えるものとする。

(15)前記１８４５年の法律に基づいて運輸委員会が

制定し，ロンドン運輸経営委員会の鉄道以外の運輸委員会の鉄道に関連するものであって，大臣によって１９５７年１２月５日に確認された条例において，

(a)運輸委員会への言及は，鉄道公社，ドック公社およびイギリス水路公社への言及として読替えるものとし，また

(b)ロンドン運輸局鉄道への言及は，ロンドン公社の鉄道への言及として読替えるものとする。

(16)ドック公社またはイギリス水路公社が，その事業に含まれる港湾に関連して条例を制定するために地域的法令に基づいて行使できる権限は，港湾構内の鉄道に関連して，鉄道公社およびロンドン公社が本条に基づいてその鉄道に関連して制定する権限を有するが如き，条例を制定する権限を含むものとする。

(17)本条は，権利承継日より有効となるものとする。

第６８条　(1)権利承継日より，１９３３年ロンドン旅客運送法第１０６条においてロンドン旅客運輸局への言及は，ロンドン公社への言及として読替えるものとする。　ロンドン公社の運輸組織内の遺失物の保管

(2)本法による１９４７年運輸法第１１９条の廃止は，（同条に基づいて制定された）１９６０年ロンドン運輸（遺失物）規程に影響しないものとし，権利承継日よりこれらの規程は，

(a)すべての目的上および特に１９３５年ロンドン旅客運送法第８８条（前記１９３３年法第１０６条に基づく規程の違反に関連する規定）の目的上，前記第１０６条に基づいて制定されたものとみなして取扱うものとし，また

(b)必要な修正を行なうものとして，同規程における運輸委員会またはロンドン運輸経営委員会への言及は，ロンドン公社への言及もあるものとみなされるものとして効力を有するものとする。

第６９条　(1)鉄道公社は，権利承継日から１年以内に，他の公社と協議した後，公社の運輸警察の編成計画を作成し，これを大臣に提出するものとする。　運輸警察の編成

本条において，「運輸警察」への言及は，１９４９年イギリス運輸委員会法第５３条に基づいて任命された警官への言及とする。

(2)本条に基づくものであって，運輸警察の合同警察隊への編成を規定する計画は，

(a)警察隊へ参加する公社による，または公社のためにする警察隊の統制および管理，

(b)警察隊の経費に対するこれらの公社による分担金，および

(c)警察隊に関連するこれらの公社相互間の論争を解決する方法

に関する規定を含むものとする。

(3)本条第(1)項の一般性を害することなく，本条に基づく計画は，

(a)計画の目的のために，本法第３１条第(2)項(e)号によって鉄道公社へ付与される財産の移転または取得のための規定，および

(b)ある公社または数公社のために一隊に編成された運輸警察の業務を，これらの公社との間に協定される条件で他の公社が利用しうるようにするための規定

を設け，また鉄道公社または大臣が適宜であると認める付随的および過渡的規定を含むことができる。

(4)本条に基づく計画は，前記１９４９年法の第５３条に，計画の規定に基づく必然の修正を加えることができる。但し，計画の規定はすべて，いずれの公社に当該条に基づくその権限を行使すべきことを要求するものであってはならない。

(5)本条に基づいて計画が大臣に提出されたときは大臣はその計画に訂正を加え，または加えないで命令をもってこれを承認することができる。またかように承認された計画は，それに指定された期日に効力を発するものとし，かつ，公社はかように承認された計画を遵守することをその任務とするものとする。

(6)大臣は，本条に基づく計画を承認する前に，公社と協議するものとする。また大臣は，運輸警察を１隊を超える数の警察隊に編成することを規定する計画は，大臣が公社との協議の後，かような

規定を設けることを望ましくする特別の理由があると認める場合でなければ，これを本条に基づいて承認してはならない。

(7)もし本条に基づいて計画が承認された後に，ある公社が計画を何らかの点について改正すべきことを大臣に申請し，大臣を納得させるときは，大臣は，各公社との協議の後，命令をもって計画書の適切と認める改正を行なうことができる。

(8)本条によって大臣に付与された，命令を発する権限は，法律上の書面をもって行使され，議会のいずれかの１院の議決に基づいて取消されるものとする。

(9)権利承継日と本条に基づく計画書が効力を発する日との間の期間は，鉄道公社は，他の公社が鉄道公社と協定する条件，または協定のない場合は大臣が決定する条件の範囲内において，およびこれに基づいて警察業務を利用しうるようにするものとする。

第７０条　(1)１９４９年イギリス運輸委員会法第５３条を次の如く改正するものとする。　運輸警察官

(2)権利承継日前にホテル会社へ移転または賃貸された建物は，権利承継日までは同条の目的上，運輸委員会に所属するとみなすものとする。

(3)同条第(1)項において，最初と２番目の２つの運輸委員会への言及は，

(a)暫定期間においては，鉄道公社への言及とし

て，また

(b)それ以後は，本法第６９条に基づく計画に従って共同して，または個別に行為する公社のいずれかへの言及として

読替えるものとする。

(4)権利承継日およびそれ以後は，同条中に運輸委員会に所属し，または賃貸され，または同委員会によって運営される建物への言及は，公社のいずれかまたはホテル会社に所属し，または賃貸され，またはこれらのものによって運営される建物への言及として読替え，同条第(1)項(b)号の但書中に運輸委員会またはその事業に関連し，または影響する事項への言及は，公社のいずれかまたはその事業に関連し，または影響する事項への言及として読替えるものとする。

(5)権利承継日およびそれ以後は，公社は，同公社によって雇用された（権利承継日後に任命されたか否かによらず）警官を解雇することができる。これに従って，同条第(1)項(c)号における運輸委員会への言及は，公社が（または２以上の公社が共同して）雇用した警官に関しては，当該公社（またはこれらの公社）への言及として読替え，前記(c)号の末尾において，それによって警官が解雇されたか，または警官の辞職が受付けられる当局への言及は，運輸委員会によって解雇されたか，またはその辞職が受けつけられる警官の場合は，

(a)暫定期間においては，鉄道公社への言及として，また

(b)それ以後は，本法第６９条に基づく計画に従って共同して，または個別に行為する公社のいずれかへの言及として

読替えるものとする。

(6)権利承継日およびそれ以後は，法律上の規定または他の文書において，運輸委員会によって任命され，または雇用された警官への言及は，公社によって雇用され，前記第５３条に基づいて行為する警官への言及と解するものとする。

(7)本条において「暫定期間」とは，本法第６９条第(9)項に言及する期間をいう。

第７１条 運輸警察の雇用の条件・条項

(1)もし公社のいずれかが，本法第６９条に基づく計画に従って，１９４９年イギリス運輸委員会法第５３条に基づいて任命される警官をもって構成する共同警察隊を設置する手配をとるときは，これらの公社は，一方においてこれらの公社と，他方において警察隊の構成員とのそれぞれ同数の代表者をもって構成する会議を設置する手配もとるものとし，この会議に警察隊の構成員の給与率，勤務時間，および勤務条件に関するすべての問題を付託するものとする。

(2)もしいずれの公社が，本法第６９条に基づく計画に従って，前記第５３条に基づいて任命される警官をもって構成する個別の警察隊を雇用すると

きおよび雇用している限りにおいて，当該公社は公社とその警察隊の構成員との同数の代表者をもって構成する個別の会議を設置する手配をとり，この会議に警察隊の構成員の給与率，勤務時間および勤務条件に関するすべての問題を付託するものとする。

(3)もし本条の前諸項に基づいて設置された会議，（以下において要素会議と呼ぶ）が２またはそれ以上存在するときおよび存在する限りにおいて，関係各公社は，一方においてこれらの公社と他方においてその警察隊の，要素会議から選任された同数の代表者をもって構成する中央会議の設置のための手配をとるものとし，要素会議からの上訴は中央会議へ行なうものとする。

(4)本条に基づいて設置された会議（上訴を中央会議に提出している会議を除く）の両者側の間に意見の不一致がある場合は，会議の決定としての効力を有する決定を行なう権限を有する独立の議長を任命するものとし，当該議長は相互の合意をもって任命するか，または合意に達せないときは労働大臣が指名する。

(5)本条が効力を発するとともに，１９４７年運輸法第９７条（本条の規定に対応する 規定を含む条項）に従ってとられた手配は，その効力を失なうものとする。

第７２条　(1)各々の公社が本条の目的を達成するための適当な機関が存在すると納得する限りの場合を除いて　職員の雇用の条項・条件に関する一般規定

(a)協定により，またはこれに基づいて決定される場合にかような解決がない場合は仲裁に付託すべきものとして，公社によって，雇用される者の雇用の条項・条件の交渉による解決，および

(b)公社によって雇用される者の安全，健康および福祉に影響する措置の増進と奨励，および公社の業務の運営における能率を含めて，公社とこれらの者にとってのその他の相互利害事項の討議

のための機関の設置および維持に関して，公社と公社が適当と認める組織との間において当事者にとって望ましいと認められる協定の締結の目的をもって，当該組織と協議しようと努めることをもっておのおのの公社の任務とする。

(2)公社が前第(1)項に述べられている如き協定を締結し，またはかような協定に変更が行なわれる場合は，直ちにその協定または変更の詳細事項を大臣および労働大臣へ送達するものとする。

(3)本条の規定はすべて，公社が他の雇用主とともに，雇用条項・条件の解決，従業員の健康，安全および福祉に影響する措置の助長と奨励，公社と他の雇用主およびその従業員の相互の利益となる事項の討議のための機関の設置および維持に参加することを禁止するものと解釈してはならない。

(4)本条は，必要な修正を加えて，公社に適用する如く持株会社に適用するものとする。

第７３条　(1)次の第７４条に従い，各々の公社および持株会社は，年金を支払い，また年金計画に基づく義務を負担する権限を有するものとする。　年金および年金計画に関する公社および持株会社の権限

(2)各々の公社および持株会社は，その年金計画に基づいて，そのいずれかまたはそのいずれかの従属会社が雇用主分担金を醵出し，または他の義務を負担する年金計画の目的のために使用される資金を貸付ける権限を有するものとする。但し当該権限は，大臣の承諾なしに行使してはならない。

第７４条　(1)大臣は，　年金について命令を発する大臣の権限

(a)公社および持株会社，および公社および持株会社の従属会社が

(i)その被雇用者またはその被雇用者であった者，または

(ii)運輸委員会または運輸委員会の従属会社，または１９４７年運輸法に基き，またはこれに従ってその事業または事業の一部が運輸委員会へ移転された団体の被雇用者であった者または

(iii)カレドニアおよびクリナン運河またはホリヘッド港に関連して，または鉄道精算所により，または同所に関連して雇用されていた者のために，またはこれらの者に関して行なう年金支給に関して，

(b)前節の目的のいずれかのための現行または将来の年金計画および年金基金の設定および管理のために

命令を発することができる。この場合公社および持株会社は，本条に基づく命令に従うものとして前第73条によって付与された権限を行使するものとする。

(2)大臣は，前第(1)項によって付与された権限を毀損しないものとして，

(a)公社のいずれかまたは持株会社，または公社のいずれかまたは持株会社の従属会社の被雇用者が，運輸委員会または運輸委員会の従属会社の被雇用者が権利承継日前に加入していた年金計画または本条に基づいて設置される年金計画に加入しまたは加入を継続することを可能にしまたその雇用主に当該計画に基づいて支払を行なうことを要求するため，

(b)前第(1)項の(a)号(i)，(ii)および(iii)，に掲げる者のいずれかをその加入者のなかに含む年金計画に，大臣の承認なしに変更を加えることができないように修正するため，

(c)年金計画に基づいて，公社のいずれかまたは持株会社またはこれらのものの従属会社の被雇用者によって醵出さるべき分担金の割合，ならびに雇用主の分担金および年金計画に基づく給付の割合を変更するため，および

(d)その加入者のなかにかような者を含む年金計画を再手配，併合，簡単化および一様化するため

に命令を発することができる。

(3)本条に基づく命令は，特に，

(a)年金制度の変更または解散について，

(b)委託責任の変更，または年金基金，または年金計画に基づく義務または債務の移転について

(c)公社または持株会社に，年金計画を基金非積立制計画から基金積立制計画に切替えられるように，年金計画管理者に対して支払を行なうことを要求することについて，

(d)年金計画を管理し，または管理を援助する団体の設立について，

(e)年金計画の加入者のすべてまたはいずれかの者が，代りに他の年金計画の加入者となることができるようにすることについて，

(f)公社，持株会社，または公社のいずれかまたは持株会社の従属会社以外の者によって経営される事業の目的のために設置された年金計画の管理責任者に，運輸委員会または公社または持株会社，またはこれらの団体のいずれかの従属会社の被雇用者であった者を当該年金計画に加入させるための手配を遂行する権限を与えることについて，

(g)命令に基づいて生ずる問題を裁決する方法に

関して

規定し，また大臣が適当と認める補足的，付随的および必然的規定を設けることができる。

(4)本条の前諸項の一般性を毀損しないものとして，本条に基づく命令に，本条に基づく命令の関連する年金権を有する者であって，公社または持株会社の構成員または公社または持株会社の従属会社の取締役となる者は，年金計画の目的上かような構成員または取締役としての勤務はあたかもかような団体の被雇用者としての勤務であるかの如く取扱われ，また，その勤務がかような被雇用者としての勤務であるかまたはかような勤務として取扱うべき勤務である他の勤務の直前または直後に続く場合は，双方の勤務期間が継続するとみなされるものとして扱われることを認める規定を設けることができる。

(5)本条に基づく命令は，

(a)いずれの地域的法令，または

(b)１９４７年運輸法または１９５３年運輸法に基づいて作成されたものであって，本法によってその効力を継続するいずれの規定またはその他の証書，または

(c)１８３１年ないし１９４０年のトラック法，または１９０２年職場クラブ法，または

(d)１９３３年ロンドン旅客運送法第８０条（同法によって影響される退職基金に関する過渡的

規定を掲げる条項）

におけるいずれの規定に拘らず，効力を有するものとし，またこの命令によって，本項(a)号および(b)号に掲げる法令または証書を改正し，または廃止することができる。

(6)(a)本条に基づく命令は，公社，持株会社および公社または持株会社の従属会社以外の者は何人も，その命令のために現在より不利な地位に置かれることのないことを保障するように作成されるものとする。

(b)命令は，要するにそれが，すべてのかような者が命令の条項のために現在より不利な地位に置かれないことを保障するという結果をもたらさないという理由によって無効としてはならない。しかし，もしかような命令が上の結果を保障していないことを大臣が納得し，または以下に述べる如く決定されるときは，大臣はできる限り速やかに必要な改正命令を発するものとする。

(c)本条に基づく命令によって前記結果が保障されたか否かについて，大臣といずれの者の間に生ずる論争は，労働大臣が大法官と協議した上で，または訴訟手続がスコットランドでとられる場合は国務大臣と協議した上で任命する仲裁人または仲裁委員会に付託し，その決定を求めるものとする。

(d)労働大臣は，大蔵省の承諾をえて，議会によって配付された資金から

(i)本項に基づいて任命された仲裁人または仲裁委員会の構成員に対して，同大臣が大蔵省の承諾をえて決定する報酬および手当，また

(ii)かような仲裁人または仲裁委員会に対して証言を行なう者に対して，同大臣が大蔵省の承諾をえて決定する手当

を支払うことができる。

(e)本項の目的上，いかなる者も，命令に年金計画の変更は大臣の承諾なくして実施してはならないことを規定する故によって，現在より不利な地位に置かれているとみなされてはならない。

(f)１９５０年仲裁法の規定はいずれも，本条に基づいて任命された仲裁人または仲裁委員会にかけられている訴訟手続に適用されると解してはならない。

(7)本条に基づく命令は，その発令以前の日付から効力を有するように発することができる。しかしながら，命令の条項がその発令以前の日付から効力を有することを規定する部分によって公社，持株会社または公社または持株会社の従属会社以外のいずれの者が，もしその命令が発令の日付から始めて効力を有するように発せられたとする場合に置かれるよりも不利な地位に置かれることがあってはならない。

(8)本条に基づいて命令を発する権限は，議会のいずれかの１院の議決に従って取消されるもの

である法律上の書面によって行使するものとし，本条に基づいて命令を発する権限には，従前の命令を変更し，または廃止する権限を含むものとする。

(9)本条の規定はいずれも，１９４６年国民保険法第６９条第(4)項によって付与されたものであって同法の成立に関連して年金計画の修正または解散について規定する規程を定める権限を縮小するものと解してはならない。但し，本条に基づく命令は，それが発せられる前に前記法律に基づいて定められた規程のいずれの規定に拘らず，効力を有するものとする。

年金に関する過渡的規定

第７５条　本法第７補則の第Ⅳ章（年金に関する過渡的規定を掲げる章）は，本条の目的のために効力を有するものとする。

運輸委員会に関する一時的規定

運輸委員会に対し補助金を交付する権限

第７６条　大臣は，大蔵大臣の承認をえて，本法の通過後何時でも運輸委員会へその収益勘定の損失を填補するために，議会によって配付された資金から補助金を交付する権限を有するものとする。

運輸委員会の土地開発権

第７７条　(1)本法通過のときから，運輸委員会は，適当と考える方法でその土地を開発する権限を有するものとする。

(2)運輸委員会は，なかんずく，かつ本条に従って開発が遂行された後に土地上の権利または利害関

係，またはその場合により，建物または建物の部分を売却し，または別な方法で処分する意図をもって

(a)同委員会の営業の目的に必要とされない土地の部分を保持し，これを他人に使用させるために開発し，また

(b)同委員会の営業の目的のためのその土地の使用を他の目的のための使用と結合しうる場合は，全部または一部を他人に使用させるためにその土地に建物を建設し，または建物を改造することによって土地を開発することができる。

(3)運輸委員会は，その営業の目的でない目的のためにその土地を開発するに当って，大臣の承諾なしに多額の経費項目を負担してはならない。また大臣は随時に，本条の目的のために何が多額の経費項目として取扱われるべきかを示す指令を運輸委員会に与えることができる。

(4)運輸委員会は，本条に基づいてその営業の目的以外のために土地を開発することを提案する場合に，大臣の承諾をえて，その他の土地とともに開発する目的をもって隣接する土地を合意によって取得する権限を有するものとする。しかし大臣は当該その他の土地は運輸委員会によってその隣接土地が取得されなければ，満足に開発しえないことを認める場合でなければ，本項に基づいて承諾を与えてはならない。

本項の前段の規定に従うものとして，運輸委員会は，その営業の目的以外のために，合意または強制のいずれによるかによらず，土地を取得する権限を有しないものとする。

(5)本条によって運輸委員会に付与された権限の行使としてなされたことは，１９４７年運輸法第２条第(2)項但書(iii)または同第(3)項但書によって禁止されているという理由で無効とならないものとする。但し前段に従うものとして，本条の規定は特別制定法に基づく法人としての運輸委員会の能力にのみ関連する。

(6)本法第２８条は，本法第Ⅰ章に基づいて大臣によって与えられた承諾に関連して適用される如く本条に基づいて大臣によって与えられた承諾に関連して，必要な修正を加えて適用されるものとする。

第７８条　運輸委員会の従属会社

(1)１９５３年運輸法第１条ないし第１１条および１９５６年運輸（道路運送財産処分）法のいずれの規定に拘らず，運輸委員会は，前記法令に従って設立されたその従属会社および運輸委員からこれらの従属会社へ移転された財産に対して，本法第Ⅱ章によって実施される移転を容易にするために運輸委員会が適当であると認める方法で，支配権を行使することができる。

(2)もし，運輸委員会が従属会社の所有する車両のための運送人免許証を保有する時に，運輸委員会

によって実施された有価証券の移転の結果として，その従属会社がそれ自体運輸委員会の完全所有従属会社である会社（以下「会社」という）の完全所有従属会社となるときは，

(a)その当時従属会社が所有していた車両のためのかような免許証は，その後はあたかも「会社」に交付されたかの如く効力を有するものとし，

(b)１９６０年道路運送法第１８０条（従属会社の車両のための運送人免許証に関する規定）の目的上，「会社」は，免許証の申請を行ない，同条は従属会社に関して効力を有すべきであるとする要望を免許当局に表明したものとみなされるものとし，また

(c)１９５３年運輸法第５条第(8)項（その会社のすべての有価証券が同条に基づいて処分される会社が所有する車両のための運送人免許証の有効期間に関する規定）は，移転に関連して適用しないものとする。

(3)もし，権利承継日前に，１９５６年運輸（道路運送財産処分）法第２条第(4)項（運輸委員会の一定の従属会社が所有する車両のための運送人免許証に関するものであって，これらの免許証はその従属会社が運輸委員会の直接または間接の支配から離脱する期日に無効となることを規定する規定）に従って権利承継日に無効となるべき現行の免許証と取換えられる免許証の発行の申請が権利承継

日前に行なわれ，かつ権利承継日に当該申請に関する手続が免許当局において係属中のときは，現行の免許証は，１９６０年道路運送法第１６９条第⑶項に基づいて，申請が処理されるまでその効力を継続するものとする。

⑷運輸委員会は，権利承継日前に，イギリス道路運輸株式会社（本条第⑴項に掲げる法令に従って設立された会社）に対して，大西洋汽船株式会社（Atlantic Steam Navigation Company Limited）と称する団体の有価証券が適当な条件で運輸委員会へ譲渡されるように，その支配権を行使するものとする。

⑸本法第４１条第⑶項は，運輸委員会が内国税収入委員会に対して，本条第⑷項に従って作成されたか，または執行されたことを証明する証書に，前記第⑶項に掲げる書面に適用される如く，適用されるものとする。

⑹本条において「運送人免許証」とは，１９６０年道路運送法第Ⅳ章に基づく免許証（１９５３年運輸法第１補則第Ⅱ章に従って発行されたものを含む）をいう。

運輸委員会または経営委員会の構成員の任期

第７９条 ⑴もしある者が，任期満了以外によって運輸委員会またはロンドン運輸経営委員会の構成員たることを終止し，かつその者が補償を受けることを正当とする特別の事情があると大臣が認めるときは大臣は，大蔵省の承認をえて，大蔵省の承認をえ

終結に当って特別の支払を行なう権限

て決定する金額をその者に支払うべきことを運輸委員会に要求することができる。

⑵本条は，１９４７年運輸法第⑴条第⑺項の⑹号または同法第２補則第２項の⑴号に基づいて年金が支払われるか否かによらず適用されるものとし，また本法の通過前に運輸委員会または経営委員会の構成員たることを終止する者ならびにその後に構成員たることを終止する者に適用されるものとする。

⑶権利承継日後に，運輸委員会の構成員に関して本条第⑴項に基づいて大臣が課する要求は，権利承継日後は運輸委員会の代りに鉄道公社に課せられ，またロンドン運輸経営委員会の構成員に関してかように課せられる要求は，運輸委員会の代りにロンドン公社に課せられるものとする。

運輸委員会の解散

第８０条 ⑴本条に従い，運輸委員会は権利承継日に存在を終止するものとする。

⑵もし大臣が，運輸委員会が本法第６補則第１項の⑷号に基づいて，公社に対する財産および権利の実際の移転のためにとらなければならない処置を，権利承継日後の期日まで完了することができないと認めるときは，大臣は，命令をもって当該後日まで運輸委員会を解散してはならない旨を指令することができる。

⑶本条に基づく命令は，権利承継日後の期間における運輸委員会の構成および手続を規定するもの

とし，また運輸委員会の構成員の権利承継日後の勤務に関して，大臣が大蔵省の承認をえて決定する俸給または報酬および手当を支払うべきことを，鉄道公社に要求することができる。

(4)もし運輸委員会の解散が本条に基づいて延期される場合は，運輸委員会は当該期間中，前記(4)号に基づく任務を遂行する目的のために必要とする権利を，かつかような権利のみを有するものとする。

(5)鉄道公社は，運輸委員会に前記目的のために運輸委員会が必要とする職員および建物を使用せしめ，この目的のために運輸委員会の負担した費用を弁済するものとする。

(6)大臣は，本条に基づく命令に規定する期間を随時その後の命令をもって延期することができる。また本条に基づく命令は，議会のいずれかの１院の議決に従って取消されるものとして，法律上の書面によって発するものとする。

(7)１９４７年運輸法第１条第(2)項の，委員長および４名未満とならない委員が運輸委員会に常時勤務すべきことを要求する限りの部分は，本法の通過とともにその効力を失なうものとする。

(8)本法第７補則第Ⅴ章（運輸委員会に関する規定）の過渡的規定は，本法の目的のために効力を有するものとする。

第８１条　運輸委員会の役員および職員に対する補償

(1)大臣は，法律上の書面に記載する規程によって，本条に定義する該当団体に対して，本法通過時に運輸委員会の役員または職員であって，本法によって実施される再編成の結果として職を失ない，または取得または年金権を失ない または減少しまたはその地位が悪化する者に対して，同規程に規定する場合および程度において，補償を支払うことを要求することができる。

(2)上の規程は，その者が権利承継日まで運輸委員会の被雇用者たることを継続すると否とによらず，またその者が本法第３４条によって修正される運輸委員会に対する個人的勤務提供の協定の当事者であると否とによらず，かような者に通用することができる。

(3)異なる階級の者に関して異なる規程を本条に基づいて制定し，またこれらの規程はその制定前の期日から効力を有するようにすることができる。しかしながら，いずれの規程の，そのいずれの条項がその規程の制定より前の期日から効力を有すべきことを規定する限りの部分によって，いずれの者（補償を支払う団体以外の者）も，もし当該規程がその制定以後に始めて効力を発するように制定されたとするときにその者が置かれる地位よりも不利な地位に置かれてはならない。

(4)本条に基づく規程は，

(a)補償の請求を行なうに当って従うべき手続，およびいずれの，または如何なる補償が支払わるべきかを決定する方法およびこれを決定する者を規定し，また

(b)特に，規程によって定められる場合に，かつかように定められる条件に従って，いずれのまたは如何なる補償が支払わるべきか否かに関する決定に対する上訴を，労働大臣が大法官または手続がスコットランドでとられる場合は国務大臣と協議の上で任命する仲裁人または仲裁委員会へ提起することを可能にする条項を設けることができる。

(5)本条に基づく規程はいずれも，その草案を議会に提出し，議会の各院の議決によって承認されたときでなければ制定してはならない。

(6)労働大臣は，大蔵省の承諾をえて，議会によって配付された資金から，

(a)本条に基づく規程に従って同大臣が任命した仲裁人または仲裁委員会の委員に対して，同大臣が大蔵省の承諾をえて決定する報酬および手当を支払い，また

(b)かような仲裁人また仲裁委員会に対して証言を行なう者に，同大臣が大蔵省の承諾をえて決定する手当を支払うことができる。

(7)１９５０年仲裁法の規定はいずれも，本条に基

づく規程に従って任命される仲裁人または仲裁委員会にかけられている手続に適用されると解してはならない。

(8)本条において，「該当団体」とは，

(a)権利承継日に運輸委員会の役員または職員たることを終止し，公社の役員または職員となる者に関しては当該公社を意味し，

(b)権利承継日に運輸委員会の役員または職員たることを終止し，持株会社の役員または職員となる者に関しては持株会社を意味し，

(c)本法通過の時から権利承継日までの期間中のいずれの時に鉄道公社，ドック公社，　水路公社または持株会社の従属会社となる団体の１つの役員または職員となる者に関しては，それぞれの場合により，当該公社または持株会社を意味し，

(d)その他の者に関しては，もし権利承継日にその者が運輸委員会の勤務を退職した時に運輸委員会に対して提供していた種類の個人的勤務について協定が生きていたとすれば，本条第３４条に基づいてその者の雇用主となっていた公社を意味する。

(9)ロンドン公社，ドック公社，水路公社および持株会社は，運輸委員会の役員および職員に関する本条に基づく鉄道公社の債務に対する分担の方法で，鉄道公社に支払をするように取極めることが

できる。もし鉄道公社が，他の公社のいずれかまたは持株会社がかような役員または職員のために金額の支払または就職の斡旋その他のいずれかによって当該債務に対する適正な分担をしていない旨を大臣に納得させるときは，大臣は，他の公社または，その場合により，持株会社に，大臣が公正と認めるかような支払を鉄道公社に対して行なうことを要求することができる。

(10)本条の規定はいずれも，規程が１９４７年運輸法第Ⅶ章または本法より以前に通過した他の法令に基づくいずれの者の権利を毀損するように制定されることを可能にするものと解釈してはならない。

雑　　則

第８２条　次の目的，すなわち　　賃金評議会に関する法令の修正

(a)１９５９年賃金評議会法第Ⅱ章に基づいて権利承継日に実施中の賃金規制命令の目的，および

(b)その従業員に関連して道路運送賃金評議会が効力を及ぼす従業員を決定する目的，および

(c)１９３８年道路運送賃金法第Ⅱ章の目的上，公社，または公社または持株会社の従属会社によって使用されている免許証に指定する車両はいずれの免許証にも指定されていない車両とみなすものとする。

第８３条　(1)独立の鉄道企業を構成する鉄道に関して，もし問題の企業者またはこれらの企業者が大臣に，その目的のために申請を行なうときは，大臣は放棄命令を発することができる。　　独立鉄道の放棄

(2)本条に基づく申請の告知は，大臣が指令する方法および形式で申請人が公表し，また大臣は，本条に基づいて命令を発するに先立ち，当該申請に関連して申入れされている異議を考察するものとする。

(3)本条に基づく命令は，企業者から，命令の対象となっている，鉄道を建設し，保守しまたは運営する法的義務を解除する効力を有するものとし，またその命令に，大臣が公正と考える補償またはその他による条件で，鉄道に関連する工作物，輸送または施設を提供しまたは維持する（法的またはその他のいずれかの）責任を撤廃する条項を設けることができる。

(4)本法に基づく命令には，補償の評価のための条項を含めて，大臣が適切と考える必然的および補足的条項を設けることができる。また命令の告知は，大臣が指令する方法および形式で公表するものとする。

(5)本条に基づいて債権者が申請を行なう場合は，問題の企業者は，大臣がその申請の目的のために当然に要求する情報をすべて提供し，その鉄道の検閲を許すものとし，また本項に基づく要求に従

わない者は，即決によって，２０ポンドを超えない科料を課せられるものとする。

(6)１９４８年会社法第３９８条(a)項に拘らず，議会制定法によって設立されたものであってその鉄道が本条に基づく命令の対象をなす鉄道会社は，同法第Ⅸ章に基づいて，非登記会社として解散させることができる。

(7)本条において「独立の鉄道企業」とは，イギリス国内で経営され，かつ運輸委員会またはいずれかの公社の企業の一部を形成しないものであって，その経営が議会制定法または同法に基づいて発せられた命令によって認可されている企業である鉄道企業をいう。

第８４条　鉄道に関連する小改正

(1)１８９６年軽便鉄道法第１５条第５項（大臣が同法に基づくその処置に関して国会へ年度報告を提出すべきことを要求する規定）はその効力を失なうものとする。

(2)１８８９年鉄道規制法第５条（鉄道旅客運賃および乗車券に関する違反に罰金を課する規定）は本条の効力発生後におかされた違反に関して，第(1)項において「４０シリング」なる字句は「１０ポンド」と読み替えられ，第(3)項において「４０シリング」なる字句は「２５ポンド」，「２０ポンド」なる字句は「２５ポンド」および「１カ月」なる字句は「３カ月」とそれぞれ読み替えられるとみなされるものとして適用されるものとする。

(3)本法第６７条第(1)項および第(3)項ないし第(12)項は，同第８２条に定義する独立の鉄道企業を経営する者および企業に含まれる鉄道に関連して，鉄道公社およびその鉄道に関連して適用される如く適用されるものとし，権利承継日から，１８４５年鉄道条項統合法第１０８条および第１０９条または１８４５年鉄道条項統合（スコットランド）法第１０１条および第１０２条に基づくものであって，権利承継日の直前にかような企業に適用される条例は，前記第６７条に基づいて制定されたとみなされるものとして効力を有するものとする。

(4)１８４５年鉄道条項統合法第１４４条および１８４５年鉄道条項統合（スコットランド）法第１３６条（いずれも告知板の汚損に関する規定）中の，「要求された」から「または罰金」までの字句は，「公表の目的上，会社の条令または本法または特別の法律によって課せられる罰金」の字句をもって読み替えるものとする。

第８５条　下院議員の資格喪失

(1)１９５７年下院資格喪失法第１補則第Ⅱ章（その構成員は同法に基づいて資格を喪失せしめられる団体を指定する規定），および同法第３補則によって前記第Ⅱ章に替えられた章は，北アイルランドの上院および下院への適用に当っては，次の記載の挿入あるものとして効力を有するものとする。

イギリス海外航空会社に関　［イギリス鉄道公社］

する記載の次。

イギリス運輸委員会に関する記載の次。 ｜イギリス・ドック公社
イギリス水路公社｝

医療上訴審判所に関する記載の前。 ｜ロンドン運輸公社｝

国家研究開発会社に関する記載の次。 ｜国有運輸諮問委員会｝

研究評議会に関する記載の前。 ｜鉄道管区｝

(2)前記第１補則第Ⅲ章（その職務に在任する者は前記法律に基づいて資格を喪失せしめられる職務を指定する規定）は，連合王国議会への適用に当っては，レンブロイ株式会社の取締役に関する記載の前に次の記載の挿入あるものとして効力を有するものとする。

「１９６２年運輸法に言及する持株会社またはホテル会社，または同法第４補則の第Ⅰ章Ａ表，第Ⅲ章および第Ⅳ章Ａ表に示す会社のいずれかの取締役」。

(3)前記１９５７年法第３補則によって，前記第Ⅲ章に替えられた章は，北アイルランドの上院および下院への適用に当って，選挙委員に関する記載の前に次の記載の挿入あるものとして効力を有するものとする。

「１９６２年運輸法において言及する持株会社または次の会社，すなわち

カレドニアン・スチーム・パケット（アイリッシュ・サービス）株式会社

鉄道用地株式会社

イギリス道路運送株式会社（ＢＲＳ）

ＢＲＳ（小荷物）株式会社

ＢＲＳ（ピックフォーズ）株式会社

アトランチック・スチーム・ナヴィゲーション株式会社

のいずれかの取締役」。

第８６条 (1)都市・田園計画法の目的上，公社のいずれかによって， 都市田園計画法の適用

(a)本法第１１条が公社の営業目的以外に使用するための土地の開発に関連する限りにおいて，同条によって付与された権限の行使として，または

(b)本法第１２条が，パイプ・ラインの運営以外の公社の営業目的のために必要とされないパイプ・ラインに関連する限りにおいて，同条によって付与された権限の行使として，

行なわれたことは，いずれも公社によるその法律上の事業の経営を構成しないこと，および特に，公社が専らこれらの権限を行使するためにのみ使用し，またはその上に利害を保有する土地は，営業用土地を構成しないことをここに宣言する。

(2)前第(1)項を毀損することなく，かつ次の第(3)項に従うものとして，前記権限の行使としての公社

による営業用土地の開発は，前記各法律の目的上，営業用土地の開発を構成しないものとする。

(3)前第(2)項は，

(a)もし開発が，公社の法律上の事業を経営する目的のための公社による開発を含んでいるか，または同目的を含む目的のための開発である場合，および

(b)もし公社による前記権限の行使に専ら属せしめ得る限りの開発の部分が，前記各法律の目的上，別個の開発として公正に取扱うことができない開発である場合，

はかような開発に適用されないものとする。

(4)ある開発の一部が別個の開発として公正に取扱うことができるか否かの前第(3)項に基づく問題は問題の開発の許可申請が行なわれる地方計画当局により，または問題の開発の許可申請が大臣に付託される場合は大臣および運輸大臣によって決定されるものとする。また開発の一部がそのように取扱われる場合は，本条および前記各法律は，開発の各部分に対してすべての点においてあたかもこれらが別個の開発であるかの如く適用されるものとする。

(5)もし申請人が，前第(4)項に基づく地方計画当局の決定によって不服を生ずるときは，その者は大臣へ上訴することができる。かような上訴は，大臣および運輸大臣が決定するものとする。

前記各法律およびいずれの開発命令の，地方計画当局の計画決定に対して大臣に上訴する時期および方法に関する規定は，必要な修正を加えるものとして，本項に基づく上訴に適用されるものとする。

(6)前記各法律に基づいて大臣に付託された計画許可の申請，または地方計画当局の計画決定に対するこれらの法律に基づく大臣への上訴を受けてする大臣の決定の効力および効力を拒否する手続に関するこれらの法律の規定は，大臣および運輸大臣の本条に基づく決定に対して，本条への言及がこれらの規定に含まれているものとみなして適用するものとする。

(7)権利承継日前は，本条における本法第１１条および（同条に関連して）公社のいずれかへの言及は，本法第７７条および運輸委員会への言及として解釈するものとする。

(8)本条において「大臣」および「都市・田園計画法」とは，それぞれ住宅・地方行政大臣および１９４７年ないし１９５９年の都市・田園計画法，またはスコットランドに関連しては国務大臣および１９４７年ないし１９５９年の都市・田園計画（スコットランド）法をいい，また本条に従うものとして，これらの法律に使用されているものである本条中のその他の表現は，これらの法律におけると同じ意味を有する。

第８７条　(1)運輸委員会および公社は，ロンドン行政州内のこれらの者の土地がその営業の目的に必要とされない限りにおいて，当該土地の使用についてロンドン州会と協議し，また，適当な計画と一致し，かつ一方における新しい事務所施設および商取引営業，および産業用のその他の施設と，他方における新しい居住施設（居住者社会の必要とする快適とともに）との間のその土地の使用上の適当な均衡を保つ必要と一致する方法による土地の使用に関する提案を提出して住宅・地方行政大臣の承認を求めることをもってその任務とするものとする。またこれらの提案を行なうに当って，ロンドン行政州の外方であるが直接これに隣接する，運輸委員会または公社に属する土地上に設けられているか，または設けられるはずの居住施設であることを考慮に入れることができる。

ロンドン内の土地の開発に関する暫定的規定

(2)本条の以下の規定は，住宅・地方行政大臣が前第(1)項に基づく提案を承認した日付として証明する日付前に行なわれた申請であって，申請が行なわれる当時に運輸委員会または公社に所属する，ロンドン行政州内の土地の開発のための１９４７年都市・田園計画法第Ⅲ章に基づく許可申請に関して効力を有するものとし，また，前記日付は，前記大臣が法律上の書面に記載された命令によって証明するものとする。

(3)もし，

(a)事務所建物として使用するように設計または意図されているか，または

(b)その一部が事務所建物として使用するように設計または意図されており，かつ個別の占有に適している

建物の建設，再建設または変更を内容とする開発のためのかような許可申請に対して，住宅・地方行政大臣によって，上訴または同大臣への決定を求めるための申請の付託に基づいて許可が拒絶され，または条件を付して許可が与えられたときは拒絶または条件の付加について，前記１９４７年法第２０条（内部容積の１０％を超える増加を含まない開発に関する規定）または同法第５補則第１項（法律上の事業者の営業用土地に関する規定）に基づいて，一さいの補償が支払われないものとする。

(4)本条第(3)項は，火災または事故によって破壊または損傷された建物の再建設を内容とする開発のための許可申請に適用しないものとする。

(5)本条において，許可を拒絶し，または条件を付した上で許可を与える大臣への言及は，前記１９４７年法第５補則第１項に基づいて許可を拒絶しまたは条件を付した上で許可を与える大臣および該当する大臣への言及もあるものとみなす。

第８８条　１９５８年審判所・聴聞会法は，同法第１補則第Ⅰ章の付録（同法によって設置された評議会の監　１９５８年審判所

督下にある審判所を表示するもの）において，　聴問会法の適用

(a)本法第７４条第(6)項および同条に基づく命令，

(b)本法第８１条に基づく規程，および

(c)本法第７補則第１７項(3)号

への言及もあるものとみなされるものとして効力を有するものとする。

補　　遺

第８９条　(1)大臣または他の当局から指令を与えられた公社またはその他の者は，これらの指令を実施することをその任務とするものとする。　大臣の指令を実施する任務

(2)大臣が本法に基づいて発する指令は，文書をもってするものとする。

第９０条　(1)運輸大臣は，本法に基づくその権限の目的のために，これらの目的が１９１９年運輸省法の目的であるとみなして聴聞会を開くことができる。また同法第２０条は，これに準じて適用されるものとする。　聴聞会

(2)前記１９１９年法に基づく聴聞会に関連して大臣が負担した費用（聴聞会に従事した役員の勤務に対して，大臣が決定する１日当り５ギニを超えない合理的な金額を含む）は，大臣が指令する聴聞会の当事者がこれを支払うものとする。また大臣はかように負担した費用の金額を証明することができ，またかように証明され，かつ大臣によっていずれの者から支払われるべきことを指令された金

額は，国庫に対す金銭負債として，または大臣の即決による民事上の金銭負債としてのいずれかによつてその者から回復できるものとする。

(3)大臣は，前記法律に基づいて大臣によって開かれた聴聞会の当事者の費用，およびかような費用を支払うべき当事者に関して命令を発することができる。

(4)本条第(3)項に基づく命令によって査定することを要する費用は，州裁判所において，命令によって指令され，またはもし命令に何ら指令されていないときは州裁判所によって指令されるものであって，州裁判所における訴訟手続について州裁判所規則の規定する費用表に従って査定することができる。

(5)本条第(3)項に基づく命令に従って支払われる金額は，もし州裁判所がその旨を命ずるときは，州裁判所が発行する執行令状によるか，またはそうでなければあたかも同裁判所の命令に基づいて支払われるかの如く回復できるものとする。

(6)本条に基づいて大臣が受領した金額は，大蔵省に納付するものとする。

(7)本条のスコットランドへの適用に当っては，

(a)第(2)項中の「国庫に対する負債としてか，またはいずれかによって」の字句および「即決による　」の字句を省略し，

(b)第(3)項を次の如く，すなわち，「(3)スコット

ランドにおいて，本条に基づいて開かれた聴問会に関連して，大臣は，大臣が仲裁付託に基づく仲裁人であり，聴問会の当事者が仲裁付託の当事者であるとみなして費用を裁定する同様の権限を有するものとし，また本条に基づく大臣の費用の裁定は，執行のために裁判所開廷記録簿に記録することができ，これに従って実施されるものとする。」

と読み替えるものとし，および

(c)第(4)項および第(5)項は省略するものとする。

第９１条　(1)大臣は，命令をもって，１９４７年運輸法または本法の規定の結果として効力を終止していると考える地域的法令を廃止することができる。　地域的法令の廃止

(2)本条に基づく命令は，議会のいずれかの１院の議決に従って取消されるものとする法律上の書面によって発するものとする。

第９２条　(1)本法において次の表現は，その文脈からして他の解釈が要求される場合を除き，それぞれ次に定める意味を有するものとする。　解　釈

「運賃料金」は，各種の旅客運賃，貨物運賃，使用料および税を含む。

「沿岸航路運送」は，大ブリテン内のある地点と連合王国，マン島，海峡諸島またはアイルランド共和国内のある地点との間に相互に発，着する貨物または旅客の船舶による海上運送をいう。但し，議会制定法またはその他の方法のいずれかによっ

て法的に設定された連絡船運航権の行使としての貨物または旅客の運送を含まない。

「特約旅客自動車」は，１９６０年道路運送法第１１７条および第１１８条に従って解釈するものとする。

「急行旅客自動車」は，１９６０年道路運送法の前記条項に従って解釈するものとする。

「運輸委員会の終結会計報告書」は，本法第７補則第１８項(5)号によって定める意味を有する。

「機能」は，権限，任務および義務を含む。

「貨物」は，動物を含む。

「港湾」は，天然または人工のいずれかの港湾および航洋船が航行する商港，碇泊所，入江，潮河またはその他の河川または内陸水路，およびドック（船舶が旅客または貨物を積込みまたは陸揚げすることができる桟橋，突堤またはその他の場所を含む）をいう。

「持株会社」は，本法第２９条によって定められた意味を有する。

「ホテル会社」は，本法第３３条によって定められた意味を有する。

「内陸水路」は，天然または人工のいずれによらずすべてのかような内陸水路を含む。

「土地」は，土地に関する利害関係および権限を含む。

「賃貸」は，賃貸のための協定を含む。

「債務」は義務を含む。

「地域的法令」は，

(a)本法以前に通過した地域法または本法以前に通過し，仮命令を確認する法律，および
(b)かような法律に基づいて発せられた命令またはその他の書面，および
(c)１８９６年軽便鉄道法に基づいて発せられた命令
中の規定をいい，本定義の(a)，(b)または(c)号に該当する法律または書面に編入されている，１８４５年鉄道条項統合法またはその他の公法の規定を含む。

「ロンドン旅客運輸地域」は，１９３３年ロンドン旅客運送法第１０７条第(1)項によって定められた意味を有する。

「ロンドン特別地域」は，１９３３年ロンドン旅客運送法第１０７条第(1)項に定義する特別地域をいう。

「ウーズ川下流改良」は，１８８４年ウーズ川，（下流）改良法の第３条に定義する改良の境界の範囲内に入る部分のウーズ川をいう。

「大臣」は，運輸大臣をいう。

「役員」は，運輸委員会またはその他の団体に関連していう場合は，当該団体の構成員を含まない。

「加入者」は，年金計画に関連していう場合は，（その者が計画において構成員，醵出者またはその他のいずれとして言及されているかによらず）計画に基づいて分担金を醵出するか，または醵出

してきた者であって，それに基づいて年金権を有するものをいい，「加入する」は上に準じて解釈するものとする。

「年金」は，ある者に関連して，醵出制であると否とによらず，その者に対しまたは関して支払われるすべての種類の年金をいい，またそのように支払われる給付金，およびそれに利子またはその他の追加金を付し，または付せないでする年金基金醵出金の払戻，およびその者の死亡に当ってまたは関して支払われる金額を含む。

「年金基金」は，年金支払の目的をもって設定された基金をいう。

「年金権」は，いずれの者に関連して，現在または将来における年金支払を受けうるあらゆる形式の権利または資格，および習慣的な慣行に基づく年金の増加物に対する期待を含み，また年金の現在または将来における支払に関する配分権を含む。

「年金計画」は，議会制定法，信託，契約またはその他に基づいて存続しているか否かによらず，年金支払のための何らかの形の取極を含む。

「商港施設」は，港湾またはその一部の建設，改良，維持，規制，管理，標識または灯台，港湾に入港中の船舶またはまさに入港しようとしている船舶または最近出港した船舶の碇泊，曳航，移動または乾船渠への入渠，およびかような船舶の貨物の積卸または旅客の乗下船，港湾内における貨

物のはしけ荷役，仕分，計量，倉庫保管または取扱，および港湾内における貨物の運搬をいう。

「公共運送用車両」は，１９６０年道路運送法第１１７条および第１１８条に従って解釈するものとする。

「本法によって実施される再編成」は，本法第６９条に基づく計画であって，計画が効力を生ずる期日後６カ月を超えない間に行なわれた計画の改正を含めるかような計画によって実施される再編成を含む。

「有価証券」は，法人に関連していう場合は，法人の株式，不定額面株式，社債，不定額面社債および同じ性質の有価証券をいう。

「船舶」は，航行に使用されるあらゆる種類の船を含む。

「定期旅客自動車」は，１９６０年道路運送法第１１７条および第１１８条に従って解釈するものとする。

「法律上の規定」は，いずれの法律，またはいずれの法律に基づいて作成もしくは発行された書証に掲げられている一般的または特別な性質の規定をいう。

「従属会社」は，法人に関連していう場合は，１９４８年会社法第１５４条（における会社への言及は法人への言及と解して，）に定義するものであって，当該法人の従属会社である法人をいう。

「権利承継日」は，本法第３１条によって定める意味を有する。

「完全所有従属会社」は，その有価証券の全部が，その従属する団体またはその団体の他の１またはそれ以上の完全所有従属会社によって所有され，または一部がその団体により，一部がその団体の完全所有従属会社によって所有されている従属会社をいう。

(2)本法において，１８４５年鉄道条項統合法またはその他の法令の規定であって，他の法律に編入されて始めて効力を有する旨を明示されている規定への言及は，本法の通過前またはその後のいずれかに通過しまたは制定される法律上の規定に編入された当該規定への言及もあるものとみなす。

(3)その文脈上他の旨に解することを要求される限りの場合を除き，本法におけるその他の法令への言及は，本法を含むその他の法令によって改正され，拡張されまたは適用される当該法令への言及として解釈するものとする。

第９３条　北アイルランドへの適用

(1)本法第１１補則第Ⅰ章に掲げる本法の規定は，同補則第Ⅱ章に掲げる修正に従うものとして，北アイルランドへ拡張されるものとし，また前記の場合以外は本法は北アイルランドへ拡張しないものとする。

(2)１９２０年アイルランド政府法第６条（北アイルランド議会の権限に関する規定）の目的上，本

法は指定日前に通過した法律とみなすものとする。

第９４条　本法の規定に基づき，またはその結果として大臣が負担した費用は，議会によって　配付された資金から支払われるものとする。　大臣の費用

第９５条　⑴本法第１２補則（その第Ⅰ章は古くなり，用いられなくなったある法令を含む）に指定する法律は，同補則の第３欄に指定する限度において廃止するものとする。　廃止および但書

⑵前記補則第Ⅱ章中の廃止は，他の旨が明示的に規定されている場合を除き，権利承継日に効力を発するものとする。

⑶本法第１２補則第Ⅰ章中の，運輸審判所に関する廃止はいずれも，その廃止が効力を発する期日前に行なわれた任命，与えられた判決または命令，発行された書証またはその他行なわれた事項に何らの影響を与えないものとする。またそれに基づいてある事項がなされた法令に対応する本法の規定は，その事項が同規定に基づいてなされたとみなされるものとして効力を有するものとする。いずれの書面またはその他の書証におけるかような法令への言及は，当該期日後になされた事項に関しては，それに対応する本法の規定への言及として解するものとする。

⑷本条の前諸項は，１８８９年解釈法の廃止の影響に関する限りの部分を毀損することになってはならない。

⑸本法第９２条⑵項の規定を毀損しないものとして，本法第１２補則における１８４５年鉄道条項統合法または他の法令に編入された上で始めて効力を有する旨を明示されるその他の法律への言及は，本法の通過前またはその後のいずれかに通過しまたは制定された法律上の規定に編入されている当該規定への言及もあるものとみなす。

第９６条　⑴本法は１９６２年運輸法として引用することができる。　略称および発効

⑵本法の他の規定に従うものとして，本法は，大臣が法律上の書面に記載した命令によって指定する期日に効力を発するものとし，また大臣は，本項に基づいて，本法のそれぞれ異なる規定についてそれぞれ異なる期日を指定することができる。

補　　則

第1補則　公社、鉄道管区および持株会社

第　I　章　4　公　　社

1.おのおのの公社は，継続的に存続し，かつ社印をもつ法人たるものとする。　第1条，第2条および第29条

2.おのおのの公社は，その構成員に欠員あることに拘らず行為することができる。

3.鉄道公社の定足数は5名とし，その他の公社のおのおのの定足数は3名とする。また，前述に従うものとして，公社はそれ自身の議事手続を規定することができる。

4.－(1)公社の印章の使用は，その公社の委員長またはその公社によって印章の使用を認証する権限を与えられた他の構成員の署名，およびその公社の秘書またはその公社によって当該認証のために秘書に代って行為する権限を与えられた者の署名をもって認証するものとする。

(2)公社はある者に，秘書が不在であるかまたは行為することが不可能であるか否かによらず，秘書に代って本項に基づいて行為する権限を与えることができる。

5.いずれかの公社によって発行されており，かつ前述の如く印章を押捺されているか，またはその公社のために署名されていると認められる書証は，すべて証拠として受領され，かつそうでないことが証明されない限りその上の証明なしにかような書証であるとみなされるものとする。

6.－(1)公社の構成員はその任命期間に従って在任し，かつ退

任するものとし，また構成員たることを終止したときは再任を受ける資格を有するものとする。

(2)構成員は何時にても，大臣への書面の通知によって辞任することができる。

7.－(1)大臣は，ある者を公社の構成員に任命するに先立ち，その者が公社の構成員としての機能の遂行に不利な影響を与えそうな財政的またはその他の利害関係を有しないであろうことを納得し，またいずれの公社の各構成員についてその者がかような利害関係を有しないことも随時納得しなければならない。また公社の構成員である者または大臣が構成員に任命することを提案する者は，大臣から要請されたときは何時でも，大臣が本項に基づくその任務の遂行のために必要と考える情報を提出しなければならない。

(2)公社の構成員であって，その公社によって締結され，または締結を提案された契約にいずれかの点で直接的または間接的に利害関係を有する者は，公社の集会においてその利害関係の性質を開陳するものとする。この開陳は公社の議事録に記録されるものとし，または当該構成員は当該契約に関する公社の審議または決定に参加してはならない。

(3)前第(2)節の目的のために，公社の集会においてその公社の構成員によって行なわれた，当該構成員は特定の会社または商会の構成員であり，かつ通告の日以後当該会社または商会と締結されることのある契約に利害関係を有するとみなされるべきであるという趣旨の一般的通知は，そのように締結される契約に関連する当該構成員の利害関係の十分な開陳とみなされるものとする。

公社の構成員は，もし本項に基づいて要求される開陳が公社の集会に持参され，読まれる通知によって行なわれることを保証するために合理的な処置をとる場合は，開陳を行なうために自ら集会に出席することを要しない。

8.－(1)おのおのの公社は，

(a)その公社の構成員に，大臣が大蔵省の承認をえて決定する俸給または報酬または手当を支払い，また

(b)大臣が大蔵省の承認をえて，その者に関して年金の支払を行なうべきことを決定する構成員のいずれかが退任または死亡したときは，当該構成員に対し，または関して，大臣がそのように決定する年金を支払うものとし，また，もしある者がその任期の満了以外に基づいて公社の構成員たることを終止し，かつ大臣がその者が補償を受くべきことを正当とする特別の事情があると認める場合は，大臣は，大蔵省の承認をえて決定する金額をその者に支払うことを，大蔵省の承認をえて公社に要求することができる。

(2)大臣は，いずれの者が公社の構成員に初めて任命された後できる限り速やかに，本項に基づいて支払われ，または支払われるであろう俸給または報酬および手当の計算書を議会の各院に提出するものとする。またもし本項に基づく大臣のその後の決定が当該計算書の条項に反する場合，またはもし本項に基づく大臣の決定が公社の構成員に対する年金の支払またはかような構成員に関してなされる年金準備金への払込に関連する場合は，大臣はかような決定の後できる限り速やかにその計算書を議会の各院に提出するも

のとする。

(3)本項第(1)節のうち，公社の構成員の場合に支払われる年金はもしあれば，大臣が大蔵省の承認をえて決定すべきことを要求する部分は，本項の規定とは関係なしに支払われる年金に関して適用しないものとする。

第 II 章　鉄　道　管　区

9.おのおのの鉄道管区の委員長およびその他の構成員は，鉄道公社が大臣の承認をえて任命するものとする。

10.-(1)おのおのの鉄道管区は，委員長および9名を超えないその他の構成員をもって構成するものとする。

(2)国有鉄道組織の一部であって，鉄道管区がその経営の責任を負う部分の総支配人（この職務に付けられている名称の如何を問わない）に就任している者，および当該職務に共同就任者がある場合はそのおのおのの者は，その者が当該職務に就任している間は職権に基づいて当該鉄道管区の構成員となるものとする。

(3)おのおのの鉄道管区の，前第(2)節に基づいて構成員として在任している者以外の，委員長およびその他の構成員は

(a)鉄道公社が，運輸，工業，商業または財政事項，経営，科学の応用，または労働者の組織について広汎な経験を有し，または能力を示していると認める者，または

(b)鉄道管区の関係する地域の，特にその地域の特殊な運輸要請を含めて特殊な要請および事情について，広汎な経験を有し，かつ精通している者

の中から任命するものとする。

11-(1)本補則第10項第(2)節に基づいて構成員として就任している者以外の鉄道管区の構成員は，その任命期間に従って在任するものとする。但し，何時にても鉄道公社に対する文書による通知によって辞任することができる。

(2)鉄道管区の構成員たることを終止した者は，再任を受ける資格を有するものとする。

12-(1)鉄道管区は，

(a)おのおのの鉄道管区の構成員に，大臣が大蔵省の承認をえて決定する俸給または報酬および手当を支払うものとし，また

(b)大臣が大蔵省の承認をえてその者に関して年金の支払を行なうべきことを決定することができる，鉄道管区のいずれかの構成員が退任または死亡したときは，その構成員に対し，または関して，大臣がそのように決定する年金を支払ものとし，

また，もしある者がその任期の満了以外に基づいて鉄道管区の構成員たることを終止し，かつ大臣がその者が補償を受くべきことを正当とする特別の事情があると認める場合は，大臣は，大蔵省の承認をえて決定する金額をその者に支払うことを，大蔵省の承認をえて鉄道公社に要求することができる。

(2)前第(1)節は，本補則第10項第(2)節に基づいて鉄道管区の構成員である者に適用しないものとする。

(3)大臣は，いずれの者が鉄道管区の構成員に初めて任命された後できる限り速やかに，本項に基づいて支払われ，または支払われるであろう俸給または報酬および手当の計算

書を議会の各院に提出するものとする。また，もし本項に基づく大臣のその後の決定が当該計算書の条項に反する場合，またはもし本項に基づく大臣の決定が鉄道管区の構成員に対する年金の支払またはかような構成員に関してなされる年金準備金への払込に関連する場合は，大臣はかような決定の後できる限り速やかにその計算書を議会の各院に提出するものとする。

(4)本項のうち，鉄道管区の構成員の場合に支払われる年金は，もしあれば，大臣が大蔵省の承認をえて決定すべきことを要求する部分は，本項の規定とは関係なしに支払われる年金に適用しないものとする。

13おのおのの鉄道管区の議事手続は，管区の会合における定足数を含めて，管区が鉄道公社の承認をえて決定するところによるものとする。

第 Ⅲ 章　持　株　会　社

14- (1)持株会社の取締役は，その任命期間に従って就任し，かつ離任するものとし，かつその取締役たることを終止した者は，再任を受ける資格を有するものとする。

(2)持株会社の取締役は，何時にても大臣に対する文書による通知によって辞任することができる。

15- (1)持株会社は，

(a)その取締役に対して，大臣が大蔵省の承認をえて決定する俸給または報酬および手当を支払うものとし，また

(b)大臣が大蔵省の承認をえてその者に関して年金の支

払を行うべきことを決定することができる，取締役のいずれかが退任または死亡したときは，その取締役に対しまたは関して，大臣がその如く決定する年金を支払うものとし，

またはもしある者が，その任期満了以外に基づいて持株会社の取締役たることを終止し，かつ大臣がその者が補償を受くべきことを正当とする特別の事情があると認める場合は，大臣は，大蔵省の承認をえて決定する金額をその者に支払うことを，大蔵省の承認をえて持株会社に要求することができる。

(2)大臣は，ある者が持株会社の構成員に初めて任命された後できる限り速やかに，本項に基づいて支払われ，または支払われるであろう俸給または報酬および手当の計算書を議会の各院に提出するものとする。またもし本項に基づく大臣のその後の決定が当該計算書の条項に反する場合，またはもし本項に基づく大臣の決定が持株会社の構成員に対する年金の支払またはかような構成員に関してなされる年金準備金への払込に関連する場合は，大臣はかような決定の後できる限り速やかにその計算書を議会の各院に提出するものとする。

(3)本項第(1)節のうち，持株会社の取締役の場合に支払われる年金は，もしあれば，大臣が大蔵省の承認をえて決定すべきことを要求する部分は，本項の規定とは関係なしに支払われる年金に関連して適用しないものとする。

16- (1)持株会社は，取締役に欠員あることに拘らず行為することができる。

⑵大臣は命令をもって，持株会社の会合における定足数を含めて，持株会社の議事手続を規定することができる。本節に基づく命令は，従前の命令を変更または取消すことができ，また法律上の書面によってこれを発するものとし，かような書面は議会に提出しなければならない。

⑶持株会社の議事手続が前第⑵節に基づく命令によって規定されない場合はその限りにおいて，議事手続は持株会社が定めるところによるものとする。

⑷持株会社は社印を有するものとし，その印章の使用は持株会社の社長または持株会社によって印章の使用を認証する権限を付与された取締役の署名，および持株会社の秘書または持株会社によって当該認証のために秘書に代って行為する権限を付与された者の署名をもって認証するものとする。

持株会社はある者に，秘書が不在であるかまたは行為することが不可能であるか否かによらず，秘書に代って本項に基づいて行為する権限を付与することができる。

⑸持株会社によって発行された書証であって，かつ前述の如く印章を押捺されているかまたは持株会社のために署名されていると認められる書証は，すべて証拠として受領され，かつそうでないことが証明されない限りその上の証明なしにかような書証であるとみなされるものとする。

第2補則　運輸委員会の法律上の機能の移転　　オ32条

第　I　章　　公　　法

１９０５年鉄道火災法

（エドワード７世治世第５議会第１１号）

第2条（土地立入権）　鉄道会社への言及は，公社のいずれかへの言及を含むものとする。

１９３３年ロンドン旅客運送法

（ジョージ５世治世第２３および第２４議会第１４号）

１９３３年ロンドン旅客運送法（１９６２年運輸法によって廃止されない範囲において）において，ロンドン旅客運輸局への言及は，ロンドン公社への言及として読替えるものとする。

１９３６年公衆衛生（ロンドン）法

（ジョージ５世およびエドワード８世治世第２６議会第５０号）

第３０４条⑶（鉄道会社の定義）　ロンドン旅客運輸局への言及は，ロンドン公社への言及として読替えるものとする。

１９４８年刑事裁判法

（ジョージ６世治世第１１および第１２議会第５８号）

第４１条⑶（運送中の貨物および郵便物に関する刑事訴訟手続の証拠）　運輸委員会またはいずれの経営委員会への言及は，公社のいずれかへの言及として読替えるものとする。

１９４９年沿岸防護法

（ジョージ６世治世第１２，第１３および第１４議会第７４号）

１－⑴第２条第⑵項⑹号および第⑻項，第３条第⑹項⑹号お